

第4次野田市障がい者基本計画の策定にあたって

野田市はこれまで、平成31年3月に策定した「第3次野田市障がい者基本計画」に基づき、「障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格・個性を尊重し支えあう共生社会の構築」を基本理念に掲げ、その実現に向けて各種の施策を展開してまいりました。

また、令和2年度に野田市手話言語条例、令和3年度に野田市障がいのある人の円滑な意思疎通に関する条例を制定し、意思疎通支援の充実を図るとともに、社会全体で児童、高齢者、障がいのある人に対する虐待を防止するため、令和5年12月に虐待防止条例を制定しました。さらに、日々の生活を健康に過ごし、子どもから大人まで、障がいのある人もない人も、スポーツや文化活動を通じて人間力の向上を図り、これを人づくり、まちづくりにつなげていこうと、令和5年4月1日に「健康スポーツ文化都市」を宣言しました。



第4次野田市障がい者基本計画の策定にあたっては、障がいのある人やその家族、支援者等から直接意見を伺うことを目的として、障がい者団体や障がいのある人を支援する法人、そして野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会へのヒアリングや障害福祉サービス等を提供する事業所へのヒアリングを実施し、障がいのある人や関係者のニーズを取り入れるとともに、パブリック・コメント手続を実施しました。

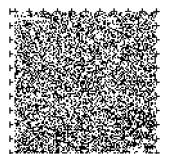
これらのことを踏まえ、障がいのある人への制度や障がいのある人の環境に適切に対応しつつ、障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格・個性を尊重し支えあう共生社会を構築し、元気で明るい家庭を築ける野田市を目指します。また、これからは見据えた各種施策として、新たに虐待防止条例に基づく取組、基幹相談支援センターをはじめとした地域生活支援拠点の機能充実など様々な取組を盛り込みました。

野田市として、これらの施策が実現できますように、様々な支援機関などと連携をしていきたいと考えております。

結びに、本計画策定にあたり、熱心にご議論をいただいた野田市障がい者基本計画推進協議会の委員をはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの皆様に対しまして、心より感謝を申し上げますとともに、たくさんの想いや願いが込められた施策の実施について、引き続きご協力をお願い申し上げます。

令和6年3月

野田市長 鈴木 有



「障害」の「害」の字のひらがな表記に関する基本方針

1 実施目的

「障害」の「害」の字は、身体障害者福祉法の制定の際に「礙(がい)」や「碍(がい)」(礙(がい)の俗字)の字が当用漢字の制限を受けて使用できないため、代わりに使用されるようになりました。しかし、一般的に「害」という字には、「悪くすること」、「わざわい」等の否定的な意味があり、「障がい」は、本人の意思でない生来のものや病気や事故などに起因するものであることから、障がい者を表すときに「害」を用いることは人権尊重の観点からも好ましくないものと考えます。そこで、本市は、障がいのある方に対する差別や偏見をなくし、少しでも障がいのある方に対して不快感を与えないようにするため、また、障がい者に対する理解の市民啓発の観点から、市が作成する公文書等について「障害」の「害」の字をひらがな表記に改めて、より一層の障がい者福祉の充実を図ることにより、障がいへの理解を進め、心のバリアフリーを推進します。

なお、今後、国の法令等において、「障害」の「害」の字が「碍」に改められた場合も、野田市においては、本方針に基づき、引き続きひらがな表記とすることとします。

2 実施内容

「障害」という言葉が単語又は熟語として用いられ、前後の文脈から人又は人の状態を表す場合は、「害」をひらがな表記とします。

3 実施日

平成 22 年 11 月 1 日

4 実施上の留意点等

本取扱いは、誤りを正すという趣旨のものではなく、障がいへの理解を促す啓発を目的とすることから、実施日に表記の変更が困難であるものについては、条件が整い次第速やかに表記を変更することとします。

5 ひらがな表記の運用

(1) 対象

市が作成する公文書等(条例、規則、市報、啓発等チラシ、パンフレット、計画等冊子、ホームページ、看板、案内掲示等)ただし、既に出て上がっている印刷物、各種計画及び施設の看板については、増刷時若しくは改定時期又は老朽化した時点で、表記を変更することとします。

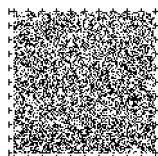
(2) 適用除外

ア 法令等の名称及び法令等で使用されている用語(障害者自立支援法、身体障害者手帳(身体障害者福祉法第 15 条)、障害基礎年金(国民年金法第 15 条)、医学・学術用語等)

イ 本市以外が作成したもの(国等が定めた申請書、届出書等の様式、パンフレット等)

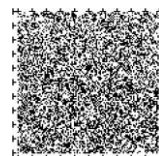
ウ 本市以外の団体、施設等の固有名詞(国立障害者リハビリテーションセンター等)

エ 人の状態を表すものではないもの(障害物、交通障害、電波障害等)

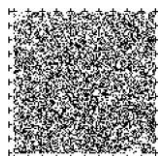


第4次野田市障がい者基本計画 目次

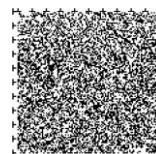
第1章 総論	1
1 計画策定の背景と趣旨	3
(1) 国、県及び市の施策動向	3
(3) 上位計画及び福祉関係計画との関係	4
(4) 計画の期間	5
2 計画の策定体制	6
(1) 野田市障がい者基本計画推進協議会	6
第2章 障がいのある人を取り巻く現状	7
1 野田市の概要	9
(1) 総人口の推移	9
(2) 年齢別人口構成の推移	9
(3) 世帯数と1世帯当たりの人数の推移	10
2 障がいのある人などの状況	11
(1) 身体障害者手帳を所持する人	11
(2) 療育手帳を所持する人	15
(3) 精神障害者保健福祉手帳を所持する人	17
(4) 自立支援医療（精神通院医療）を受給する人	19
(5) 難病	19
3 障がい福祉全般にみるニーズ	20
(1) 市内の障がい者の当事者等団体等からの主な意見	20
(2) 障害福祉サービス事業所等へのアンケート及びヒアリング調査の主な結果	46
第3章 計画の基本的な考え方	73
1 計画の基本理念	75
2 計画の基本原則	76
3 計画の基本方針	77
4 計画の施策体系	80
5 健康スポーツ文化都市	81
(1) 健康スポーツ文化都市について	81
(2) 本計画における取組について	81
6 本計画と持続可能な開発目標（SDGs）とのつながり	82
(1) 持続可能な開発目標（SDGs）とは	82
(2) 本計画とのつながり	83

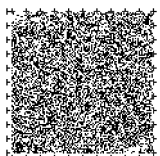


7	計画の推進体制（P D C Aサイクル）	84
	（1）本計画におけるP D C Aサイクル	84
第4章	各分野における施策の基本的な方向性	85
1	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	87
	施策1 権利擁護の推進、虐待の防止	88
	施策2 障がいを理由とする差別の解消の推進	91
2	安全・安心な生活環境の整備	94
	施策1 住宅の確保	95
	施策2 移動しやすい環境の整備など	97
	施策3 アクセシビリティに配慮した施設	100
	施策4 障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進	102
3	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	105
	施策1 情報通信における情報アクセシビリティの向上	106
	施策2 情報提供方法の充実等	107
	施策3 意思疎通支援の充実	108
	施策4 行政情報のアクセシビリティの向上	111
4	防災、防犯などの推進	113
	施策1 防災対策の推進	114
	施策2 防犯対策の推進	116
	施策3 消費者トラブルの防止及び被害からの救済	118
5	行政などにおける配慮の充実	119
	施策1 選挙などにおける配慮	120
	施策2 行政機関などにおける配慮及び障がい者理解の促進等	122
6	保健・医療の推進	125
	施策1 精神保健・医療の適切な提供など	127
	施策2 保健・医療の充実など	128
	施策3 障がいの原因となる疾病などの予防・治療	131
	施策4 保健・医療を支える人材の育成・確保	134
7	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	135
	施策1 意思決定支援の推進	137
	施策2 相談支援体制の構築	140
	施策3 地域移行支援、在宅サービスなどの充実	145
	施策4 障がいのある子どもに対する支援の充実	147
	施策5 障害福祉サービスの質の向上など	152
	施策6 障がい福祉を支える人材の育成・確保	154
8	教育の振興	155
	施策1 インクルーシブ教育システムの推進	156

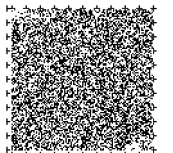


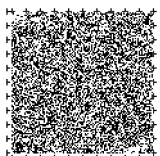
施策2	教育環境の整備	158
施策3	生涯を通じた多様な学習活動の充実	162
9	雇用・就業、経済的自立の支援	164
施策1	総合的な就労支援	165
施策2	障がいのある人の雇用の促進	167
施策3	障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	169
施策4	一般就労が困難な障がいのある人に対する支援	170
10	文化芸術活動・スポーツなどの振興	172
施策1	文化芸術活動、余暇、レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備	173
施策2	スポーツに親しめる環境の整備	175
資料編		177
1	野田市障がい者基本計画推進協議会委員名簿	179
2	野田市障がい者基本計画推進協議会設置条例	180





第1章 総論





第1章 総論

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 国、県及び市の施策動向

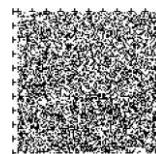
我が国における障がい福祉施策では、2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承、新型コロナウイルス感染症拡大とその対応、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGs¹の視点）などの社会情勢の変化に対応するため、地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調を基本原則とした第5次障害者基本計画を令和4年度に策定しました。

本市では、国の障害者基本計画や千葉県障害者計画を踏まえ、共生社会の実現に向けて更なる障がい福祉施策の深化・推進が求められます。

■ 障がい福祉に関する法制度等の動向

年度	国・県	野田市
平成30年度	国	○ 第3次野田市障がい者基本計画策定
	県	
令和元年度	国	
	県	
令和2年度	国	○ 第6期野田市障がい福祉計画・第2期野田市障がい児福祉計画策定 ○ 野田市手話言語条例施行 ○ 地域生活支援拠点等整備 ○ 野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会に医療的ケア見者支援部会を設置
	県	
令和3年度	国	○ 野田市障がいのある人の円滑な意思疎通に関する条例施行
	県	
令和4年度	国	
	県	
令和5年度		○ 虐待防止条例施行 ○ 第4次野田市障がい者基本計画策定 ○ 第7期野田市障がい福祉計画・第3期野田市障がい児福祉計画策定

1 「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標のこと。(82 ページ参照)



(2) 計画の法的位置付け

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定により策定することが義務付けられているため、野田市では、「野田市障がい者基本計画」として策定しています。

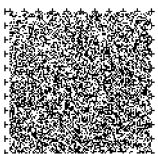
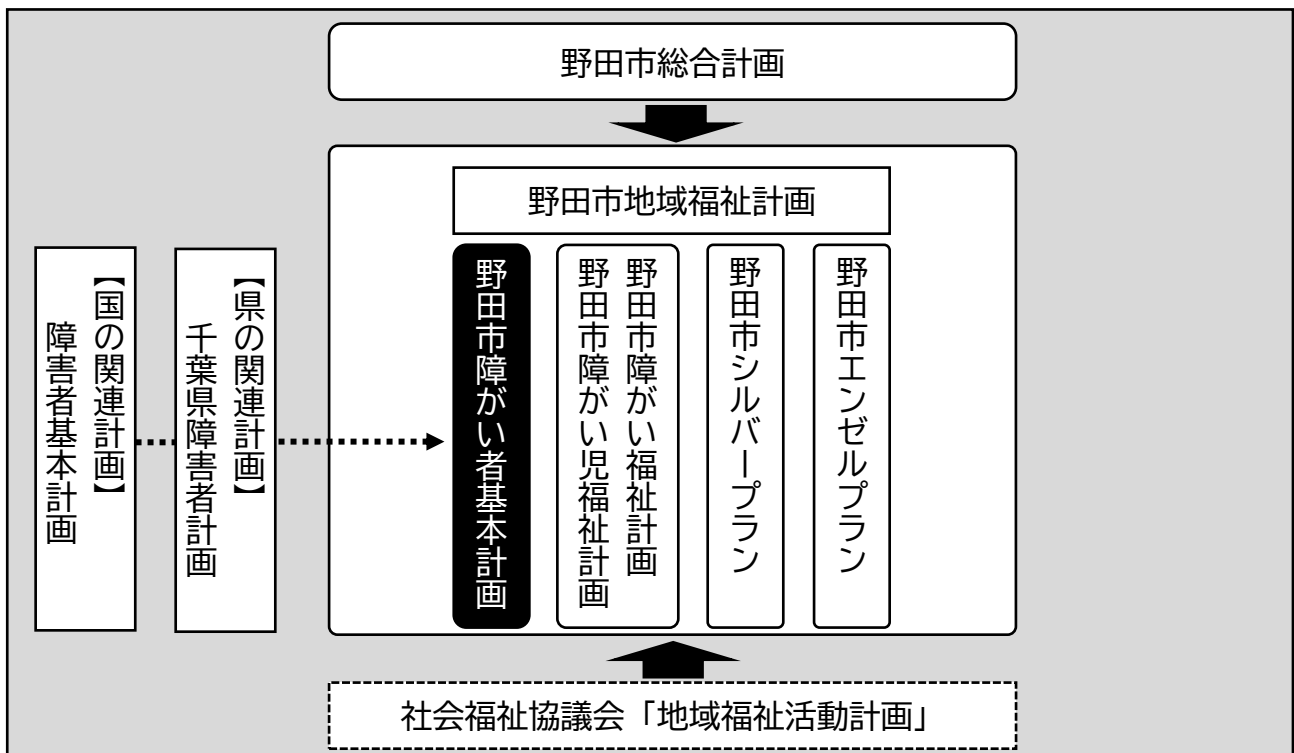
■ 障害者基本法

障害者基本法第 11 条

- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。
- 6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かななければならない。
- 8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

(3) 上位計画及び福祉関係計画との関係

本計画は、「野田市総合計画」を最上位計画とし、福祉施策に係る総合計画となる「野田市地域福祉計画」を本計画の上位計画に位置付けるとともに「野田市シルバープラン（野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画）」や「野田市エンゼルプラン」等の既存の福祉計画との整合性にも十分に配慮するものとします。



(4) 計画の期間

本計画の期間は、国の障害者基本計画を踏まえ作成するため、国の障害者基本計画と同じ5年間としています。本計画は、令和6年度から令和10年度までとなります。

また、令和6年度から令和8年度までの3年間は計画の期間とする第7期野田市障がい福祉計画・第3期野田市障がい児福祉計画と一体的な推進を図ります。

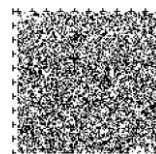
障がい者基本計画	第1次計画			第2次計画		第3次計画	第4次計画														
	初版 H11年度 ∟ H15年度	一次改訂 H16年度 ∟ H18年度	二次改訂 H19年度 ∟ H23年度	初版 H24年度 ∟ H26年度	一次改訂 H27年度 ∟ H30年度	R1年度 ∟ R5年度	R6年度 ∟ R10年度														
障がい福祉計画	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>第1期</td><td>第2期</td><td>第3期</td><td>第4期</td><td>第5期</td><td>第6期</td><td>第7期</td> </tr> <tr> <td>H18年度 ∟ H20年度</td><td>H21年度 ∟ H23年度</td><td>H24年度 ∟ H26年度</td><td>H27年度 ∟ H29年度</td><td>H30年度 ∟ R2年度</td><td>R3年度 ∟ R5年度</td><td>R6年度 ∟ R8年度</td> </tr> </table>							第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	H18年度 ∟ H20年度	H21年度 ∟ H23年度	H24年度 ∟ H26年度	H27年度 ∟ H29年度	H30年度 ∟ R2年度	R3年度 ∟ R5年度	R6年度 ∟ R8年度
	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期														
H18年度 ∟ H20年度	H21年度 ∟ H23年度	H24年度 ∟ H26年度	H27年度 ∟ H29年度	H30年度 ∟ R2年度	R3年度 ∟ R5年度	R6年度 ∟ R8年度															
障がい児福祉計画							<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>第1期</td><td>第2期</td><td>第3期</td> </tr> <tr> <td>H30年度 ∟ R2年度</td><td>R3年度 ∟ R5年度</td><td>R6年度 ∟ R8年度</td> </tr> </table>	第1期	第2期	第3期	H30年度 ∟ R2年度	R3年度 ∟ R5年度	R6年度 ∟ R8年度								
	第1期	第2期	第3期																		
H30年度 ∟ R2年度	R3年度 ∟ R5年度	R6年度 ∟ R8年度																			

【第1次障がい者基本計画の計画期間について】

第2期野田市障害福祉計画の計画期間と統一を図るため、計画期間を1年間延長し、平成23年度までとしました。

【第2次障がい者基本計画の計画期間について】

国の基本計画の計画期間が5年間であることに対し、市は6年間となっており、この計画期間の違いから、国及び県の計画を即時に反映することができない仕組みとなっていたことから、国の基本計画を踏まえ野田市の基本計画を策定できるよう、第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）の計画期間を国の次期計画の開始年度である平成30年度まで延長し、第3次以降の野田市障がい者基本計画の計画期間を国と同じ5年間としました。



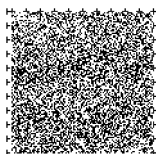
2 計画の策定体制

(1) 野田市障がい者基本計画推進協議会

第4次野田市障がい者基本計画を策定するに当たり、市民の意見や提言等を反映させるため、これまでの計画（第1次から第3次）と同様、市内の障がいのある人の当事者団体、社会福祉法人及び野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会¹本会委員に対してヒアリングを実施したほか、計画の基本的な考え方や内容等について、「野田市障がい者基本計画推進協議会」において審議・討論しました。

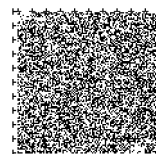
■ 野田市障がい者基本計画推進協議会

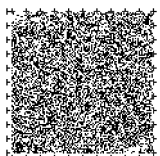
回数	開催日	開催場所	審議内容等
1	令和5年7月7日(金)	市役所	<ul style="list-style-type: none"> ○第4次野田市障がい者基本計画について（諮問） ○第7期野田市障がい福祉計画・第3期野田市障がい児福祉計画について（諮問） ○障がい者団体等へのヒアリング結果について
2	令和5年10月6日(金)	中央公民館	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉サービス事業所等アンケート調査及びヒアリングの結果について ○第4次野田市障がい者基本計画及び第7期野田市障がい福祉計画・第3期野田市障がい児福祉計画の骨子案について ○第4次野田市障がい者基本計画の取組予定について
3	令和5年11月14日(火)	中央公民館	<ul style="list-style-type: none"> ○第4次野田市障がい者基本計画の素案について ○第7期野田市障がい福祉計画・第3期野田市障がい児福祉計画の素案について
4	令和6年2月6日(火)	市役所	<ul style="list-style-type: none"> ○第4次野田市障がい者基本計画（素案）及び第7期野田市障がい福祉計画・第3期野田市障がい児福祉計画（素案）に対するパブリック・コメント手続の結果について ○第4次野田市障がい者基本計画（案）及び第7期野田市障がい福祉計画・第3期野田市障がい児福祉計画（案）の承認について ○第4次野田市障がい者基本計画の策定について（答申） ○第7期野田市障がい福祉計画・第3期野田市障がい児福祉計画の策定について（答申）



1 障がいのある人及び障がいのある子どもへの支援の体制の整備を図り、障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うとともに、日常生活を営むために医療を要する状態にある障がいのある子が、その心身の状況に応じた支援を受けられるよう、関係機関との連絡調整を行う体制を整備することを目的に設置された協議会のこと。

第2章 障がいのある人を取り巻く現状





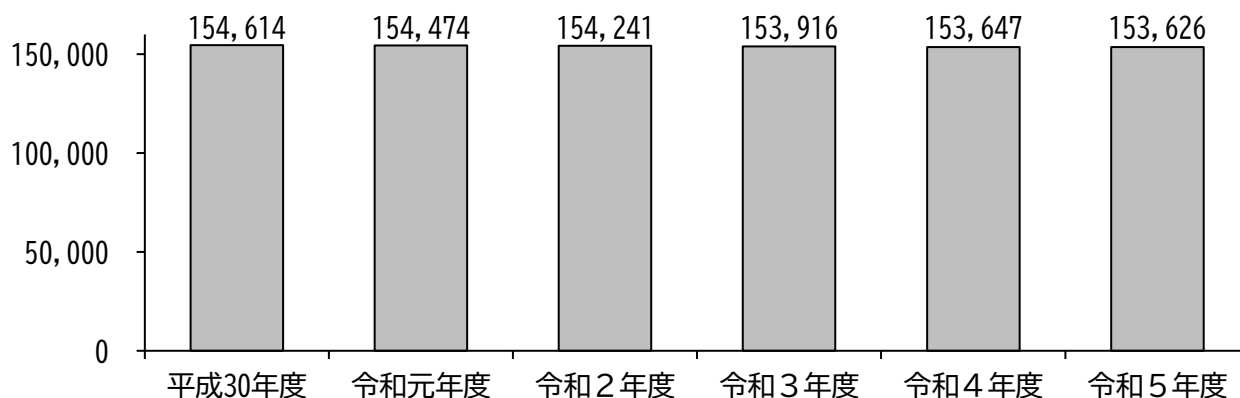
第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1 野田市の概要

(1) 総人口の推移

令和5年10月1日現在の野田市の総人口は、153,626人となっており、平成30年度の154,614人と比べて988人減少しています。

■総人口の推移

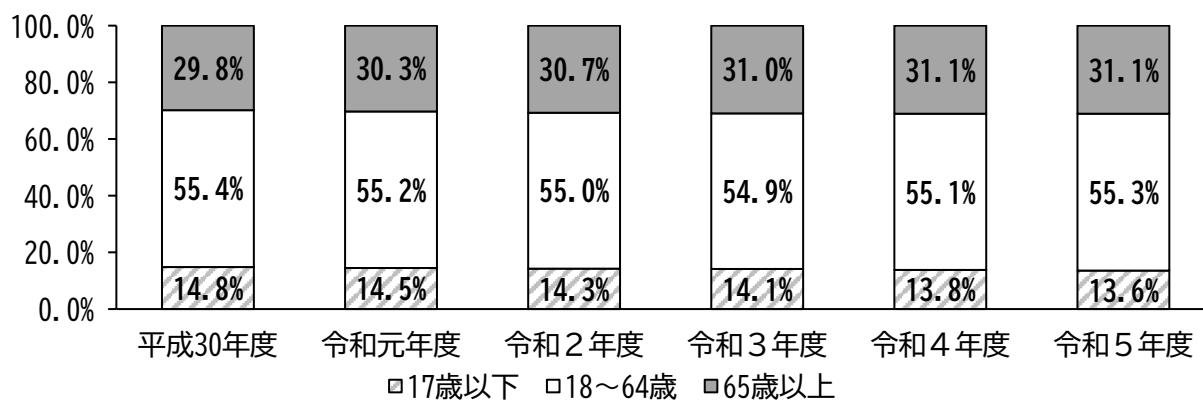


※各年度10月1日現在（住民基本台帳）の数値

(2) 年齢別人口構成の推移

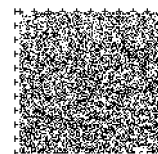
年齢別人口構成においては、17歳以下の子どもの割合が緩やかな減少傾向にあり、逆に65歳以上の割合が緩やかに増加しています。このことから野田市においても少子・高齢化が進んでいることが分かります。

■年齢別人口構成の推移



年齢	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
17歳以下	14.8%	14.5%	14.3%	14.1%	13.8%	13.6%
18~64歳	55.4%	55.2%	55.0%	54.9%	55.1%	55.3%
65歳以上	29.8%	30.3%	30.7%	31.0%	31.1%	31.1%

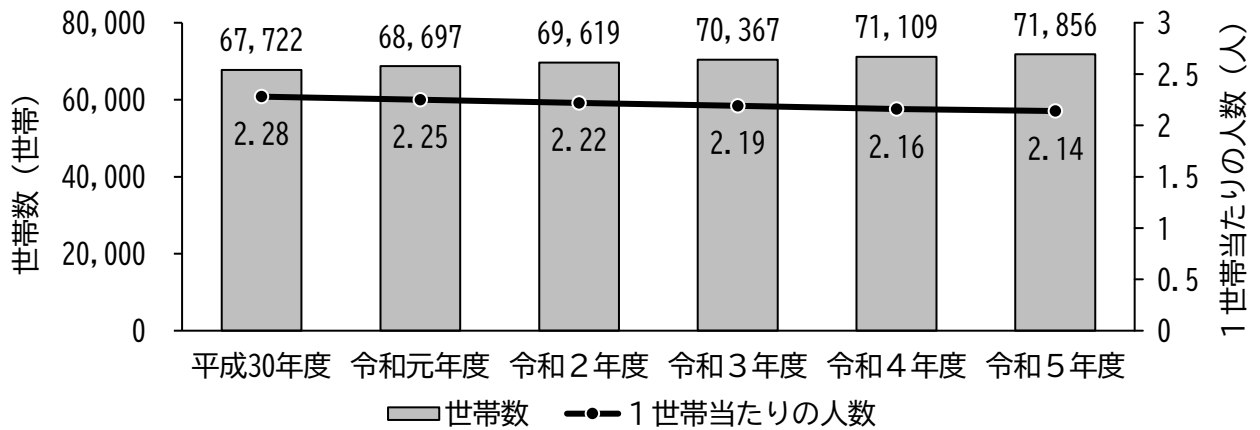
※各年度10月1日現在（住民基本台帳）の数値



(3) 世帯数と1世帯当たりの人数の推移

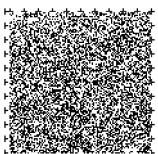
野田市の世帯数は、令和5年10月1日現在で71,856世帯と一貫して増加しています。
 しかし、1世帯当たりの人数については、平成30年の2.28人から令和5年の2.14人と0.14人の減少となっており、世帯の少人数化が進んでいます。

■世帯数と1世帯当たりの人数の推移



年齢	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
世帯数	67,722	68,697	69,619	70,367	71,109	71,856
1世帯当たりの人数	2.28	2.25	2.22	2.19	2.16	2.14

※各年度10月1日現在（住民基本台帳）の数値



2 障がいのある人などの状況

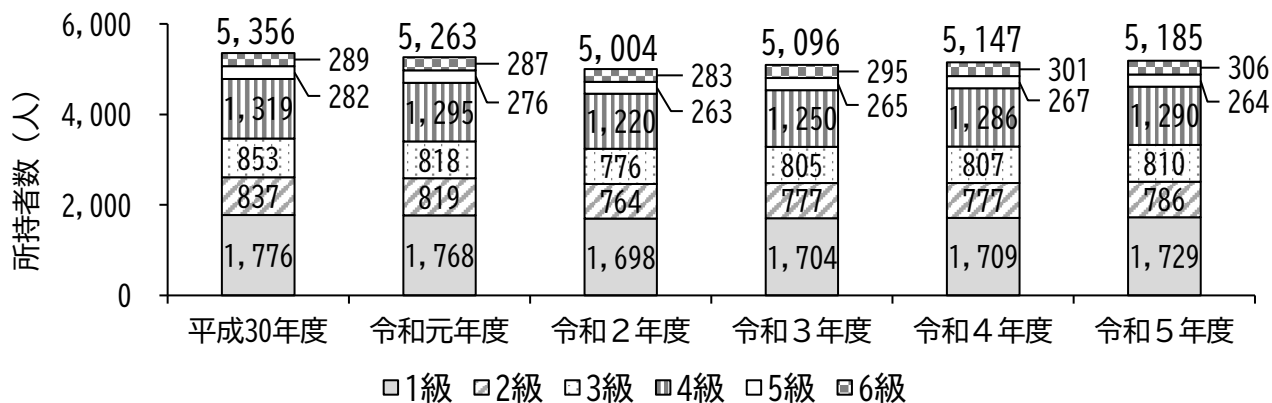
(1) 身体障害者手帳を所持する人

① 身体障害者手帳を所持する人の推移（障がい等級別）

令和5年度（10月1日現在）の身体障害者手帳を所持する人は5,185人で、令和2年度の5,004人と比較し181人増加しています。

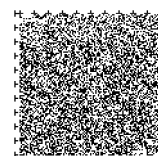
重度（障がい等級1級及び2級）の身体障がいのある人は、全体の2,515人（48.5%）で約半数となります。

■身体障がいのある人の推移（障がい等級別）



	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
1級	1,776	1,768	1,698	1,704	1,709	1,729
2級	837	819	764	777	777	786
3級	853	818	776	805	807	810
4級	1,319	1,295	1,220	1,250	1,286	1,290
5級	282	276	263	265	267	264
6級	289	287	283	295	301	306
合計	5,356	5,263	5,004	5,096	5,147	5,185

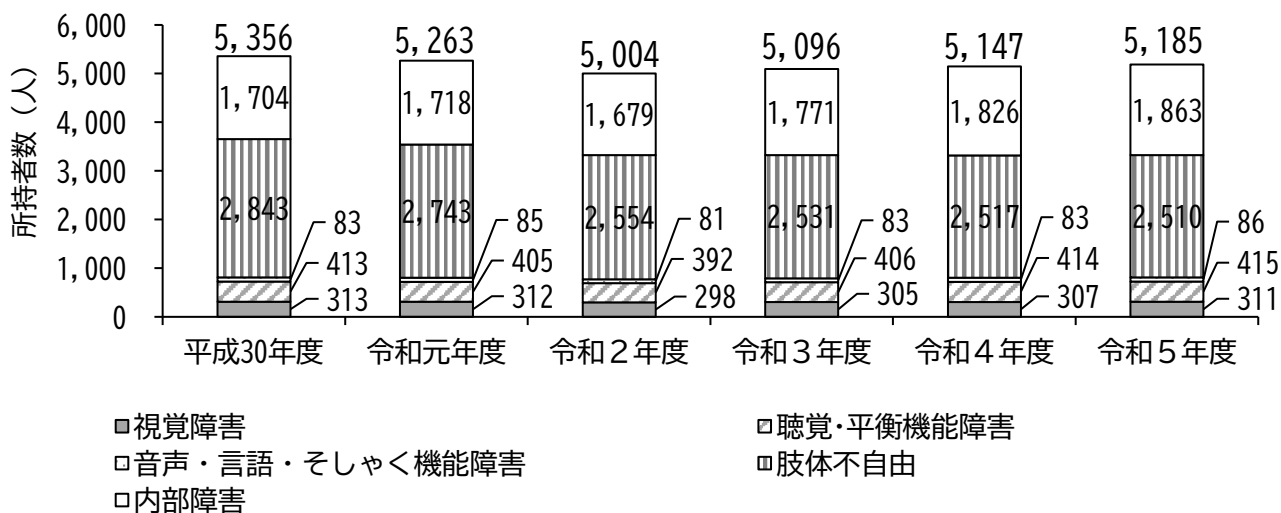
※各年度3月31日現在（令和5年度は10月1日現在）



② 身体障害者手帳を所持する人の推移（障がい部位別）

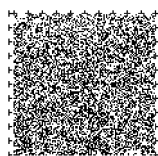
障がい部位別では、肢体不自由が2,510人（48.4%）と約半数を占め、次いで内部障がいが1,863人（35.9%）となり、肢体不自由と内部障がいで4,373人となり全体の84.3%を占めます。

■身体障がいのある人の推移（障がい種別別）



	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
視覚障害	313	312	298	305	307	311
聴覚・平衡機能障がい	413	405	392	406	414	415
音声・言語・そしゃく機能障がい	83	85	81	83	83	86
肢体不自由	2,843	2,743	2,554	2,531	2,517	2,510
内部障がい	1,704	1,718	1,679	1,771	1,826	1,863
合計	5,356	5,263	5,004	5,096	5,147	5,185

※各年度3月31日現在（令和5年度は10月1日現在）

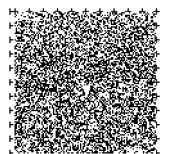


③ 身体障害者手帳の状況

区分		身体障害者 手帳所持者 総数	内訳					
障がい種別	年齢		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障がい	18歳未満	2	1	1	0	0	0	0
	18歳以上	305	90	109	21	22	52	11
	計	307	91	110	21	22	52	11
聴覚・平衡 機能障がい	18歳未満	15	0	7	2	2	0	4
	18歳以上	399	20	98	36	103	3	139
	計	414	20	105	38	105	3	143
音声・言語 そしゃく機能障がい	18歳未満	0	0	0	0	0	—	—
	18歳以上	83	3	11	42	27	—	—
	計	83	3	11	42	27	—	—
肢体不自由	18歳未満	57	26	11	7	3	6	4
	18歳以上	2,460	423	505	461	722	206	143
	計	2,517	449	516	468	725	212	147
内部障がい	18歳未満	19	12	2	4	1	—	—
	18歳以上	1,807	1,134	33	234	406	—	—
	計	1,826	1,146	35	238	407	—	—
心臓 機能障がい	18歳未満	7	4	1	2	0	—	—
	18歳以上	897	633	7	141	116	—	—
	計	904	637	8	143	116	—	—
じん臓 機能障がい	18歳未満	2	2	0	0	0	—	—
	18歳以上	486	465	1	17	3	—	—
	計	488	467	1	17	3	—	—
呼吸器 機能障がい	18歳未満	4	3	1	0	0	—	—
	18歳以上	85	20	3	49	13	—	—
	計	89	23	4	49	13	—	—
ぼうこう・直腸 機能障がい	18歳未満	3	1	0	2	0	—	—
	18歳以上	284	0	1	16	267	—	—
	計	287	1	1	18	267	—	—
小腸 機能障がい	18歳未満	1	0	0	0	1	—	—
	18歳以上	4	0	1	1	2	—	—
	計	5	0	1	1	3	—	—
免疫 機能障がい	18歳未満	0	0	0	0	0	—	—
	18歳以上	46	14	17	10	5	—	—
	計	46	14	17	10	5	—	—
肝臓 機能障がい	18歳未満	2	2	0	0	0	—	—
	18歳以上	5	2	3	0	0	—	—
	計	7	4	3	0	0	—	—
合計	18歳未満	93	39	21	13	6	6	8
	18歳以上	5,054	1,670	756	794	1,280	261	293
	計	5,147	1,709	777	807	1,286	267	301

※令和5年3月31日現在

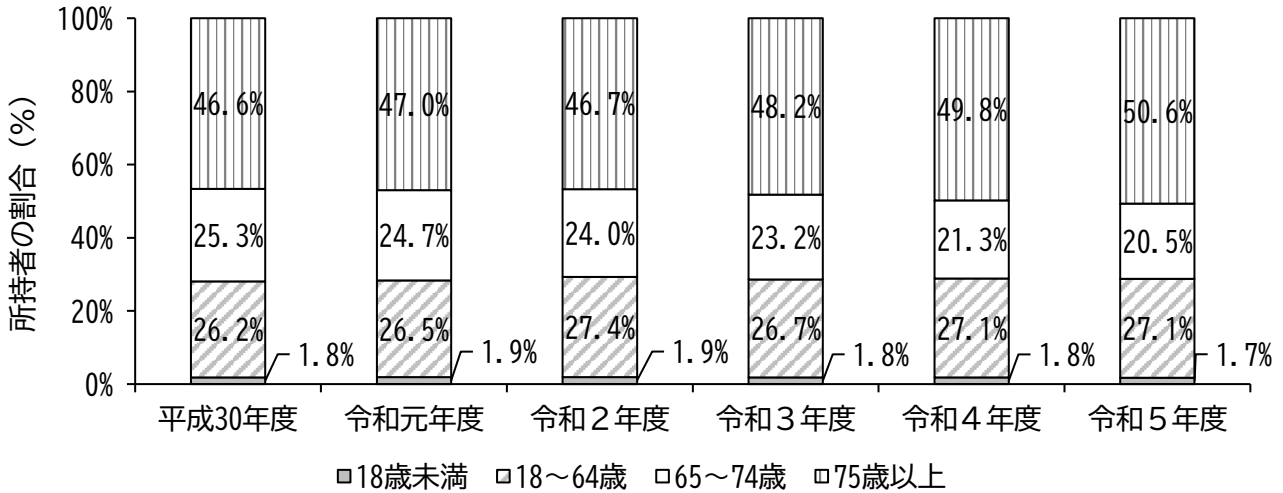
(単位：人)



④ 身体障害者手帳を所持する人の年齢別の状況

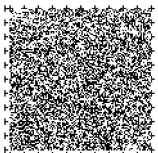
身体障害者手帳を所持する人の年齢別の状況は、18歳未満及び18歳から64歳の人の割合は、ほぼ一定で変化は見られません。一方で、65歳から74歳の人の割合は減少傾向にありますが、75歳以上の人の割合が増加しており50%を超えています。

■年齢別身体障害者手帳所持者の割合



	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
18歳未満	1.8%	1.9%	1.9%	1.8%	1.8%	1.7%
18～64歳	26.2%	26.5%	27.4%	26.7%	27.1%	27.1%
18～19歳	0.2%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.3%
20～29歳	1.8%	1.9%	1.9%	2.0%	2.0%	1.9%
30～39歳	2.9%	2.9%	2.9%	2.9%	2.7%	2.7%
40～49歳	5.9%	5.6%	5.8%	5.5%	5.2%	5.2%
50～59歳	8.8%	9.3%	10.1%	10.1%	10.4%	10.5%
60～64歳	6.6%	6.4%	6.4%	6.0%	6.6%	6.5%
65～74歳	25.3%	24.7%	24.0%	23.2%	21.3%	20.5%
75歳以上	46.6%	47.0%	46.7%	48.2%	49.8%	50.6%

※各年度3月31日現在（令和5年度は10月1日現在）

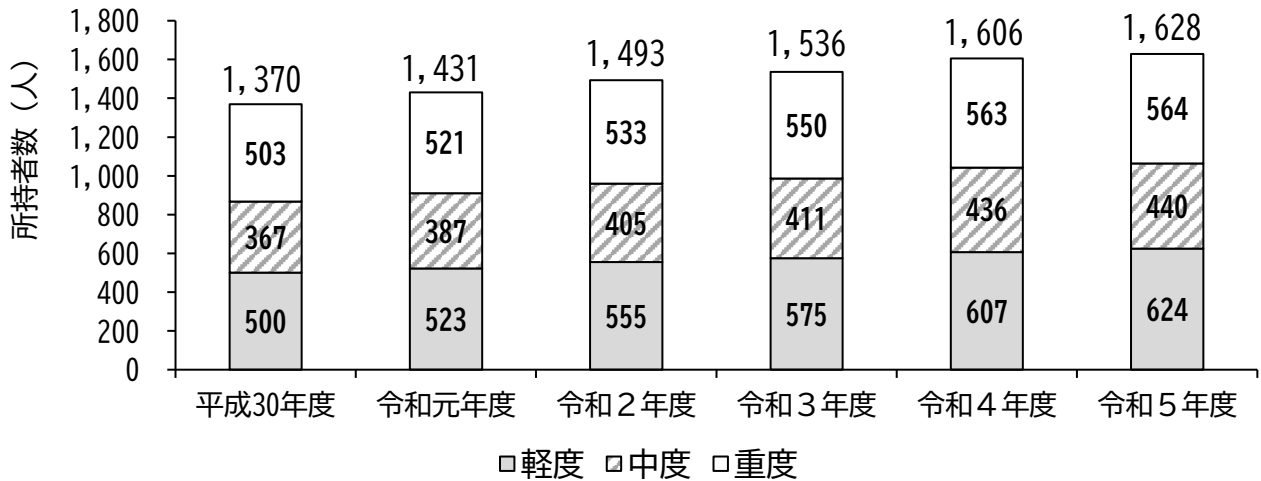


(2) 療育手帳を所持する人

① 療育手帳を所持する人の推移

療育手帳を所持する人は、年々増加しています。令和5年度（令和5年10月1日現在）の療育手帳を所持する人は1,628人で、平成30年度の1,370人と比較し258人増加しています。

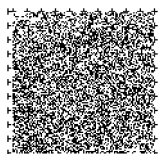
■療育手帳所持者数の推移



	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
軽度	500	523	555	575	607	624
中度	367	387	405	411	436	440
重度	503	521	533	550	563	564
合計	1,370	1,431	1,493	1,536	1,606	1,628

※各年度3月31日現在（令和5年度は10月1日現在）

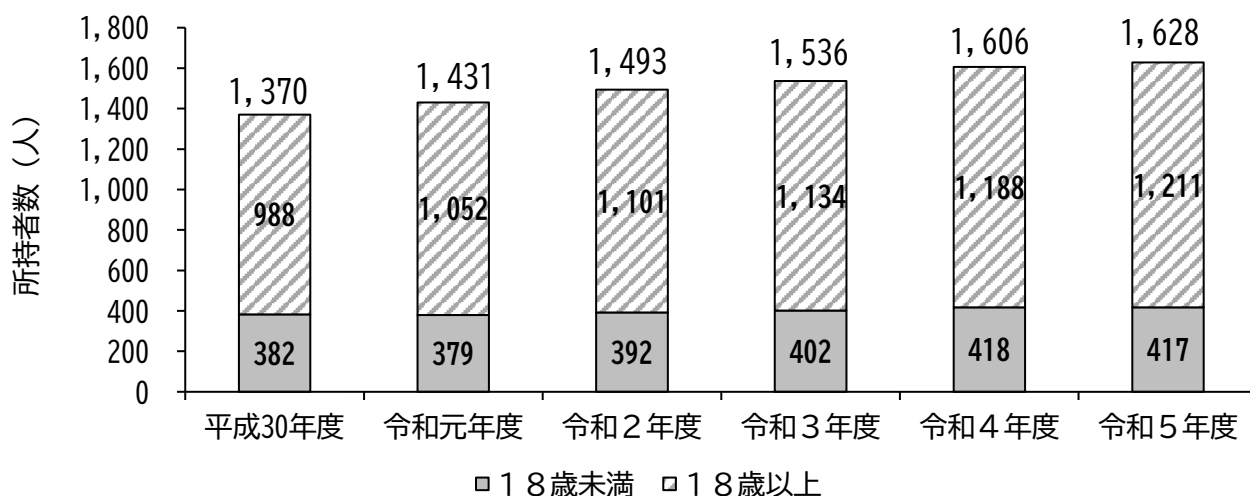
（単位：人）



② 療育手帳を所持する人の年齢別の状況

療育手帳を所持する人を年齢別にみると、令和5年度では、18歳以上が1,211人で全体の74.4%を占めています。

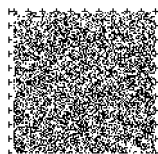
■療育手帳の年齢別の状況



	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
18歳未満	382	379	392	402	418	417
軽度	218	205	214	219	227	225
中度	65	72	81	80	87	87
重度	99	102	97	103	104	105
18歳以上	988	1,052	1,101	1,134	1,188	1,211
軽度	282	318	341	356	380	399
中度	302	315	324	331	349	353
重度	404	419	436	447	459	459
合計	1,370	1,431	1,493	1,536	1,606	1,628

※各年度3月31日現在（令和5年度は10月1日現在）

（単位：人）

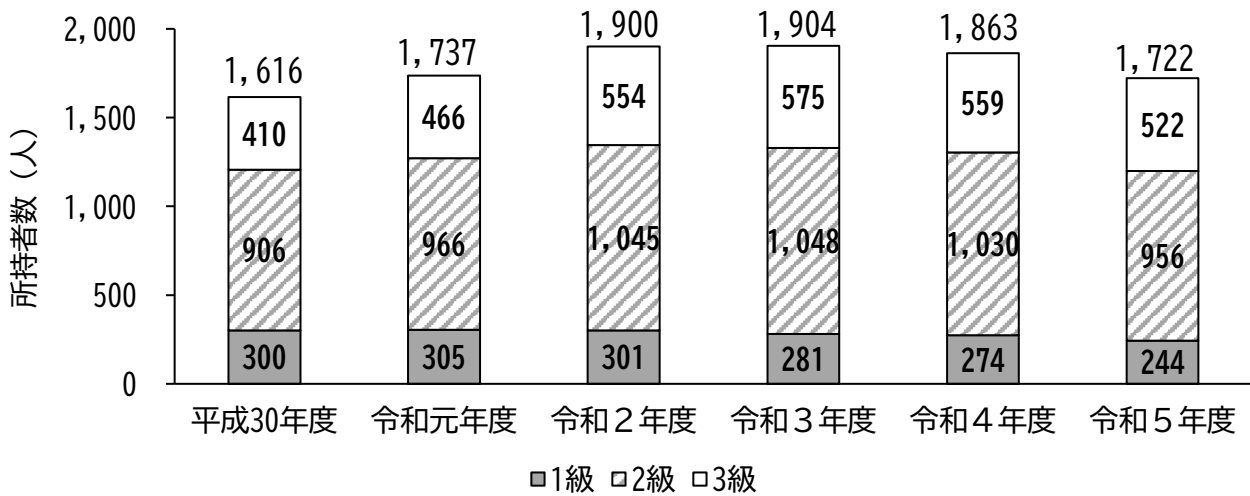


(3) 精神障害者保健福祉手帳を所持する人

① 精神障害者保健福祉手帳を所持する人の推移

新型コロナウイルス感染症への対応のため、令和2年3月1日から令和3年2月28日までに手帳の有効期限を迎える人のうち、更新時に医師の診断書を添えて提出する必要がある人については、障害者手帳申請書の提出を持って、現に所持している手帳の有効期限の日から1年以内は当該診断書の提出を猶予した上で、有効期限を更新することができることとなっていました。そのため、令和2年度から令和3年度にかけて、精神障害者保健福祉手帳を所持する人が多くなりましたが、令和5年度（令和5年10月1日現在）には1,722人となり、コロナ禍以前の水準までとなっています。

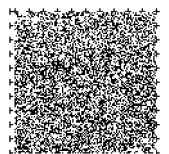
■精神障害者保健福祉手帳を所持する人の推移



	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
1級	300	305	301	281	274	244
2級	906	966	1,045	1,048	1,030	956
3級	410	466	554	575	559	522
合計	1,616	1,737	1,900	1,904	1,863	1,722

※各年度3月31日現在（令和5年度は10月1日現在）

（単位：人）

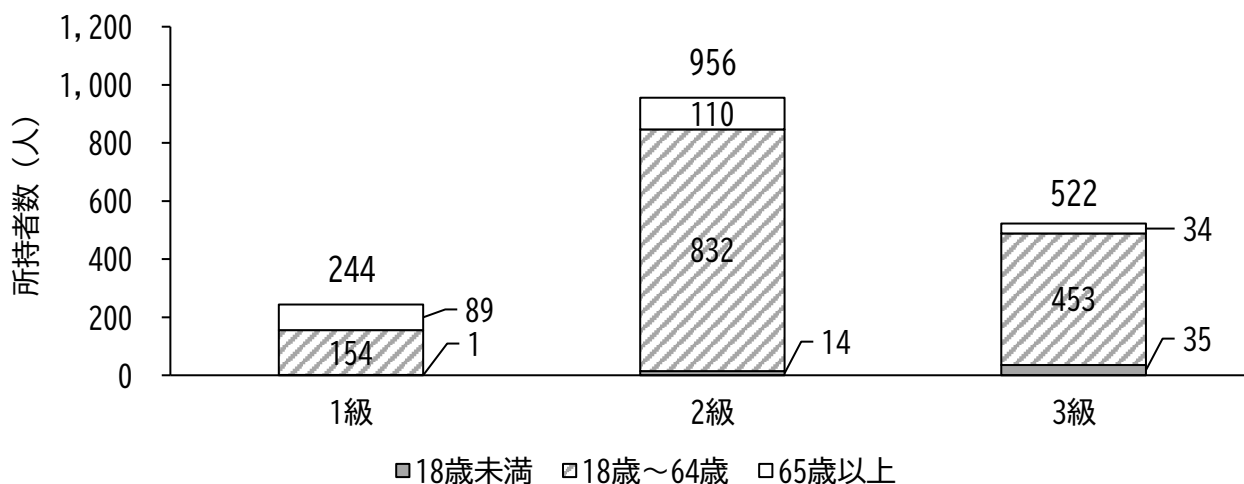


② 精神障害者保健福祉手帳の級別及び種別について

障がい等級2級が956人で全体の55.5%と半数以上を占めます。

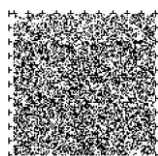
また、18歳以上64歳未満が1,439人で全体の83.6%を占める一方で、18歳未満が50人で全体の2.9%の割合です。

■精神障害者保健福祉手帳年齢・等級別所持者数



	18歳未満	18歳～64歳	65歳以上	合計
1級	1	154	89	244
2級	14	832	110	956
3級	35	453	34	522
合計	50	1,439	233	1,722

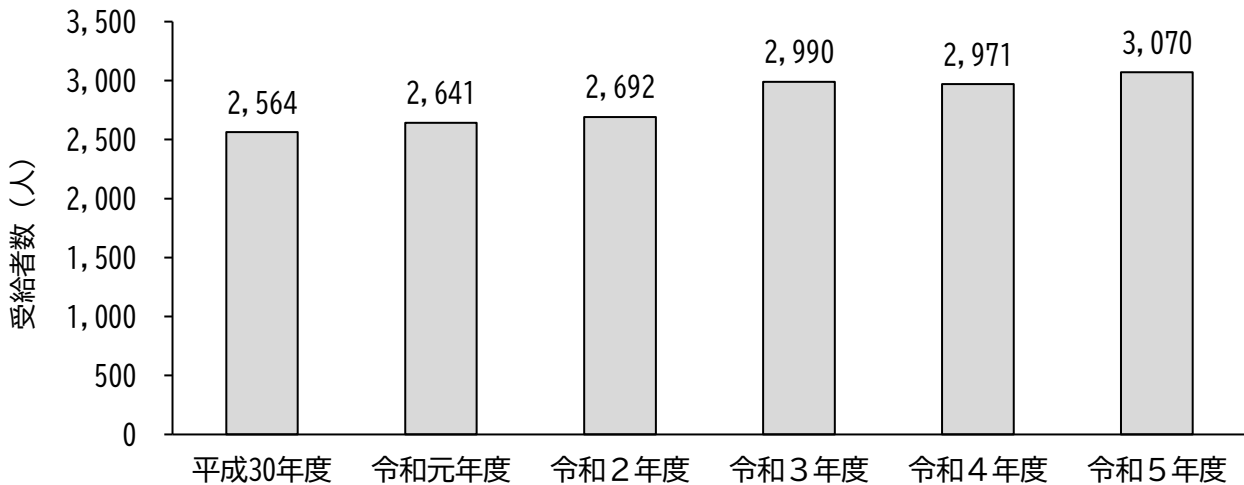
※令和5年10月1日現在



(4) 自立支援医療（精神通院医療）を受給する人

自立支援医療（精神通院医療）を受給される人は、年々増加しています。令和5年度（令和5年10月1日現在）の自立支援医療（精神通院医療）を受給される人数は3,070人で、平成30年度の2,564人と比較して506人増加しています。

■自立支援医療（精神通院医療）受給者数



	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
受給者数	2,564	2,641	2,692	2,990	2,971	3,070

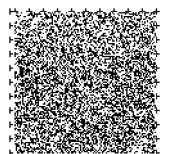
※各年度3月31日現在（令和5年度は10月1日現在）

(5) 難病

難病とは、発病の機構が明らかでなく、治療法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなる疾病を指します。

平成25年4月から施行された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）では、障害福祉サービスなどの対象として、身体障がい、知的障がい及び精神障がいのほかに「難病等」が加えられました。

障害者総合支援法の対象となる難病は、令和6年4月から369疾病となります。



3 障がい福祉全般にみるニーズ

(1) 市内の障がい者の当事者等団体等からの主な意見

① 概要

第4次野田市障がい者基本計画を策定するに当たり、当事者、当事者家族及び関係者の意見やニーズを取り入れるため、当事者団体等に対し、ヒアリングを実施いたしました。

当該ヒアリングは、令和5年3月に策定された国の障害者基本計画（第5次）における「各分野における障害者施策の基本的な方向」の11の項目及び市に対する意見を伺いました。

② 対象団体等

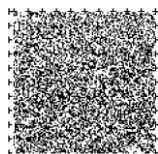
ア 市内の障がい者の当事者等団体（13団体）

- ・野田市身体障がい者福祉会
- ・野田市肢体不自由児者父母の会
- ・野田市聴覚障害者協会
- ・野田市視覚障がい者協会
- ・野田市中途失聴者・難聴者の集い「みみづくの会」
- ・オストメイト（人工肛門・膀胱保持者）の会「野田市ひばり友の会」
- ・身障者交流会 みつわ
- ・野田市手をつなぐ親の会
- ・岡田病院家族会「さくらの友の会」
- ・特定非営利活動法人枝の会
- ・特定非営利活動法人メンタルサポート野田そよかぜ
- ・野田市自閉症協会
- ・晴れのま

イ 市内の社会福祉法人（5法人）

- ・社会福祉法人野田みどり会
- ・社会福祉法人いちいの会
- ・社会福祉法人は一とふる
- ・社会福祉法人野田芽吹会
- ・社会福祉法人野田市社会福祉協議会

ウ 野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会（本会）委員（30人）



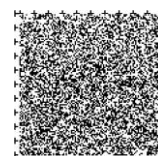
③ 当事者団体等からの意見

当事者団体等からの意見について、各団体から非常に多くの御意見を頂いたため、同じ内容や趣旨の意見を整理し、202の意見にまとめました。

なお、意見ごとに意見のあった団体名を表記するに当たり、団体名を次のとおり略称にて表記いたします。

■当事者団体等の略称表記

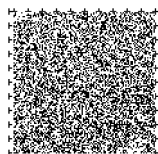
団体の正式名称	団体の略称
野田市身体障がい者福祉会	福祉会
野田市肢体不自由児者父母の会	父母の会
野田市聴覚障害者協会	聴覚障害者協会
野田市視覚障がい者協会	視覚障がい者協会
野田市中途失聴者・難聴者の集い「みみづくの会」	みみづくの会
オストメイト（人工肛門・膀胱保持者）の会 「野田市ひばり友の会」	ひばり友の会
身障者交流会 みつわ	みつわ
野田市手をつなぐ親の会	親の会
岡田病院家族会「さくらの友の会」	さくらの友の会
特定非営利活動法人枝の会	枝の会
特定非営利活動法人メンタルサポート野田そよかぜ	そよかぜ
野田市自閉症協会	自閉症協会
晴れのま	晴れのま
社会福祉法人野田みどり会 社会福祉法人いちいの会 社会福祉法人は一とふる 社会福祉法人野田芽吹会 社会福祉法人野田市社会福祉協議会	社会福祉法人
野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会（本会）委員	自立支援協議会委員



I 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

(i) 権利擁護の推進、虐待の防止

No.	意見	意見のあった団体
1	障がいのある人への虐待の防止には、専門知識を持った人材の採用と育成を促進し、通報などの迅速な行政の対応が必要である。	父母の会
2	障がいのある人への虐待の報告では知的障がいのある人への虐待が圧倒的に多いことが分かっており、特に疑われる事例に注目し、検討する必要がある。	親の会
3	虐待は、目に見えない暴力から日常的な怪我まで様々であるため、虐待が犯罪であることを周知するとともに、市職員の調査だけではなく警察の早期関与が必要である。	親の会
4	自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会と行政の協力により虐待を見逃さない仕組みを作るとともに、報告書を作成する必要がある。	親の会
5	支援者が本人の希望や判断を覆した場合、その行為が「意思決定支援なのか虐待なのか」など、差別や虐待にはグレーゾーンがあり判断が難しいことがあるため、差別や虐待の具体例の共有が必要である。	そよかぜ 自閉症協会
6	深刻な状況を防止するため、虐待の早期発見及び対応並びに擁護者に対する理解及び啓発が重要である。	枝の会 そよかぜ
7	野田市社会福祉協議会の成年後見制度 ¹ （法人後見）の受け入れ枠を拡大する必要がある。	親の会
8	知的障がいや精神障がいのある人などは、自分で訴えることが困難であるため、虐待・差別対応に当たっては、障がい特性を考慮する必要がある。	父母の会 親の会 そよかぜ
9	成年後見制度や虐待防止対策に関する取組は、権利擁護の一環として重要であるため、親亡き後の対応として成年後見制度の啓発活動の充実が必要であるとともに、成年後見制度を活用するに当たっての問題点及びその対策について検討する必要がある。	社会福祉法人 自立支援協議会委員



1 知的障がいや精神障がいなどの理由で、財産の管理や契約、遺産分割の協議を自分で行うのが難しい場合等、判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度

No.	意見	意見のあった団体
10	職員の確保が難しく、全ての職員に一定以上の虐待に対する意識を持たせるのは困難であるため、例えば、事業所長などを対象に市が研修会を開催する必要がある。 また、全ての障害福祉サービス事業所で「虐待防止委員会」の設置が義務化されたが、研修内容の構成に苦慮している事業所が多い。虐待防止研修に関して情報提供や支援が行われれば、虐待防止対策に役立つと考えられる。	社会福祉法人 自立支援協議会委員

(ii) 障がい理由とする差別の解消の推進

No.	意見	意見のあった団体
11	障がいのある人に対する理解不足から生じる差別や偏見をなくすため、子ども、高齢者及び障がいのある人の担当部署並びにその他の行政機関も含め連携することで、障がいに対するより一層の理解促進を図ってほしい。	親の会 そよかぜ 自閉症協会
12	会話の中などで起こる無意識の差別「マイクロアグレッション ¹ 」について、社会全体で考える機会を増やす努力が必要である。	社会福祉法人 自立支援協議会委員
13	差別解消の実効性がある取組と啓発の充実が必要である。	自立支援協議会委員

II 安全・安心な生活環境の整備

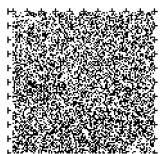
(i) 住宅の確保

No.	意見	意見のあった団体
14	障がい特性に応じた施設が必要である。	聴覚障害者協会
15	住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業の成果と課題について、調査し検証する必要がある。	社会福祉法人 自立支援協議会委員
16	重度障がいのある人が安全・安心に生活できる環境整備について、民間事業者が主体となる社会資源づくりと合わせて、経営面のサポート等行政が主体となった地域づくりの必要性を感じる。	自立支援協議会委員
17	第二の福祉ゾーンに、身体障がい者団体の活動拠点をつくり、市民及び障がいのある人がいつでも集える「障がい者交流リハビリセンター」を設置する必要がある。	自立支援協議会委員

(ii) 移動しやすい環境の整備等

意見無し。

1 表現する側に自覚はないものの、日常的な言動の中で、特定の人々に対する「差別・偏見・無理解などを含む小さな攻撃」が行われることを指す。

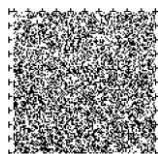


(iii) アクセシビリティ¹に配慮した施設、製品等の普及促進

No.	意見	意見のあった団体
18	聴覚過敏の人のために店舗でBGMのない時間帯を設ける等の取組を行うなど、市民が行き交う施設やお店のうち、やさしい取組をしているところに注目して情報提供及び普及推進をする必要がある。	自閉症協会 自立支援協議会委員

(iv) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進

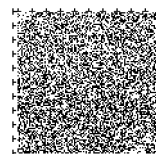
No.	意見	意見のあった団体
19	障がいのある人にとっては、市内全体が福祉の場であるため、「福祉のまちづくりパトロール」を再開し、歩道や街路樹などの整備のほか、新たに駅や公共施設内も対象に加えるとともに、交差点へ信号機や音響式信号機を設置するなど、全ての市民に優しい生活環境を作してほしい。 また、道路（歩道も含む）が凸凹でバリアフリーになっていないところは改善が必要である。	福祉会 父母の会 視覚障がい者協会 みみづくの会 そよかぜ 自立支援協議会委員
20	一部の公共施設の障がい者専用駐車場では、雨の際に水たまりができるため、改善が必要である。	福祉会
21	障がいのある人が住みやすい環境づくり（バリアフリー化）を推進するため、車椅子でも外出しやすい配慮として、車椅子でもスムーズに通行できる歩道の整備及び乗降場所や十分なスペースのある駐車場の確保が必要である。また、市役所敷地内路上の点字ブロックを清掃、塗りなおしをすることで、視覚障がいのある人のためになるだけでなく、一般市民への啓発にもつながる。	父母の会 社会福祉法人 自立支援協議会委員
22	民間の指針となる公共施設は、障がいのある人の成長に合わせたおむつ替えに対応できるユニバーサルシート ² の導入など、障壁の除去や環境の向上を推進する必要がある。	父母の会 自閉症協会
23	視覚障がいのある人にとっての点字ブロックの重要性を清掃活動や保守管理、市報によって市民に周知するとともに、点字ブロックを市役所入り口から障がい者支援課まで設置し、アクセシビリティを向上させる必要がある。	視覚障がい者協会 そよかぜ 自閉症協会



1 助成制度や補助制度などのサービスを、高齢者・障がいのある人を含む誰もが支障なく利用できること
2 トイレ等に設置され、子どものおむつ替えだけでなく、高齢者、障がいのある人等を含む、より多くの人が共用でき、多目的に利用できる大型ベッド・大人用ベッドのこと

No.	意見	意見のあった団体
24	障がいのある人と地域住民が情報交換や生活相談ができる交流の機会を確保し、障がいのある人が身近に生活していることを認識してもらうとともに、障がいのある人への理解を推進し、気軽に支援を求められる地域づくりを図ることが重要である。	視覚障がい者協会 みみづくの会 そよかぜ 自立支援協議会
25	オストメイト対応トイレのさらなる設置の推進と「トイレマップ」を作成して常備をすることで、オストメイトの不安を解消する必要がある。	ひばり友の会
26	自閉症、発達障がいなど見えない障がいの理解促進や、「心のバリアフリー」の精神を普及するための活動に対し、様々な公的機関に協力を要請する必要がある。	みみづくの会 親の会
27	市民一人ひとりが「人にやさしいバリアフリーのまちづくり」を推進普及することを意識してもらうため、野田市障がい者団体連絡会で作成した「やさしいまちマップ」づくりを全面的に改編する必要がある。	自立支援協議会委員
28	障がいのある人の積極的な参画を通じて市民的課題に取り組むことで、障がいのある人が住みやすい野田市は障がいのない人にとっても住みやすくなるという知見を積み上げる必要がある。	視覚障がい者協会
29	地区社協や自治会、民生委員児童委員 ¹ の地域に密着した活動をより有用に活用することが必要である。	自立支援協議会委員
30	障がいのある人の意見を丁寧に聞くことが大切である。	自立支援協議会委員
31	まめバスのバス停は、白杖を持った方も利用しているため、歩道の整備などが必要である。	自立支援協議会委員

¹ 民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、無償のボランティアとして活動しており、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされている。



Ⅲ 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

(i) 情報通信における情報アクセシビリティの向上

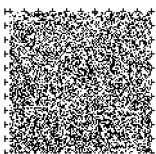
No.	意見	意見のあった団体
32	「まめメール」や「X (旧 Twitter)」といったSNS ¹ を活用するほか、誰もが理解できる分かりやすい資料や障がいのある人の当事者団体が作成した資料を窓口に配架するなどし、障がい特性に応じた情報へのアクセスの場を確立するとともに、一層の情報アクセシビリティの向上を図る必要がある。	父母の会 みみづくの会 親の会 枝の会 自閉症協会 自立支援協議会委員

(ii) 情報提供の充実等

意見無し。

(iii) 意思疎通支援の充実

No.	意見	意見のあった団体
33	手話通訳者や要約筆記者を設置、養成するほか、公共施設や商業施設など様々な場所において意思疎通支援が可能な人材やタブレットを配置することで、円滑な情報アクセスが可能となり、意思疎通支援の充実が図られる。	聴覚障害者協会 みみづくの会 そよかぜ 自立支援協議会委員
34	地域生活支援事業について、新カリキュラムに基づく要約筆記者の養成、派遣、設置、処遇改善が必要である。	みみづくの会 自立支援協議会委員
35	聴覚障がいのある人に対する情報コミュニケーションに関する具体的な配慮が不足しているため、対応策を適切に実施する必要がある。	自立支援協議会委員
36	スマートフォンのアプリの導入により、図形や写真を使用した分かりやすい連絡方法等の取組を推進する必要がある。	自閉症協会 自立支援協議会委員
37	聴覚障がいのある人の日常生活には家族の協力や支援が重要な要素となっており、中途失聴者や難聴者の自立と社会参加を促進するために、手話講習会を開催する必要がある。	みみづくの会 自立支援協議会委員
38	手話通訳者や要約筆記者の設置派遣養成事業、相談事業等各種の意思疎通支援（情報コミュニケーション支援）に係わる福祉サービス施策を継続的、計画的に推進し、市の専門職専従者として、単なる通訳という立場ではなくケースワークもできる取組が必要である。	自立支援協議会委員



¹ ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、インターネット上のコミュニティサイトのこと

(iv) 行政情報のアクセシビリティの向上

No.	意見	意見のあった団体
39	難聴者に配慮し、難聴者用スピーカーマイクシステムやヒアリンググループ ¹ の利便性を向上させるとともに、事前にヒアリンググループや要約筆記者の配置情報や貸出機器、着席場所の案内などをする必要がある。	みみづくの会 自立支援協議会委員
40	高齢者は、インターネットでの情報収集が困難であることが多いため、障がいのある人が必要な知識を得られるよう、情報を簡素化するなどの取組が求められるほか、情報通信機器への一層の支援、各種緊急情報を利用できるようIT講習会等を開催する必要がある。	みみづくの会 社会福祉法人 自立支援協議会委員
41	マイナンバーカードによる申請手続きの簡素化の推進や、保険証のマイナンバー化により利便性が向上する一方、視覚障がいのある人やスマートフォンを持たない人に対する支援も必要である。	視覚障がい者協会 親の会
42	行政改革の一環として、市の実情に合わせたデジタル改革を進めることが重要であり、市、県、国の連携や民間活力の活用も検討する必要がある。	視覚障がい者協会

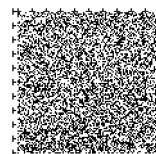
IV 防災、防犯等の推進

(i) 防災対策の推進

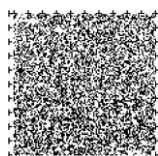
No.	意見	意見のあった団体
43	障がい特性に応じた情報伝達や避難支援が必要である。また、現在、市内に3か所ある福祉避難所 ² の設定基準を明確化し、設置数の拡充が必要である。	父母の会 みみづくの会 親の会 社会福祉法人 自立支援協議会委員
44	避難時の障がいのある人の受け入れ態勢が整っていないため、総合防災訓練や避難所開設訓練への障がいのある人の参加が必要である。	父母の会 枝の会 そよかぜ
45	災害時に備えたストーマ装具の保管制度の周知が必要であるとともに、ストーマの「災害時公的備蓄」を整備する必要がある。	ひばり友の会
46	避難所で聴覚障がいのある人を識別するためのビブスの用意及び貼り紙による情報提供をする必要がある。	聴覚障害者協会

1 補聴器等を使用されている方の「聞こえ」を支援する設備で、マイクを通した音声を直接補聴器や人工内耳へ伝えることができ、講演や会議、コンサートなどの会場で、発言者の声や音楽をクリアに聞くことができる。

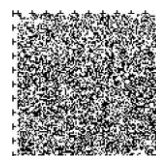
2 二次的に要配慮者を収容する施設のこと。



No.	意見	意見のあった団体
47	医療的ケア児や強度行動障がいのある人など避難所の利用が困難な方に対応するため、商業施設の屋上駐車場の車中避難所などの代替策や、避難所に入れない人に対する相談支援が必要である。	父母の会 親の会
48	避難の判断や避難場所への移動が困難な障がいのある人や高齢者へ対応するために、問題点の情報収集をするとともに、各自治体での避難訓練の実施や地域の見守り活動などにより、避難時の声掛けや手助けなどができるような地域住民のつながりを構築するなど具体的な対応策の計画が必要である。	福祉会 視覚障がい者協会 そよかぜ 自閉症協会 社会福祉法人 自立支援協議会委員
49	事業所の利用者が避難する場所が分からないため、地震及び水害に対応した避難指示書を施設ごとに作成する必要がある。	枝の会 そよかぜ
50	地域防災計画では障がい特性に応じた配慮が不十分であるため、野田市避難行動要支援者支援計画などの個別計画の見直しなど、緊急時の支援体制の具体的な検討を行い、行政の責任と市民の義務を明確化する必要がある。	視覚障がい者協会 みみづくの会 枝の会 自立支援協議会委員
51	公共施設において、災害時における障がい特性に応じた情報提供や避難経路の確保が必要である。	聴覚障害者協会
52	障がいのある人に対応した設備を持つ施設を設置することにより、会議、集会、パラスポーツ等の拠点として利用するとともに、災害時に福祉避難所として活用する取組を実施する必要がある。	父母の会
53	自助、共助、公助の観点から、障がいのある人自身の自己防衛意識を高めるとともに、市、障がいのある人の当事者団体、施設及び事業所との連携をさらに推進する必要がある。	福祉会 みみづくの会 親の会 自閉症協会 自立支援協議会委員
54	災害時の障がい特性に応じた情報提供を円滑に実施するため、避難所等への意思疎通支援者の派遣やオンライン支援を可能とする情報ネットワークの構築を推進する必要がある。	視覚障がい者協会 みみづくの会 そよかぜ 自閉症協会 自立支援協議会委員



No.	意見	意見のあった団体
55	かかりつけ医が市外（県外）であっても災害時に必要な薬や物品を速やかに補充できるよう対策が必要である。	父母の会
56	災害時に民生委員児童委員が対応できる人数には限りがあることから、民生委員児童委員が最低限実施すべき事柄を決めるとともに、緊急度の高い人への支援を可能にするためのアプリを導入する必要がある。	視覚障がい者協会 自閉症協会
57	災害時に利用する発電機の貸し出しや補助金の条件を緩和する必要がある。	父母の会
58	水害時の対策として、連絡体制の構築、施設外への避難の再確認、そして川沿いに住んでいる人への対応などについて検討する必要がある。	社会福祉法人 自立支援協議会委員



(ii) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

No.	意見	意見のあった団体
59	障がいのある人が消費者トラブルに巻き込まれる具体的事例を共有し注意喚起をするとともに、相談窓口のさらなる周知が必要である。	自閉症協会

V 行政等における配慮の充実

(i) 司法手続等における配慮等

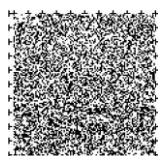
意見無し。

(ii) 選挙等における配慮等

No.	意見	意見のあった団体
60	選挙における配慮として、市職員の知識とスキル向上のほか、代理投票や入所施設での投票などを推進・周知するとともに、「投票支援カード ¹ 」（このカードの提示で必要な支援が受けられる）等により全ての障がいのある人が安心して投票できる投票所を構築する必要がある。	父母の会 自閉症協会 自立支援協議会委員

(iii) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等

No.	意見	意見のあった団体
61	行政手続きにおいて、様々な障がいのある人が利用しやすいよう、タブレットを公共の窓口を設置し、意思疎通の支援などに活用できるようにするなど、これまでと同様に個別対応及びスムーズな進行について配慮いただくとともに、窓口機能を提供する施設（コンビニエンスストア等）の利便性確保と、繁忙時間帯への支援員の配置が必要である。	視覚障がい者協会 枝の会 社会福祉法人 自立支援協議会委員
62	障がい者支援課へのアクセスの改善と関係各課（高齢者支援課等）との位置関係について配慮してほしい。	福祉会 視覚障がい者協会
63	難聴者に対する情報提供を含めた意思疎通支援について、催事の際には意思疎通支援者を配置するとともにヒアリンググループなどの補聴援助装置の設置についてあらかじめ周知してほしい。	みみづくの会
64	行政が行う予約や申込みについて、障がい特性に応じた配慮が必要である。	みみづくの会 自立支援協議会委員



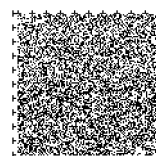
¹ 投票所（期日前投票所を含む）で、代理投票や他の支援が必要な場合に提示することで、必要な支援を受けることができる。

No.	意見	意見のあった団体
65	市ホームページや市報は、文章が苦手な障がいのある人にも分かりやすいよう配慮する必要がある。	聴覚障害者協会 そよかぜ
66	ヒアリンググループや手話、要約筆記の試しの場が必要である。	みみづくの会
67	障がいによる不利益を生じさせないために、市職員に対し障がいのある人に対する理解を深めるための研修を実施し、知識とスキルを向上させる必要がある。	そよかぜ 自立支援協議会委員
68	障がいがあるがゆえの法令の制限規定の見直しが必要である。	自立支援協議会委員
69	コミュニケーション支援ボード等の改善が必要である。	自立支援協議会委員
70	行政窓口への付き添いが必要である。	自立支援協議会委員
71	民生委員児童委員との連携や、のだネットのさらなる活用が必要である。	自立支援協議会委員

VI 保健・医療の推進

(i) 精神保健・医療の適切な提供等

No.	意見	意見のあった団体
72	精神障がいのある人が社会的入院から退院後の切れ目のない地域移行支援を受けるための具体的な生活ルートについて、受入先（特に就労継続支援A型事業所）が不足しているほか、送迎や交通機関、医療費助成の改善も必要である。	さくらの友の会 そよかぜ 社会福祉法人 自立支援協議会委員
73	精神障がいのある人の家族への支援、家族間の理解の欠如を防止するため、家族相談や相談指導ができる体制づくりが必要である。	さくらの友の会
74	市と医療機関の連携をさらに強化する必要がある。	社会福祉法人 自立支援協議会委員

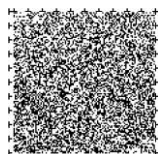


(ii) 保健・医療の充実等

No.	意見	意見のあった団体
75	市内には重度心身障がいのある人が入院できる病院がないため、市内で必要な医療を受けられる環境の整備が必要である。	父母の会
76	相談支援体制を充実させることで、障がいのある人が地域で安心して自分らしく生活できるようにする必要がある。	自立支援協議会委員
77	幼少期から成人後まで切れ目のないリハビリや治療、支援を受けられる制度を確立する必要がある。	父母の会
78	医療的ケアを必要とする利用者の緊急受入先が不足しており、地域として対策の必要性がある。	社会福祉法人 自立支援協議会委員
79	公共検診（ワクチン接種など）に参加が困難な重度障がいのある人に対して、特段の配慮が必要である。	社会福祉法人 自立支援協議会委員
80	18歳以降のサポートが減少することに問題があり、発達障がいのある成人やその後の診断を受ける人向けの支援センターが必要である。	社会福祉法人 自立支援協議会委員
81	障がいのある子どもが必要な医療やリハビリテーションを受けられる環境を整備する必要がある。	自立支援協議会委員

(iii) 保健・医療を支える人材の育成・確保

No.	意見	意見のあった団体
82	自閉症、発達障がいを診てもらえる医療機関を充実させる必要がある。	自立支援協議会委員
83	市の事務方と専門職の間で情報共有が不足している。	社会福祉法人
84	人工内耳の手術をする場合、言語聴覚士が常駐している病院が近くにあれば家族の負担が軽減される。	自立支援協議会委員
85	保健医療人材の育成確保や難病に関する施策、障がいの原因となる疾病の予防治療への取組が必要である。	自立支援協議会委員



(iv) 難病に関する保健・医療施策の推進

No.	意見	意見のあった団体
86	親亡き後、本人に適切な医療とサービスが提供されるよう、医療機関とサービス事業所に対する行政のチェック体制の強化が必要である。	そよかぜ 自閉症協会 自立支援協議会委員

(v) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

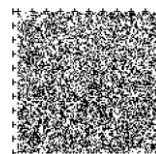
No.	意見	意見のあった団体
87	新生児に対する聴覚スクリーニング ¹ と診断を行い、難聴を早期に発見し、保護者の相談場所や言語リハビリテーションが可能な医療機関等との連携を行い、必要なケアと情報提供を地域で行う体制の整備が求められる。	みみづくの会 自立支援協議会委員

VII 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

(i) 意思決定支援の推進

No.	意見	意見のあった団体
88	成年後見制度と日常生活自立支援事業は意思決定支援事業の要とされているが、成年後見制度の利用が進んでいない。その理由として、利用料の高さや後見人候補者の選出の難しさ、制度利用の停止が難しいこと、制度自体への不信感などが挙げられる。そのため、成年後見人への費用（利用費）を助成するなど成年後見制度を利用しやすくする必要があるとともに、意思決定が困難な障がいのある人の財産に関して、成年後見人がいなくても対応できるよう柔軟な対応が求められる。	父母の会 さくらの友の会 自閉症協会 社会福祉法人 自立支援協議会委員
89	意思決定支援サポーターの育成事業や派遣事業など、専門職によるサポート体制を拡充する必要がある。	社会福祉法人 自立支援協議会委員
90	野田市地域福祉計画に位置付けた中核機関を設置する必要がある。	社会福祉法人 自立支援協議会委員
91	親亡き後の自立生活を考慮し、サポート体制を充実させる必要がある。	社会福祉法人 自立支援協議会委員

1 聞こえの異常を早く発見するために新生児に対して行う検査のこと



(ii) 相談支援体制の構築

No.	意見	意見のあった団体
92	本人や家族の意向を踏まえたサービス利用計画を作成するため、本人や家族を含む関係者によるケース会議の場を設置し、相談支援を充実・活用する必要がある。	自閉症協会 自立支援協議会委員
93	障がいのある人の家庭や家族を支援するため、障がいのある当事者や関係者による相談や、ピアサポート ¹ を充実させるとともに、相談支援体制の改善と拠点の確保が必要である。	みみづくの会 さくらの友の会 自立支援協議会委員
94	相談支援事業所の充実を求める。	親の会
95	障害福祉サービスや介護保険サービスの給付に関する課題を、対象者全員が共通理解できるようにするために、相談支援専門員と介護支援専門員(ケアマネジャー)のさらなる連携が必要である。	視覚障がい者協会

(iii) 地域移行支援、在宅サービス等の充実

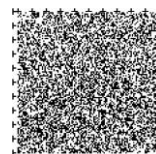
No.	意見	意見のあった団体
96	行動援護事業所への市独自の補助制度などを導入し、事業所数と職員数を増やす取組をする必要がある。	親の会
97	医療的ケア児者を受入れ可能な一時支援事業所を拡充するため、看護師の派遣事業などを導入する必要がある。	父母の会
98	市内には、医療的ケア児者が利用できる事業所が限られているため、障害福祉サービスの充実と常勤看護師の確保、育成が必要であるとともに、医療的ケア児者を受入れ可能な入所施設等を設置する必要がある。	父母の会
99	視覚障がい、聴覚障がい及び身体障がいのある人向けの福祉サービスについて検討する必要がある。	福祉会
100	障がいのある人に対応した事業所が不足しているため、障がいのある人向けの訪問診療や訪問看護の充実が必要である。	父母の会
101	一般のアパートではオーナーから断られる傾向があり、利用者のニーズに応じたグループホームを拡充する必要がある。	そよかぜ
102	就労移行支援や就労継続支援の施設の利便性が悪く、通所が困難な人が多い。	そよかぜ

¹ 仲間や同輩が相互に支えあい課題解決する活動のこと。

No.	意見	意見のあった団体
103	視覚障がいのある人は、家族が同行できず外出できない、セルフレジやタブレット注文が困難な事例があるため、支援が必要である。	視覚障がい者協会
104	視覚障がいのある人向けのグループホームや、全盲者も生活できる設備がある施設を設置する必要がある。	視覚障がい者協会
105	強度行動障がいのある人を支援する人材育成及び行政支援や重度知的障がい・強度行動障がいのある人が入所・入居できる場所をさらに確保する必要がある。	親の会 社会福祉法人 自立支援協議会委員
106	重度障がいのある人が安全、安心に生活できる環境整備が必要であり、日中サービス支援型グループホームの整備計画や既存の施設への助言など、民間事業者主導の社会資源づくりと行政主導の地域づくりを組み合わせたサポートが必要である。	社会福祉法人
107	移動支援事業について、一定の基準を設けるなどし、自主通園できない場合なども含めることを検討するほか、単価を見直して事業者数を増やす必要がある。	社会福祉法人

(iv) 障害のある子供に対する支援の充実

No.	意見	意見のあった団体
108	自閉症や発達障がいを診断できる医療機関と連携し、医師派遣により診断を行えるようにするほか、障がいのある子どもが必要な医療やリハビリテーションを受けられる環境を整備する必要がある。	父母の会 みみづくの会 親の会 自閉症協会
109	早期発見後の障がい特性に対応した「療育支援事業所」が不足している。	親の会
110	専門士のいる放課後等デイサービスがなく学童と内容があまり変わらないため、事業所によるサービスの質の向上を図る必要がある。	親の会 そよかぜ 晴れのま
111	発達障がいの場合、親の障がい受容が難しい場合が多いため、3歳児検診や5歳児検診に力を入れるとともに、その後のフォローアップも重要である。	自閉症協会 自立支援協議会委員



No.	意見	意見のあった団体
112	特に児童の発達には、親とのコミュニケーションが不可欠であり、親の子育てストレスからの虐待にも繋がりがねないため、外国人コミュニティの人材を言語サポーターとして活用するなどし、言語サポーターを配置することが必要である。	社会福祉法人 自立支援協議会委員
113	地域によって子どもの発達の遅れや虐待、いじめなどの危険因子に偏りがあるため、相談センターや支援センターの充実が必要である。	社会福祉法人 自立支援協議会委員

(v) 障害福祉サービスの質の向上等

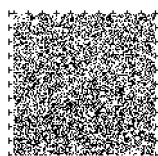
No.	意見	意見のあった団体
114	袖ヶ浦福祉センターが令和5年3月31日に廃止し、事業を終了した。県では新たに強度行動障がいのある人への支援システムが立ち上がったと聞いたため、その具体的な内容を広報し、関係者一同の心強い支えとなるような制度が必要である。	自立支援協議会委員

(vi) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等

No.	意見	意見のあった団体
115	日常生活用具について、時代とともに必要な日常生活用具も変わるので、対象品目や支給要件などの見直しが必要である。	視覚障がい者協会 みみづくの会 みつわ 社会福祉法人 自立支援協議会委員
116	人工内耳機器の買い換え（スピーチプロセッサのバージョンアップ更新）の助成をする必要がある。	自立支援協議会委員

(vii) 障がい福祉を支える人材の育成・確保

No.	意見	意見のあった団体
117	障がいのある人の意思決定には、選択肢の分かりやすい提示や、本人の希望を実現するための計画やアイデアの提供体制が必要である。また、複数のスタッフの話合いが必要となるケースがあるが、スタッフが不足しているため、適切な支援が困難となっている。	そよかぜ 自閉症協会 自立支援協議会委員



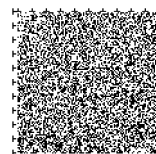
No.	意見	意見のあった団体
118	関係する人材の育成と確保を目指す「福祉は人」の理念を掲げ、十分な予算付けと環境整備が必要である。	親の会 自閉症協会 自立支援協議会委員
119	ガイドヘルパー研修制度の講師不足が問題となっているため、制度そのものについて市から提言を行うとともに、継続的なガイドヘルパー研修制度の実施が求められる。	視覚障がい者協会
120	自身のストーマケアができない場合の将来に対する不安が最も大きい。介護担当者の介護手法の習熟を促すため、介護従事者の会合や研修会で「ストーマケア」項目を設ける必要がある。	ひばり友の会
121	低い賃金が人材不足を引き起こし、充実した支援が行えない状況である。	そよかぜ
122	規模の小さい事業所でも参加しやすい研修会を開催する必要がある。	社会福祉法人 自立支援協議会委員
123	障がいと介護に関する合同説明会の実施など、具体的な策を講じて障がい福祉人材の育成、教育及び確保に取り組むべきである。	社会福祉法人 自立支援協議会委員

Ⅷ 教育の振興

(i) インクルーシブ教育システム¹の推進

No.	意見	意見のあった団体
124	共同及び交流学習の充実により、共に学ぶ障がいのない生徒等への啓発を強化し、障がいの有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられるよう、福祉教育と広報活動を充実させることで、障がいを受容する雰囲気を作り上げ、障がいのある人への合理的配慮を実施するとともに、本人の希望で学校教育を自由に選択できる環境を整備する必要がある。	父母の会 視覚障がい者協会 みみづくの会 そよかぜ 自閉症協会 晴れのま 社会福祉法人 自立支援協議会委員
125	進学時や担任の教師が変わった際など、家庭や学校、相談員、福祉機関間で円滑に児童の情報を共有できるよう、ライフサポートファイルの活用・周知と研修などを通じて、共通理解を深める仕組みを作る必要がある。	父母の会 親の会 自閉症協会 晴れのま 社会福祉法人 自立支援協議会委員

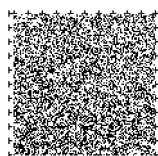
1 人間の多様性の尊重等の強化、障がいのある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組み



No.	意見	意見のあった団体
126	通常級において、障がい特性に応じた合理的配慮についての教育を実施する必要がある。	視覚障がい者協会
127	市と教育委員会が、更に強力な連携を持つ必要がある。	親の会
128	遠方のろう学校への通学の不便を解消するため、乳幼児の言語習得訓練施設や支援学級（難聴学級）の充実を図り、統合教育の普及を推進する。地域と野田特別支援学校の連携も重要である。	みみづくの会 自立支援協議会委員
129	聴覚障がいのある子どもの学校で要約筆記やノートテイクの支援が普及しており、保護者とボランティアの協力により地域の支援体制を築くことが重要であり、教育現場と一般市民の理解を促進することが期待される。	みみづくの会 自立支援協議会委員
130	小学校教育を変革し、インクルーシブ教育等を推進する必要がある。	社会福祉法人

(ii) 教育環境の整備

No.	意見	意見のあった団体
131	教員が障がいに対する正しい知識と理解を深め、学校全体での支援体制をつくることで、支援が必要な生徒たちに適切な支援をする必要がある。	晴れのま 自閉症協会 自立支援協議会委員
132	長期不登校児、引きこもりの把握と障がいの有無、そのフォローが必要である。	自閉症協会 自立支援協議会委員
133	発達障がいの早期発見のため、保育士や教師、指導者の研修を実施するとともに、医師の診断や専門機関との連携をサポートする仕組みを整備する必要がある。	自閉症協会 社会福祉法人 自立支援協議会委員
134	子どもの障がいを早期発見し、専門性の高い療育を受けても、小学校に入学後に途絶えてしまっているため、学校ごとに専門家の配置をするなど小学校入学前後での継続的な支援が必要である。	晴れのま 親の会
135	野田特別支援学校は知的障がいを主としているため、肢体不自由のある人にも対応したカリキュラムや人員体制（PTなど）が必要である。	父母の会
136	野田特別支援学校や支援級に在籍する子どもの中には外国人の子どもたちも含まれており、国際化が進んでいる。障がいのある人への支援の海外事例を学ぶための取組を推進する必要がある。	自閉症協会 自立支援協議会委員



(iii) 高等教育における障害学生支援の推進

No.	意見	意見のあった団体
137	高等教育から社会への移行に困難を抱える傾向があるため、高等学校や専門学校との協力によるキャリア教育の充実が必要である。	自閉症協会 社会福祉法人 自立支援協議会委員

(iv) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

No.	意見	意見のあった団体
138	卒業後の個々の生活では、様々な不便を感じることもあるため、適切な支援が必要である。	父母の会

IX 雇用・就業、経済的自立の支援

(i) 総合的な就労支援

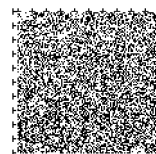
No.	意見	意見のあった団体
139	雇用先と支援者の会議やサポート（支援者の育成や研修）が必要である。	そよかぜ 自立支援協議会委員
140	利用者の高齢化により、地域での安全な生活支援が最重要課題である。	そよかぜ
141	職場実習の提供を積極的に行うべきである。	そよかぜ
142	ジョブコーチ ¹ を活用し、ナチュラルサポート ² への移行を進めるべきである。	自閉症協会 自立支援協議会委員
143	就労支援、生活支援の担い手の確保が必要である。	自立支援協議会委員

(ii) 経済的自立の支援

No.	意見	意見のあった団体
144	自営業や起業家志向の障がいのある人には、特別融資や助成対策を講じるべきであり、福祉サービスの一事業として新規委託業務を検討する方法も考慮する必要がある。	みみづくの会 自立支援協議会委員
145	経済的自立支援に関して、オストメイト該当者への助成額の増額や物価上昇による装具費の影響について検討する必要がある。	ひばり友の会
146	福祉就労者の障害者年金の受給状況を把握し、対応する必要がある。	自閉症協会 自立支援協議会委員

1 障がいのある人がスムーズに職場で働くためにサポートをする人

2 障がいのある人の就労支援において、職場の上司や同僚などが障がいのある従業員をサポートすること



(iii) 障害者雇用の促進

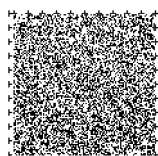
No.	意見	意見のあった団体
147	市役所の障がい者雇用室の設置取組に感謝するとともに、就労と福祉的就労 ¹ の中間支援としてのリサイクル事業所への実習を充実させる必要がある。	親の会
148	中小企業に障がい者雇用の助成金を提供するべきである。	そよかぜ

(iv) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

No.	意見	意見のあった団体
149	障がいのある人が雇用先から理解が得られるように取り組むことで、障がいのある人が自身の能力や力を十分に発揮し、適切な雇用機会と雇用の継続に恵まれることを望む。	みみづくの会 そよかぜ 自閉症協会 自立支援協議会委員
150	雇用先が障がいのある人について相談できる場所を知る必要がある。	そよかぜ
151	突然の病気や事故による中途障がい者に対する相談とサポートの体制を整える必要がある。	みみづくの会 自立支援協議会委員
152	農政課と連携し、農福連携 ² を一層推進することなど、野田市独自の福祉就労の雇用体制を広げる必要がある。	自閉症協会 社会福祉法人 自立支援協議会委員

(v) 福祉的就労の底上げ

No.	意見	意見のあった団体
153	地域活動支援センター利用者の仕事量安定化のため、利用者が作業できることを外部にアピールする必要がある。	枝の会
154	就労移行支援事業所の課題に対する解決策について、国との関連も含めて検討する必要がある。	親の会
155	市の優先調達の取組を推進する必要がある。	親の会
156	経済的自立支援に関して、障がいのある人の工賃が低い。また、生活保護受給者の将来の不安も大きい。	そよかぜ
157	商工労政課と連携して作業所への仕事依頼を探る必要がある。	自閉症協会 自立支援協議会委員



- 1 就労の意欲があっても、民間企業などでは就労が難しい障がいのある人が、就労継続支援事業所などの福祉施設において生産活動に従事すること。
- 2 障がいのある人等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組のこと。

X 文化芸術活動・スポーツ等の振興

(i) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備

No.	意見	意見のあった団体
158	異なるハンディを持つ障がいのある人に応じた文化芸術活動やスポーツのプロデュースを行う人材育成が重要である。	そよかぜ
159	「野田市障がい者芸術大賞」の創設により、障がいのある人の芸術活動を支援し、表彰する取組を行う必要がある。	そよかぜ
160	生涯に渡るスポーツ、文化活動の場を設定する必要がある。	自立支援協議会委員

(ii) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進

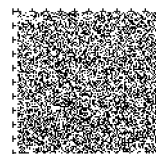
No.	意見	意見のあった団体
161	様々なパラスポーツを楽しむため、市内でのイベントや体験会の開催、用具の貸出しを実施するほか、指導者を育成する必要がある。	父母の会 親の会 枝の会 社会福祉法人 自立支援協議会委員
162	障がいのある人が気軽にスポーツや文化活動に参加できるよう、障がいのある人を対象にしたサークルの立上げや既存の障がいのない人のサークルへの受入れを推進するとともに、障がいのある人が利用しやすい設備と時間帯を確保した施設が必要である。	福社会 そよかぜ 自閉症協会 自立支援協議会委員
163	「健康スポーツ文化都市宣言」が根付くよう、計画と準備が必要である。	みみづくの会 自立支援協議会委員

XI 国際社会での協力・連携の推進

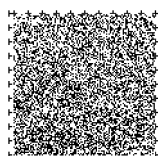
特に無し。

XII その他市に対する意見

No.	意見	意見のあった団体
164	市役所に行かなければ分からない情報が多いため、市ホームページから情報に簡単にアクセスできるようにしてほしい。	そよかぜ
165	障がいのある人の市政参画を促進し、その役割を福祉サービスの受け手ではなく、街づくりの再検討における重要な参加者（リトマス試験紙やアイディアパーソン）として位置付けることが必要である。	視覚障がい者協会

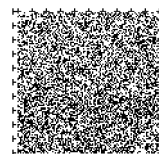


No.	意見	意見のあった団体
166	障がいの程度や重複障がいにより、治療や支援、福祉サービスが必要であるため、障害者手帳を持つ本人の金銭的負担軽減や所得制限の緩和が必要である。	父母の会
167	障がい施策においては、福祉、保健、医療、雇用、就労、生活環境などの多岐にわたる施策を総合的に展開し、関係各課との連携を強化してほしい。	視覚障がい者協会 そよかぜ
168	現役世代の障がいのある人が適切な支援を受けるための制度上の課題に対して、当事者を含めた話し合いを通じて解決を目指す必要がある。	視覚障がい者協会
169	障害支援区分の判定について、認定調査では、年齢による変化も考慮するなどし、担当者ごとにばらつきのない均一な対応が必要である。	親の会
170	地域活動支援センターについて、千葉県の補助制度（送迎加算や就労支援加算）の活用、最低賃金の上昇に合わせた補助金額の見直し及び登録人数の幅の拡充並びに福祉介護職員処遇改善臨時特例交付金の対象化に向けて働きかける必要がある。	枝の会
171	引きこもりの人の実態把握と対応についての取組が必要であり、その中には障がいのある人も多い可能性がある。	自閉症協会 自立支援協議会委員
172	8050 問題 ¹ （高齢者の貧困や孤立問題）への対応が必要である。	自閉症協会 自立支援協議会委員
173	団体活動への補助金を拡充する必要がある。	みみづくの会 自立支援協議会委員
174	聴覚障がいのある人にとって、インターネットは、有用な情報通信手段であるため、インターネット利用環境を整備（IT機器導入支援や講習会の開催）する必要がある。	みみづくの会 自立支援協議会委員
175	高齢化や体力低下により、団体行事への参加が困難な状況であるため、参加促進の手段として福祉タクシーの利用拡充をする必要がある。	みみづくの会 自立支援協議会委員

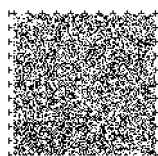


¹ 80代の親が50代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題のこと

No.	意見	意見のあった団体
176	障がいのある人への理解促進のため、団体の活動の市ホームページへの掲載や会報を窓口配架するなどの支援が必要である。	みみづくの会 自立支援協議会委員
177	まめバスの本数が少なく利便性が悪いため、改善する必要がある。	そよかぜ
178	相談先が分からない人に対して、適切な案内をする必要がある。	そよかぜ
179	夜中に不安になった際に連絡できる窓口について、さらなる周知が必要である。	そよかぜ
180	障がいのある人とない人との対立を避け、意見調整をする必要がある。	視覚障がい者協会
181	当事者、家族、市民が理解しやすいように、知見をまとめた啓発ガイドブックを作成するべきである。	視覚障がい者協会
182	乳がん・子宮がん検診において、待ち時間や痛みのない超音波検査などの枠組みを整備し、本人が不安にならないようにする必要がある（別料金でも可）。	親の会
183	免許返納後の自己活動に不安がある。	親の会
184	介護認定や障害支援区分の認定において、聴覚障がいの重さが十分反映される必要がある。	みみづくの会 自立支援協議会委員
185	福祉関連の予算措置について、障がい種別ごとにバランスのある予算措置を実施する必要がある。	みみづくの会 自立支援協議会委員
186	国の基本計画では外来語が頻繁に使用されているため、市の計画では理解しやすい言葉を使用する必要がある。	社会福祉法人
187	障がい者支援課と保健センターの支援を一本化する必要がある。	社会福祉法人
188	福祉タクシーの利用は償還払いとなるが、知的障がいのある人にとっては理解しにくい。また、所持金が少ないため、現物給付にする必要がある。	社会福祉法人 自立支援協議会委員
189	移動手段や費用がなく通院できない人のために、対策が必要である。	社会福祉法人 自立支援協議会委員

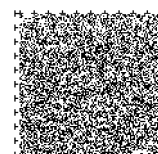


No.	意見	意見のあった団体
190	障がいのある人に対する情報提供の在り方として、「のだ市報」や市ホームページ、まめメール ¹ 、防災行政無線を重視するだけでなく、高齢者世帯等の弱者を意識した情報の提供、啓発等により緻密な広報体制にポイントを置く必要がある。	自立支援協議会委員
191	講演会や各種の催事、集会、行事への参加呼びかけなどの情報提供には、各家庭へのチラシの配布等で案内し、市民への啓発、周知をより綿密に行う必要がある。	自立支援協議会委員
192	自治会等の団体の活動がもっと見えるようにする必要がある。	自立支援協議会委員
193	テーマによって対象者を意識し、特化した啓蒙、広報手段を検討する必要がある。	自立支援協議会委員
194	公民館等の公的施設には、できるだけ住民が行き来できるような場所の確保や、各種機材の備え、情報障がいのある視覚障がいや聴覚障がいのある人をサポートする広報方法や機器の整備が必要である。	自立支援協議会委員
195	市の広報誌やホームページの閲覧や利用する機器の操作や簡単な保守ができるようなボランティアを養成し、配備する必要がある。	自立支援協議会委員
196	移動支援事業について、一定の基準を設けるなどし、自主通園できない場合なども含めるなどの対応が必要である。	自立支援協議会委員
197	移動に困っている方への対応として、移動支援事業者を増やすために単価の見直しを考えていただきたい。	自立支援協議会委員
198	同じ障がいのある人やボランティアが集い、当事者の主体的な取組やお互いの情報の交換収集や生活相談のできる場（拠点）が必要であるため、場所や設備の提供と運営維持費の助成をお願いしたい。	自立支援協議会委員
199	見えない障がいに対し、どのような配慮が必要なのか、多くの人に理解してもらう必要がある。	自立支援協議会委員



¹ 野田市が実施する、「子ども安全」、「防犯」、「防災」、「光化学スモッグ」、「火災」、「消費生活」、「イベント」、「くらしのまめ情報」の8つのカテゴリーの情報を配信するメールサービス。

No.	意見	意見のあった団体
200	学校や福祉施設での連絡等にアプリの導入が進んでおり、行政も推進を図る必要がある。	自立支援協議会委員
201	生涯学習のカリキュラムについて、元気な高齢者による自発的なボランティア精神が芽生え、促進されるような歴史的文化的な教材、実践的な勉強会など、お互いの知恵を出し合い、共同作業が出来るような教材を盛り込む必要がある。	自立支援協議会委員
202	物品の保管場所に困っている課題に対して解決策を模索する必要がある。	親の会



(2) 障害福祉サービス事業所等へのアンケート及びヒアリング調査の主な結果

① 概要

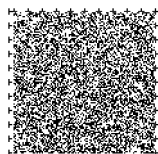
本計画を策定するに当たり、障害福祉サービス事業所等が抱える課題や市への要望などを把握するため、市内にある障害福祉サービス事業所等を対象にアンケート調査及びヒアリングを実施しました。

② 対象事業者等

アンケート調査及びヒアリングを実施した障害福祉サービス事業所等は、市内にある障害福祉サービス事業所等のうち全てのサービスを網羅する形で 30 事業者を指定して実施しました。市内にある障害福祉サービス等の種類は以下のとおりです。

■市内にある障害福祉サービスや障害児通所支援等の種類

- ・ 居宅介護
- ・ 重度訪問介護
- ・ 短期入所
- ・ 療養介護
- ・ 同行援護
- ・ 行動援護
- ・ 生活介護
- ・ 施設入所支援
- ・ 共同生活援助
- ・ 自立訓練
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援A型
- ・ 就労継続支援B型
- ・ 就労定着支援
- ・ 児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 障害児相談支援
- ・ 地域生活支援事業（一時支援・移動支援・地域活動支援センター）
- ・ 計画相談支援

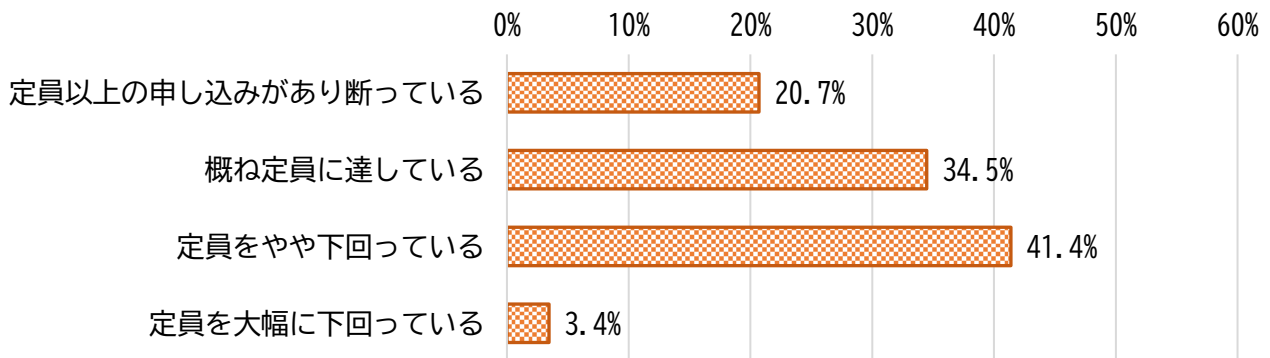


③ アンケート調査及びヒアリングの結果

1 事業所の運営状況等について

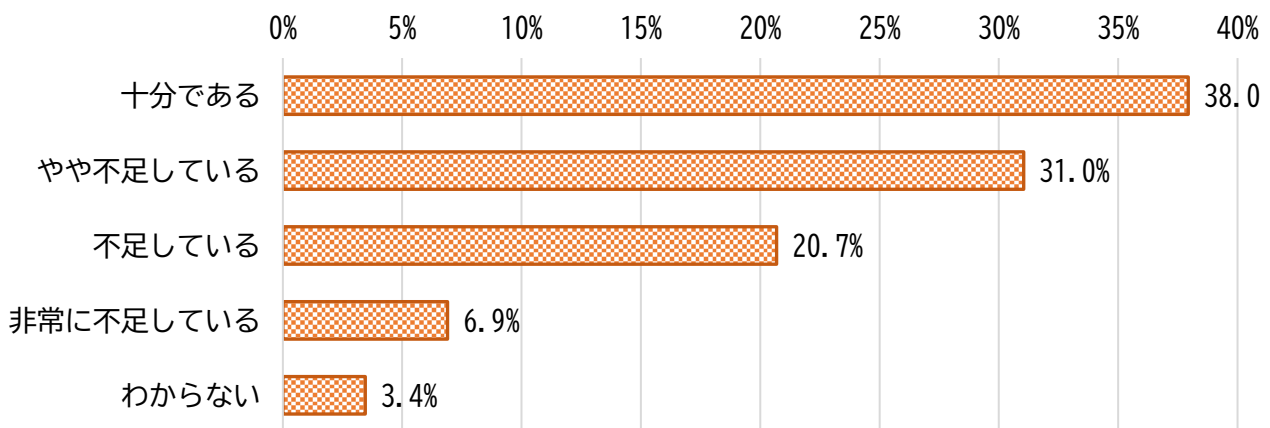
(1) 貴事業所の利用者の定員に対する利用状況はいかがですか。

約 45%の事業所が定員を下回っていると回答していることから、障害福祉サービス利用者の需要に対して一定の余裕があると考えられます。



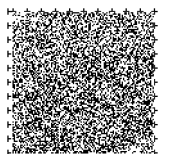
(2) 貴事業所では、業務量に対する職員（人手）の充足具合はいかがですか。

約 60%の事業所が「不足している」と回答していることから、障害福祉サービスの担い手を確保する施策が必要であると考えられます。



【ヒアリングでの意見】

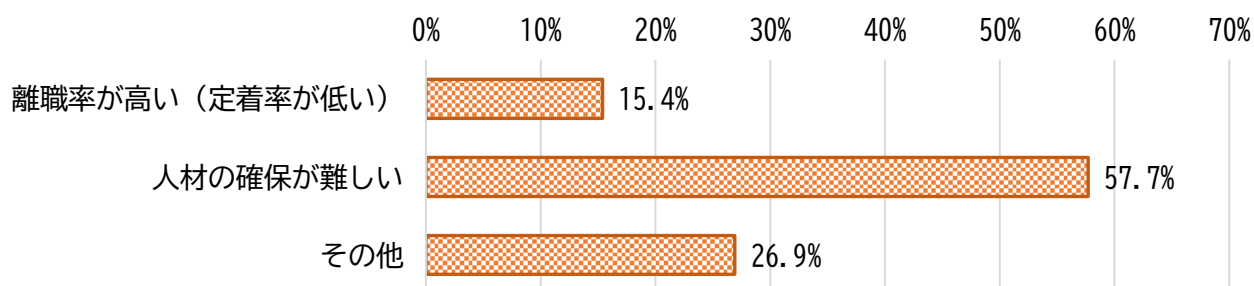
- ・ 就労支援系の事業所では、地元の人を積極的に採用しているため、離職率が低く、職員数は十分である。
- ・ 利用者の保護者が職員として働いているため、離職率は低い。
- ・ 資格を持っている人が少ないため、なかなか採用できない。



(3) 不足と感じる理由について教えてください。

((2)で「2. やや不足している」「3. 不足している」「4. 非常に不足している」と回答した事業所におたずねします。)

60%弱の事業所が、「人材の確保が難しい」と回答していることから、障害福祉サービスの担い手を確保する施策が必要であると考えられます。

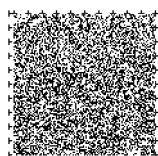


【その他の内容】

- ・モニタリングや新規計画作成が年間でみると波があり、一時的に不足になる場合があるため。
- ・資格がないと支援できない。
- ・相談員一人でこなせる仕事量が限られるため。
- ・利用希望数に対し職員が不足しているため、受入れができず断っている。
- ・利用者さんの障がいの重度化だけでなく介護度が上がってきている。
- ・支援スキルが低い、社会性が弱い。

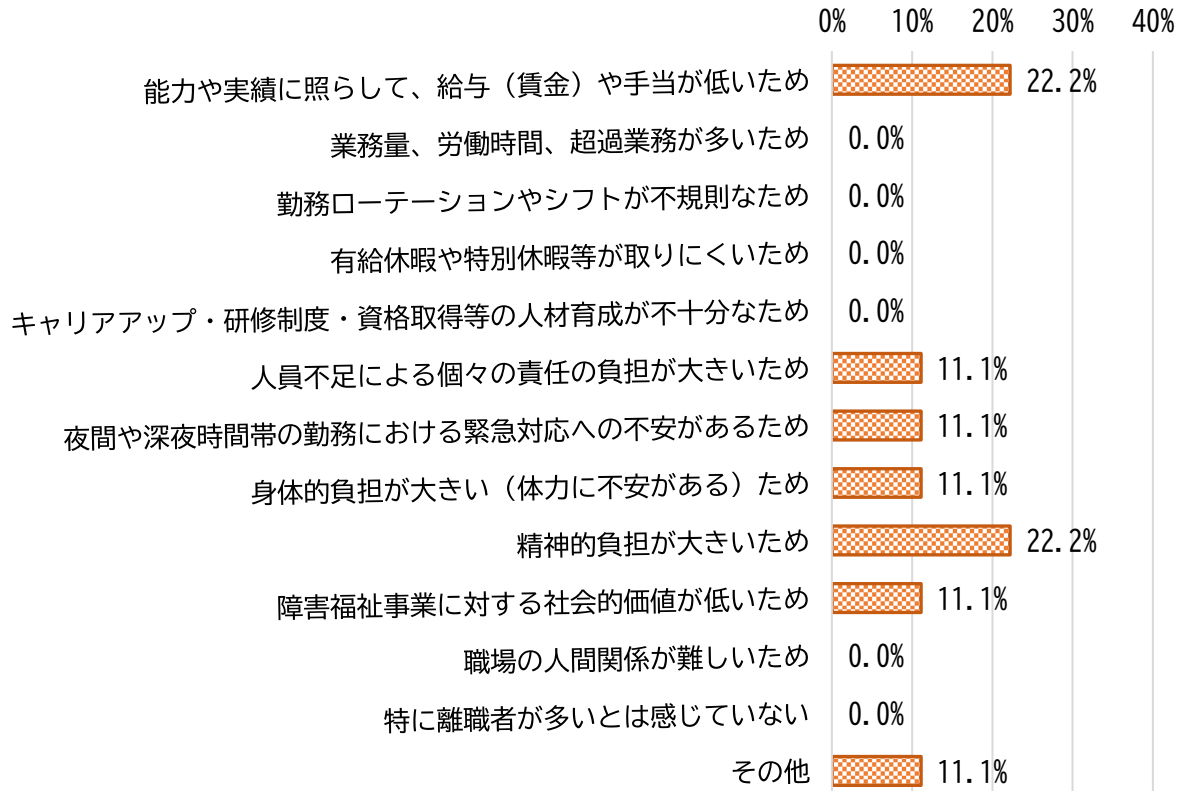
【ヒアリングでの意見】

- ・新規職員を採用しても2～3か月で退職してしまうことが多くある。
- ・職員のワークライフバランスを保っているため、慢性的に職員が不足している。



(4) 貴事業所から離職する理由のうち、主な理由はどのようなことだと思われますか。
 ((3)で「1. 離職率が高い(定着率が低い)」と回答した事業所におたずねします。)

離職する主な理由として、給与の低さと精神的負担が挙げられました。

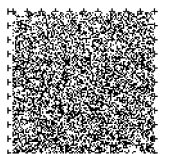


【その他の内容】

- ・ 障がい者支援の大変さを理解していないまま入職される方は、入職後に支援の大変さを実感し、このことにより、早期に退職を選択する方が多い。

【ヒアリングでの意見】

- ・ 障がい分野が自身に向いていないと考え退職する人もいる。
- ・ 複数の事業所を兼任している職員がいるため、不足しがちである。

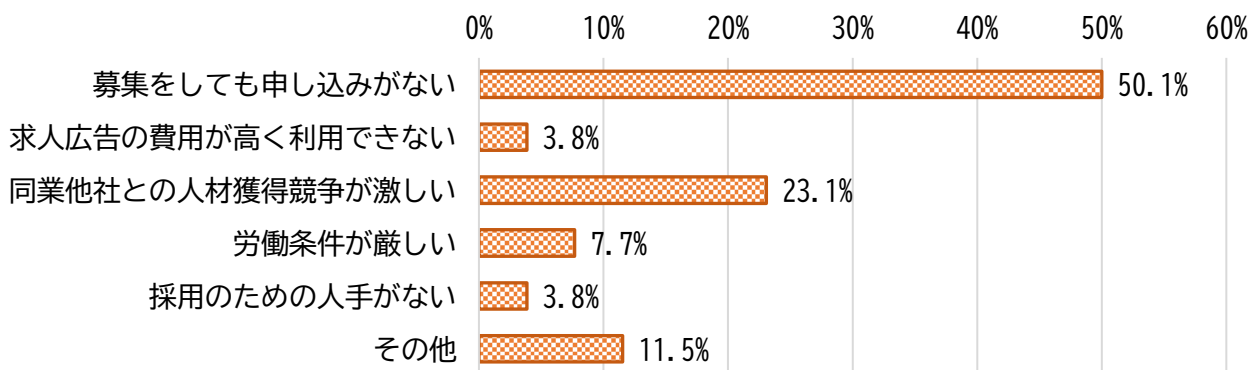


(5) 貴事業所が人材の確保が難しいと感じる理由のうち、主な理由はどのようなことだと思いますか。

((3)で「2. 人材の確保が難しい」と回答した事業所におたずねします。)

人材の確保が難しい理由として、「募集をしても申し込みがない」が50%と半数の事業所が回答しました。

このことから、障害福祉サービスの担い手確保が必要であると考えられます。

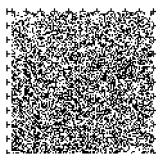


【その他の内容】

- ・交通の便
- ・支援方法の引継ぎがやや難しい。(利用者への支援の準備が多いため)
- ・難しいケースを抱えているため、それに対応できるスキルがない。

【ヒアリングでの意見】

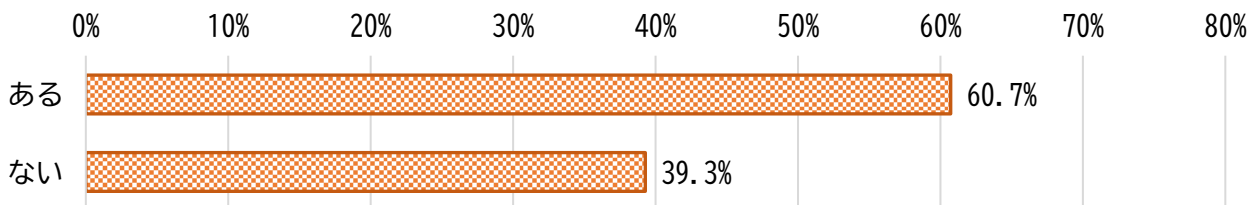
- ・障害福祉サービス事業職員合同就職説明会があれば参加したい。
- ・条件が合わなかったり、採用をしてもすぐ離職することが多い。
- ・採用にかかる費用が大きく、負担となっている。



2 サービス提供について

(6) 過去1年間において、利用者からの依頼に対して、受け入れ（サービス提供）ができなかったことがありますか。

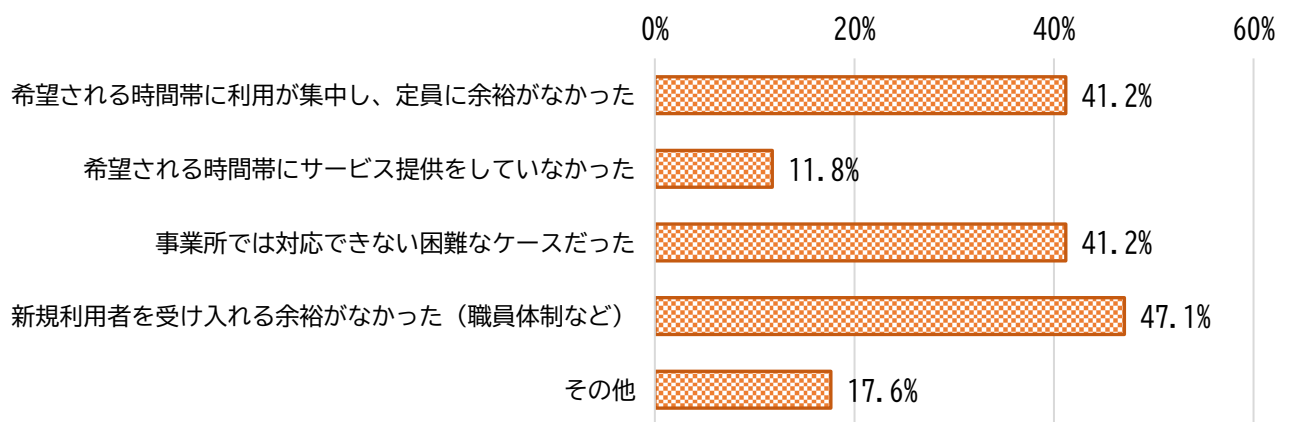
約60%の事業所が利用者の受け入れができなかったことがあると回答しています。



(7) その理由を次の選択肢から選んでください。（あてはまるもの全て選択）

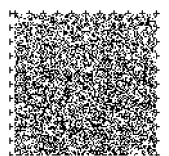
（(6)で「1. ある」と回答した事業所におたずねします。）

利用者の受け入れができなかった理由として、職員体制などが原因で新規利用者を受け入れる余裕がなかったこと、事業所では対応できない困難ケースであること、希望時間に利用者が集中していたことと回答しています。



【その他の内容】

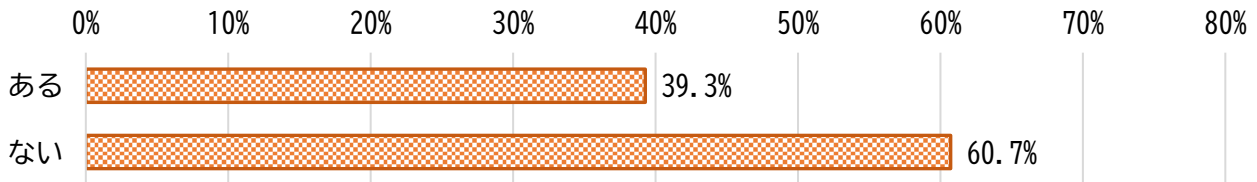
- ・新型コロナウイルス感染対策で短期入所・日中一時支援事業を停止していた。
- ・通院同行等、移動支援の範囲で対応が難しい依頼だった。
- ・車いす用の送迎車を保有していないため。
- ・その日の定員がいっぱいで受け入れできなかった。



3 障がいのある人の虐待防止について

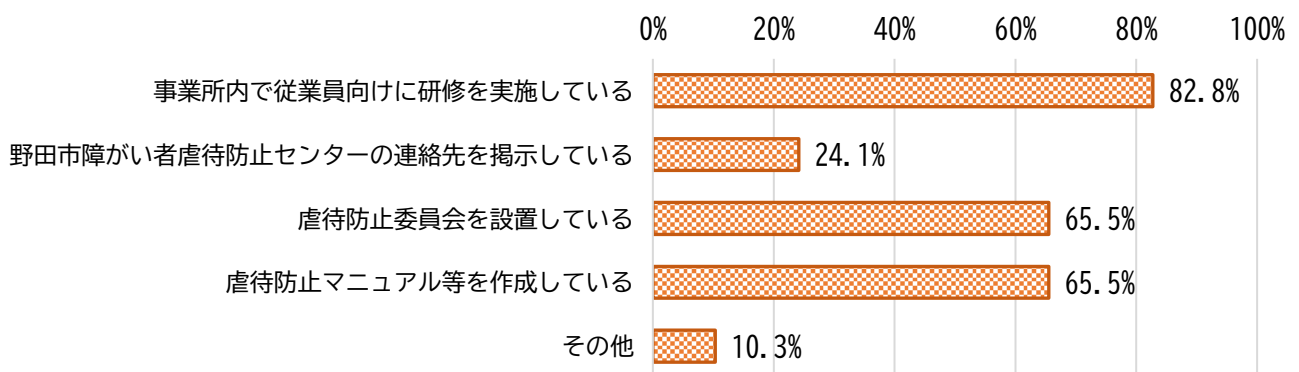
(8) これまでに貴事業所で虐待を受けている利用者に対応されたことはありましたか。

40%弱の事業所が虐待を受けている利用者に対応したことがあると回答しました。



(9) 貴事業所では、どのようにして虐待防止に取り組まれているかお答えください。

事業所の虐待防止の取組として、従業員向けの研修が最も多く、次いで虐待防止マニュアルの作成、虐待防止委員会の設置の順となっています。

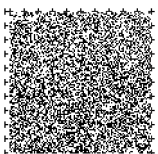


【その他の内容】

- ・野田市や基幹相談支援センターをはじめとした関係機関と連携して対応している。
- ・話し合いの時間を設けている。
- ・虐待防止及び虐待の早期発見に努めること。
- ・身体拘束適正化については当委員会の中で一体的に取り組むこと。
- ・入所前の重要事項説明書に内部担当者及び外部連絡先を掲載。
- ・虐待防止に関する窓口の連絡先を契約書に記載している。

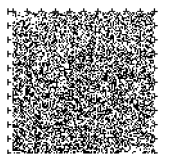
【ヒアリングでの意見】

- ・虐待防止委員会の設置については、親会社（法人）が設置している。
- ・良かれと思ったことが虐待になり得るため、応用行動分析学に基づいた支援を実施している。



(10) 貴事業所で抱える虐待防止への取組の課題などがあればお答えください。

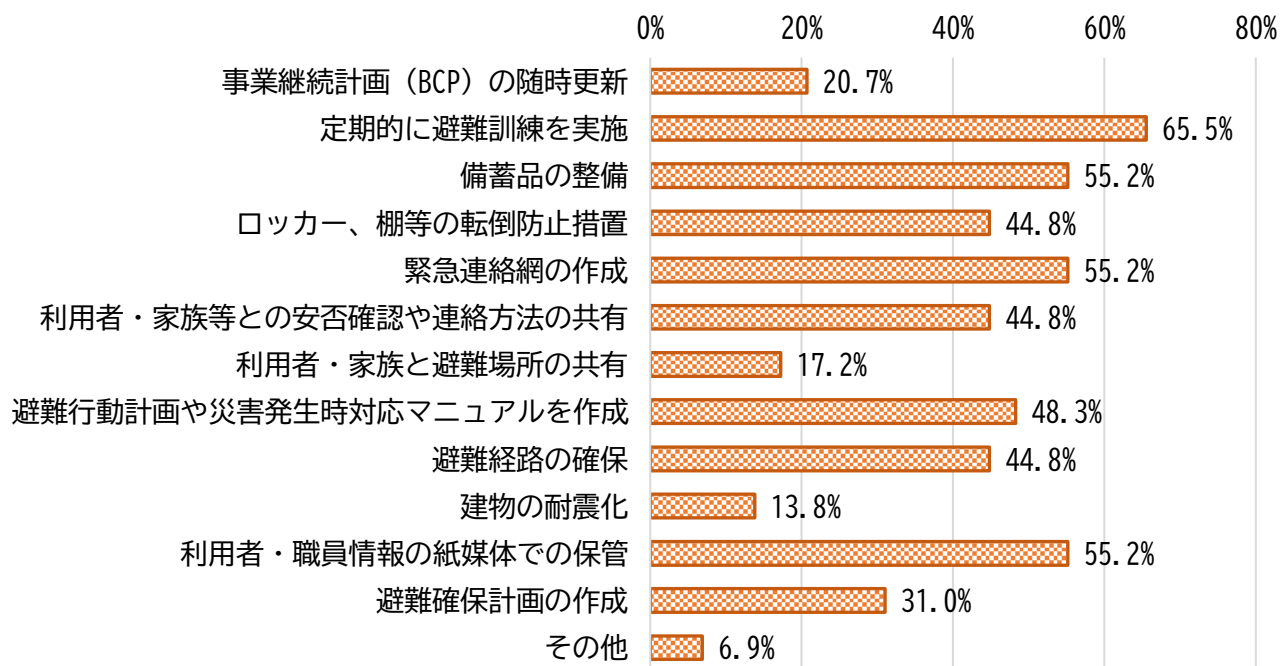
- ・ 自宅での虐待疑いについて定期的な身体チェックが必要なケースが増えている。
- ・ 困難ケースの場合、責任の所在が明確になっていない。
- ・ 権利擁護について、職員間の捉え方の違い。
- ・ 支援内容の理解
- ・ 支援方法の統一（従業員に温度差がある）
- ・ まだないが、利用者間でのトラブルの際の身体拘束
- ・ 高齢の従業員には現代のスタンダードが伝わりにくい。
- ・ 利用者、家族、職員等当事者側が虐待と考えない案件でも、外部からは虐待と言われる差をどう埋めるか。
- ・ 支援スタッフの育成、資質向上の研修の実施
- ・ 虐待の線引きに対する意識
- ・ 定期的にケース会議を実施している。（オープンな形で話し合い、情報の共有化を行っている。）



4 災害対策について

(11) 貴事業所では災害時の対策についてどのような取組をしていますか。

特に実施している取組が少なかったものとして、令和6年度に策定が義務化される事業継続計画（BCP）の随時更新や利用者・家族との避難場所の共有、建物の耐震化が挙げられます。特に利用者・家族との避難場所の共有については、災害時に重要となることから福祉避難所の拡充など、災害対策の取組の推進が必要であると考えられます。

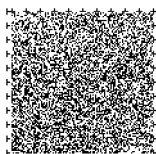


【その他の内容】

- ・災害時は法人本部下に置かれるため、事業所単独での取組や準備は現在行っていない。
- ・災害発生時、地元自治会に119番通報、初期消火、避難誘導などの初動活動について協力要請している。

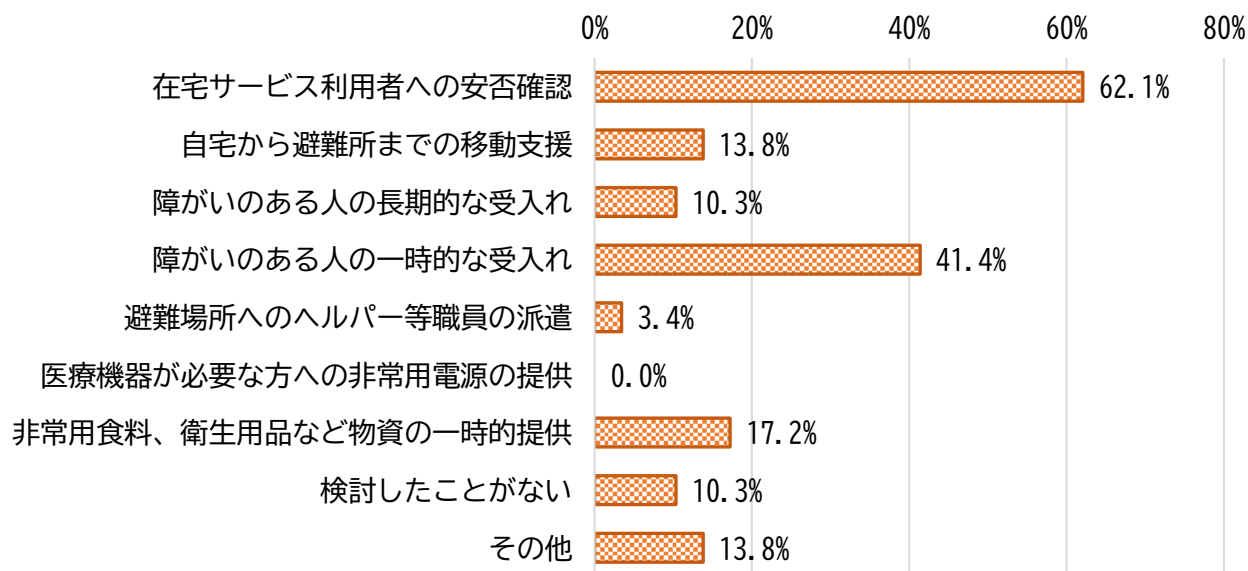
【ヒアリングでの意見】

- ・令和6年4月1日から義務化される事業継続計画（BCP）の策定に苦慮している。



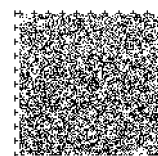
(12) 災害時に障がいのある人への支援において協力できることはどのようなことですか。

災害時に協力可能な主な取組として、在宅サービス利用者の安否確認と障がいのある人の一時的な受入れが挙げられます。事業所ヒアリングの際の聞き取りにより、障がいのある人の一時的な受入れについては、サービス利用中に災害が発生した場合を想定しており、原則、当該事業所のサービス利用者が対象であるという回答が多くありました。



【その他の内容】

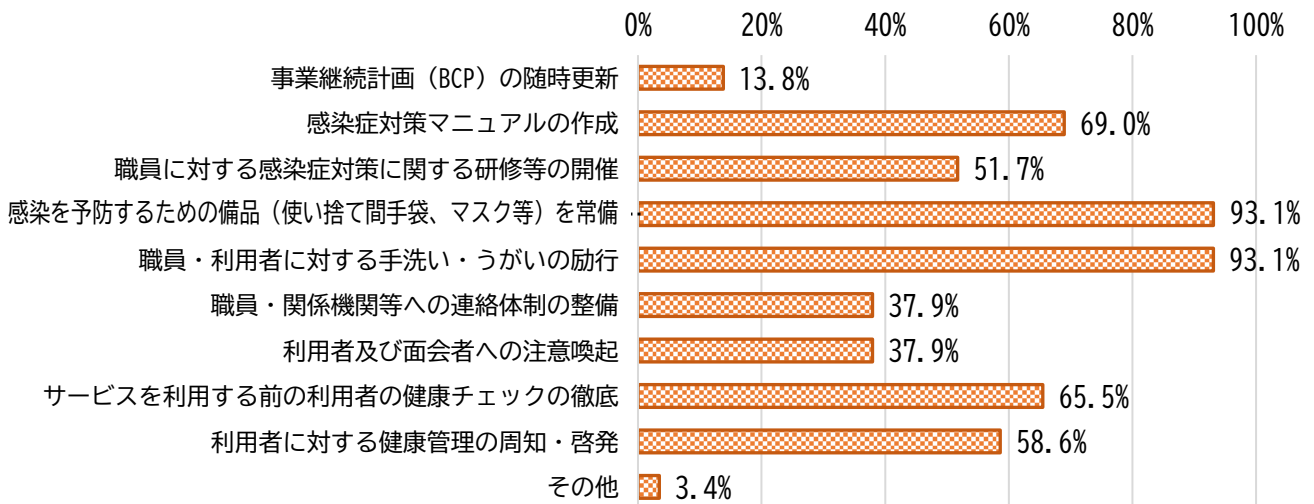
- ・ 今後策定する災害に係る業務継続計画（BCP）の中で検討する。
- ・ 同施設内の障がい者基幹相談支援センターでの協力も可能。
- ・ 検討中。
- ・ 法人内事業所への職員派遣を優先するため、事業所独自の協力は検討していない。



5 感染症対策について

(13) 貴事業所では感染症対策についてどのような取組をしていますか。

感染症対策については、基本的な対策を実施している事業所が多かった一方で、令和6年度から策定が義務化される事業継続計画（BCP）の随時更新を実施している事業所の割合は低い傾向にありました。

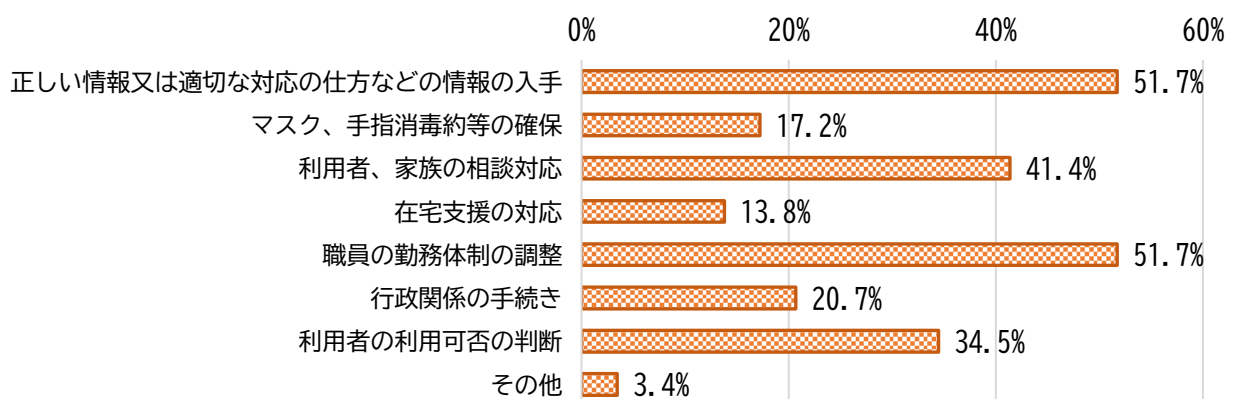


【その他の内容】

- ・ 今後策定する感染症に係る業務継続計画（BCP）の中で検討する。

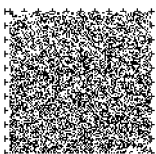
(14) 今般の新型コロナウイルスの対策で、困ったことはどのようなことですか。

新型コロナウイルスの対策で困ったこととして、情報の取得や職員の勤務体制の調整、利用者・家族との相談対応などが挙げられました。



【その他の内容】

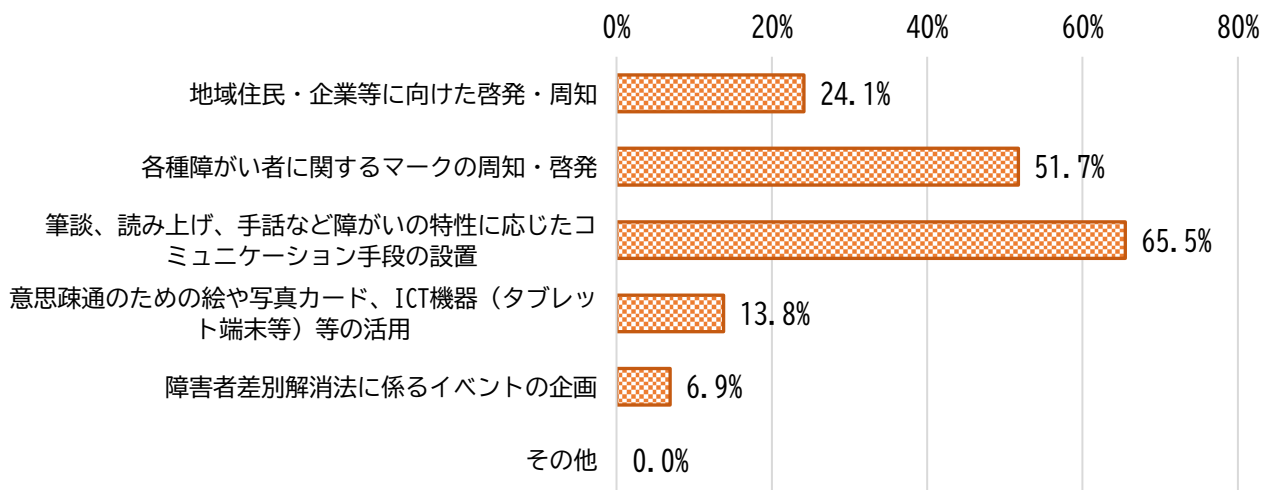
- ・ 家族、本人がり患していることを隠匿した上での利用が多数あった。



6 障がいのある人への差別解消について

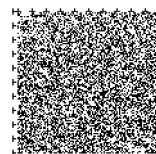
(15) 社会的障壁の除去に向けて、合理的配慮を進めていくために事業所として特に必要なことは何だと思われますか。

事業所における合理的配慮の推進のために必要なこととして、意思疎通支援に関することや各種障がい者に関するマークの周知・啓発に関する回答が多くありました。



【その他の内容】

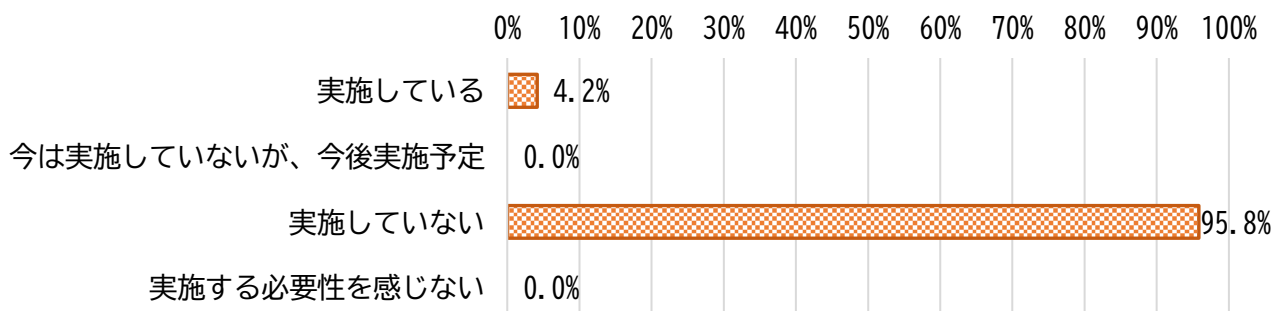
- ・ 本人、家族への啓発。
- ・ 誰もが持ち得る無意識の差別を自覚すること。



7 医療的ケア児者への支援の実施について（障害福祉サービス事業所）

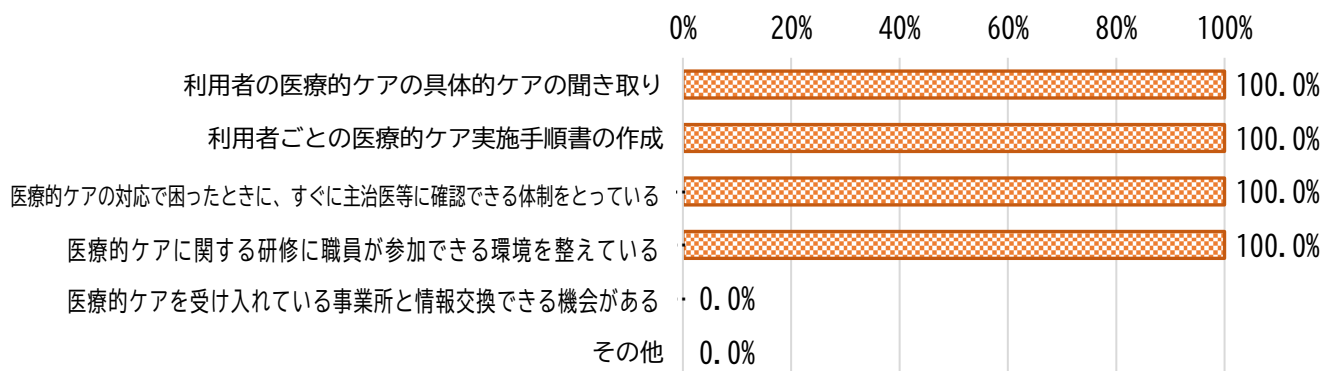
（16）貴事業所において、医療的ケア児者に対する支援を実施していますか。

「実施している」と回答したのは4.2%と著しく低いため、今後、医療的ケア児者への支援について検討していく必要があります。



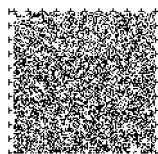
（17）医療的ケアを実施する（又は実施予定とする）ために、貴事業所では、どのような工夫を行っていますか。事業運営上の工夫について、お答えください。

事業運営上の工夫としては、利用者の医療的ケアの具体的ケアの聞き取り、利用者ごとの医療的ケア実施手順書の作成、主治医等に確認できる体制及び医療的ケアに関する研修に職員が参加できる環境整備が挙げられています。



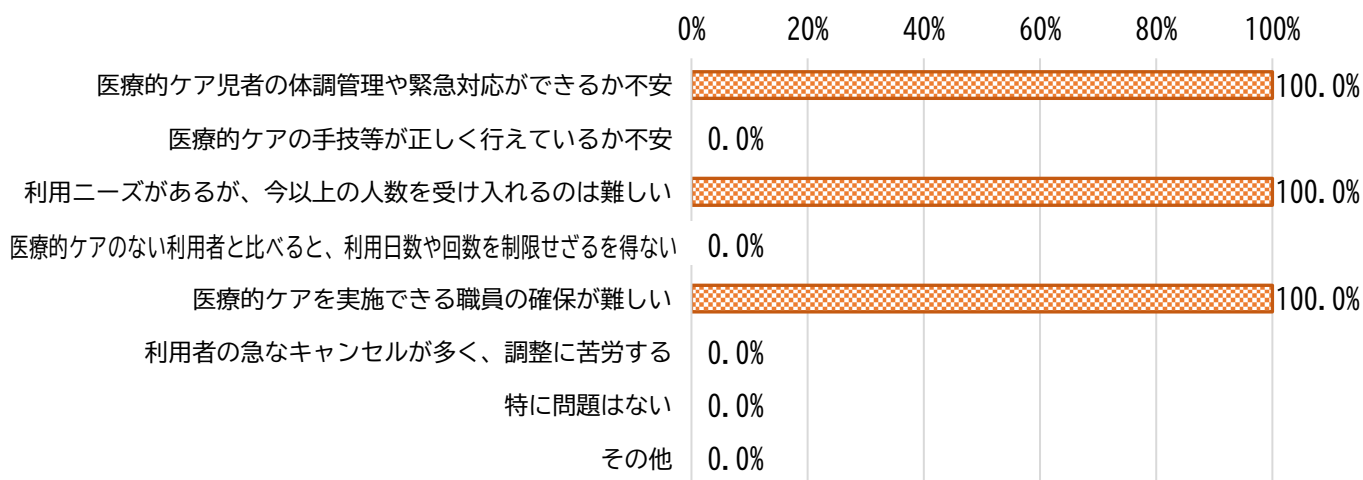
【その他の内容】

- ・ 回答無し。



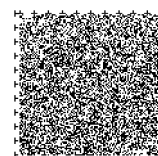
(18) 医療的ケアの実施に当たって生じた事業運営への影響や、円滑な事業運営を図る上での課題などがあれば、お答えください。

医療的ケアの実施に当たっての課題として、「医療的ケア児者の体調管理や緊急対応ができるか不安」、「利用ニーズがあるが、今以上の人数を受け入れるのは難しい」、「医療的ケアを実施できる職員の確保が難しい」といった意見が挙げられました。



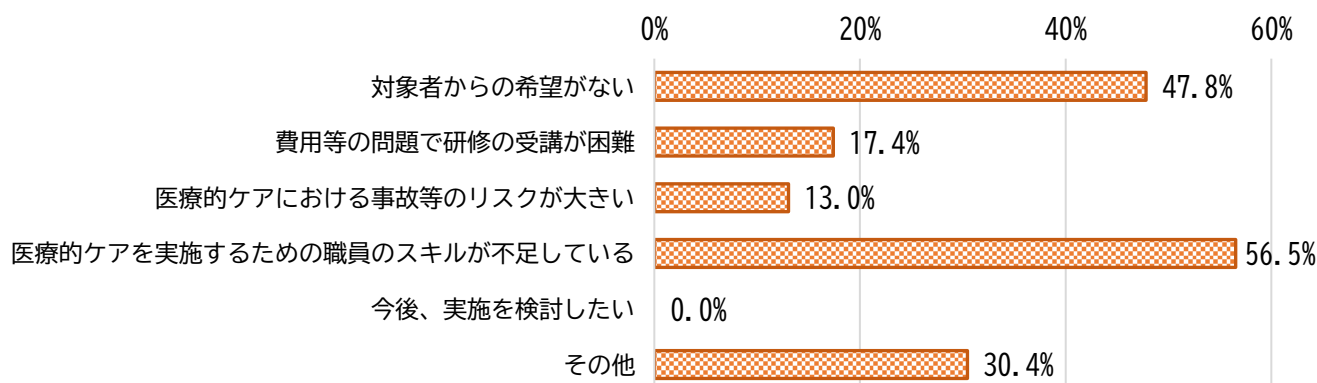
【その他の内容】

- ・回答無し。



(19) 医療的ケアを実施していない理由をお答えください。
(医療的ケアを実施していない事業所への質問です)

医療的ケアを実施していない主な理由として、職員のスキル不足や対象者からの希望がないことが挙げられます。

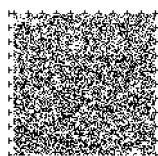
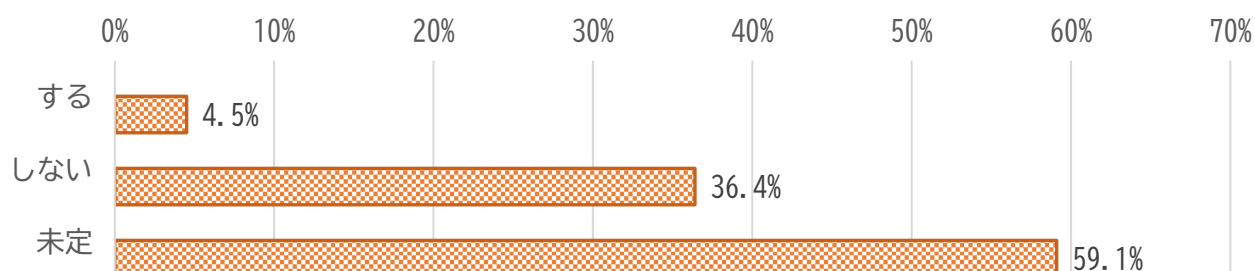


【その他の内容】

- ・対象者がいない。
- ・ストーマ着用者の支援で現状は済んでいる。
- ・看護師等の人材及び人件費の確保が難しい。
- ・対象者の施設利用がない。
- ・看護師が日勤で1名なので対応ができない。
- ・保護者同伴型のため、スタッフの介入が不要。

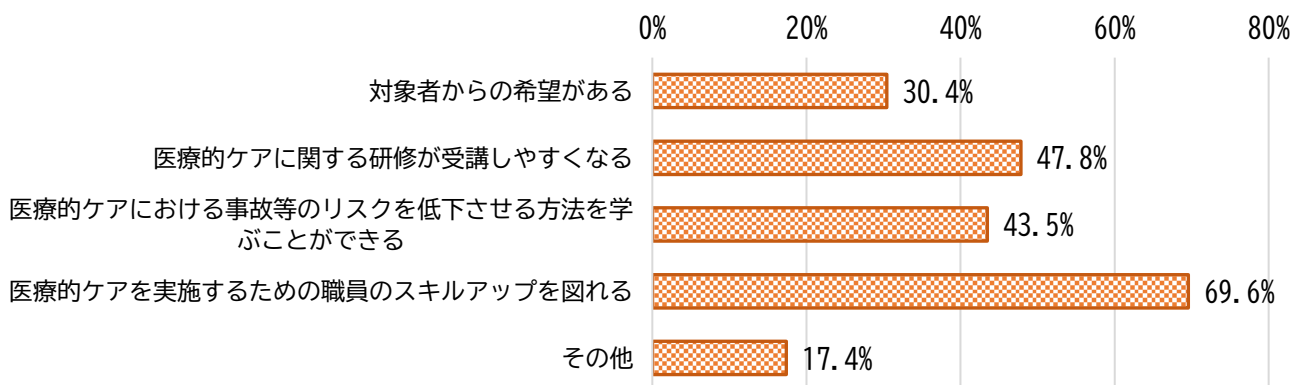
(20) 利用者からの希望があれば実施を検討しますか。

「未定」と回答した事業所が 56.5%となっているため、今後の医療的ケア児者へのサービス提供について、事業者の意見を聞きながら事業者への必要な支援について検討する必要があると考えられます。



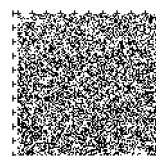
(21) 今後、医療的ケアの実施を積極的に検討するためには、どのような事項が重要ですか。

医療的ケアを積極的に検討するためには、「対象者からの希望」がなくとも職員のスキルアップや研修等が重要であることが分かります。



【その他の内容】

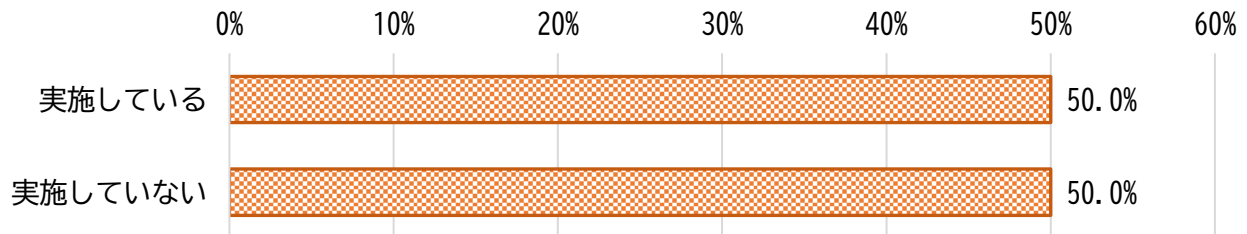
- ・野田市立あさひ育成園があるため、今後の受入れは考えていない。
- ・人材確保と対応が十分に行える加算
- ・加配や専門職を雇える人件費
- ・医療ケアができる人員配置の確保



8 医療的ケア児者の相談支援について（相談支援事業所）

（22）現在、医療的ケア児者の相談支援を実施していますか。

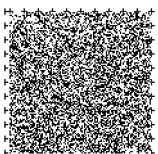
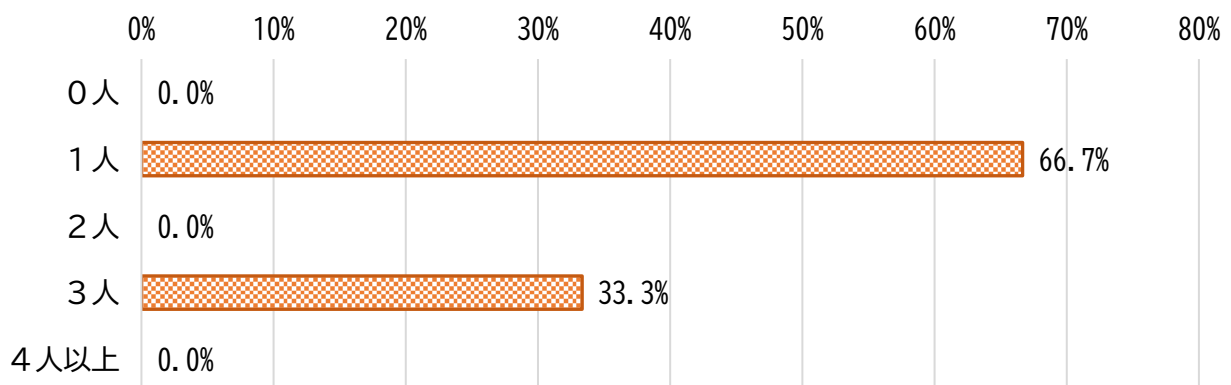
医療的ケア児者への相談支援については、「実施している」と「実施していない」は、それぞれ50%ずつの回答となっています。



（23）医療的ケア児者の相談支援を受けたことのある相談支援専門員の人数をお答えください。

【(22)で「実施している」と回答した事業所への質問です。】

医療的ケア児者の相談支援を受けたことのある相談支援専門員の人数は、1人が66.7%、3人が33.3%となっています。

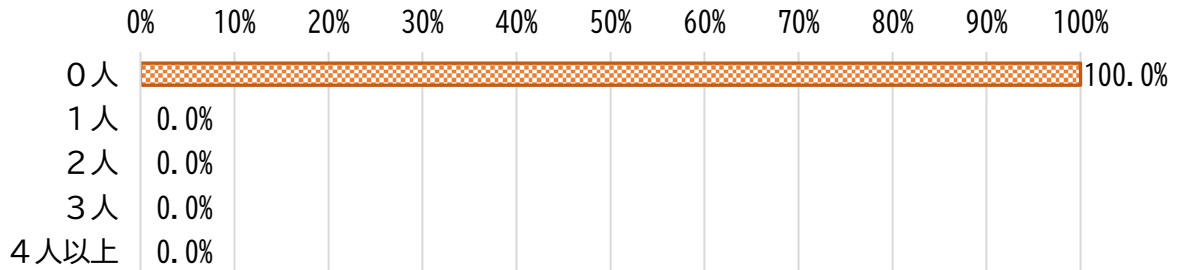


(24) 医療的ケア児者のサービス等利用計画作成数をお答えください。

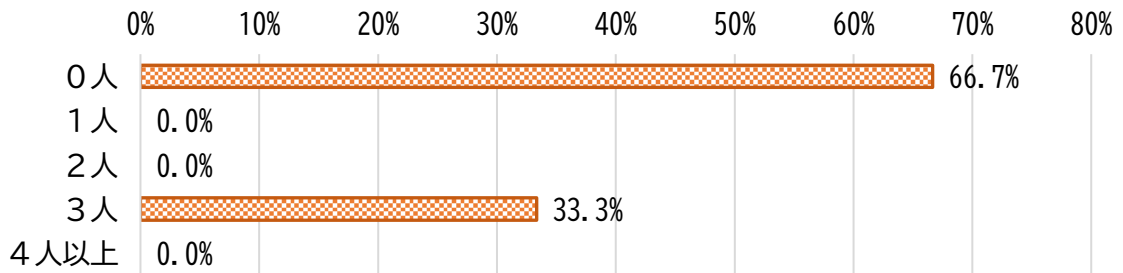
【(22)で「実施している」と回答した事業所への質問です。】

医療的ケア児者のサービス等利用計画作成数については、「就学後から18歳未満」と「20歳以上」となっており、就学前の子どもの計画作成を実施した実績はありませんでした。

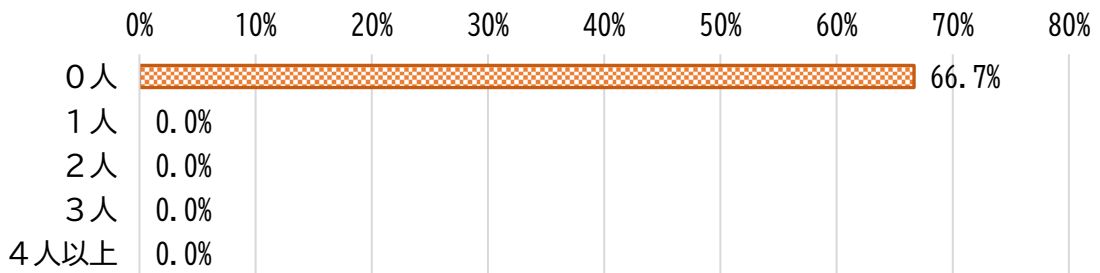
① 0歳から就学前



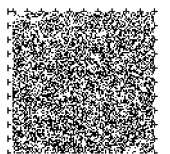
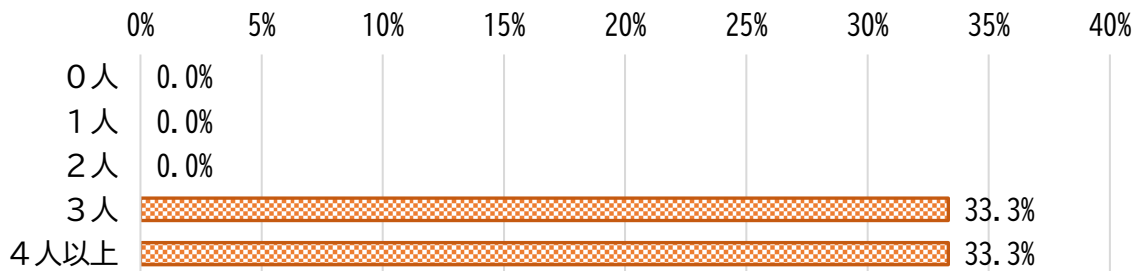
② 就学後から18歳未満



③ 18歳以上から20歳未満



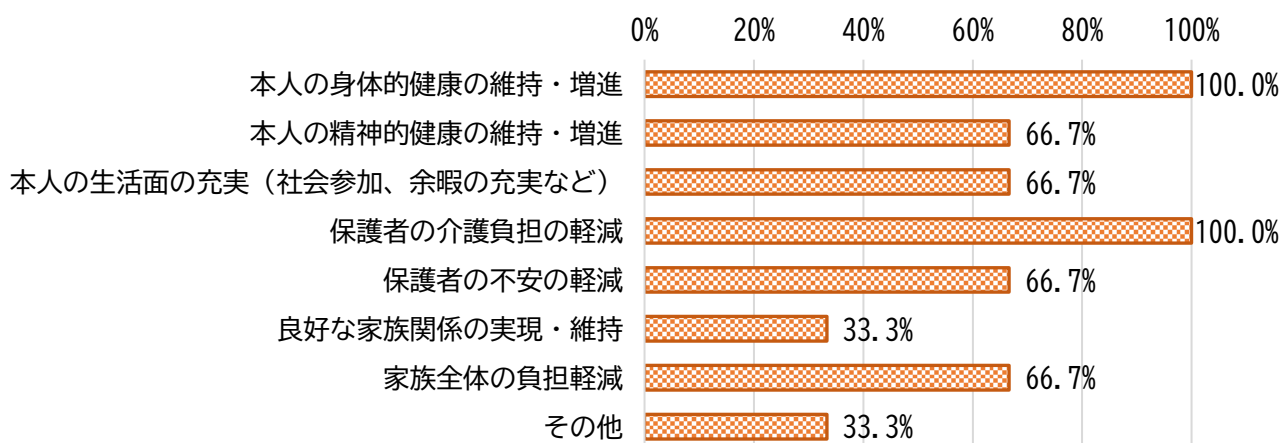
④ 20歳以上



(25) 計画作成に当たって重視する点は何ですか。

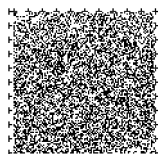
【(22)で「実施している」と回答した事業所への質問です。】

計画作成に当たって重視している点については、全体的に割合が高かったものの、「本人の身体的健康の維持・増進」と保護者の介護負担の軽減」が100%の回答となっており、計画作成に当たって特に重要視していることが分かります。



【その他の内容】

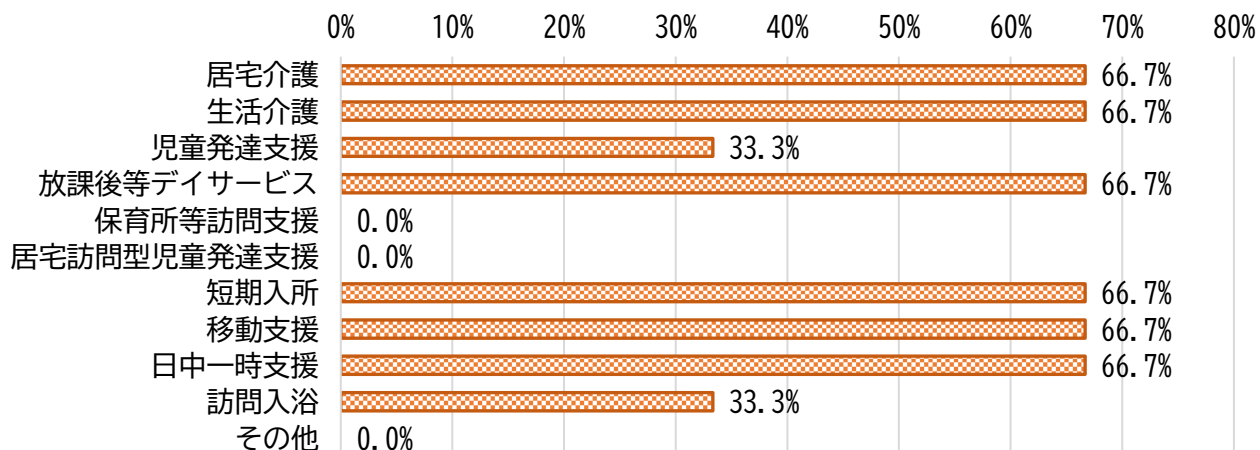
- ・本人、介護者及び事業者とのラポール形成を最優先にしている。



(26) 作成した支援計画に記載したことがある福祉サービスは何ですか。

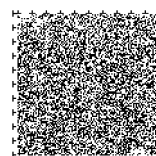
【(22)で「実施している」と回答した事業所への質問です。】

支援計画に記載したことがある福祉サービスとしては、居宅介護、生活介護、放課後等デイサービス、短期入所、移動支援及び日中一時支援が最も多く、次いで児童発達支援、訪問入浴となっています。



【その他の内容】

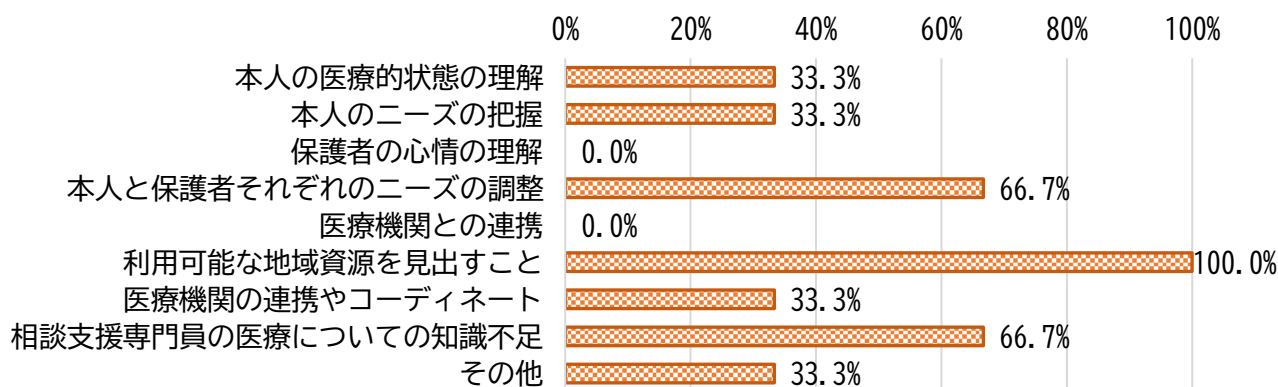
- ・回答無し。



(27) 計画作成に当たって困難に感じることは何ですか。

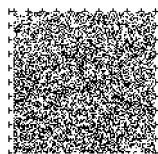
【(22)で「実施している」と回答した事業所への質問です。】

計画作成にあたって困難に感じることとして、「利用可能な地域資源を見出すこと」の回答が100%と最も多く、次いで「本人と保護者それぞれのニーズの調整」及び「相談支援専門員の医療についての知識不足」が挙げられています。



【その他の内容】

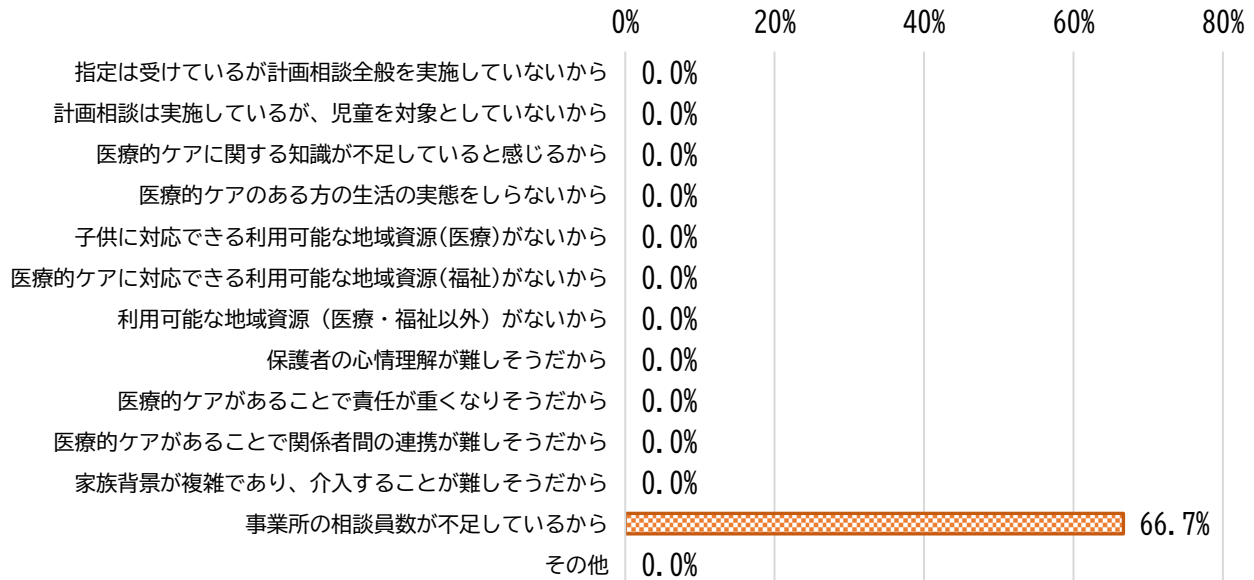
- ・同居者がいる中での家事援助の範囲



(28) 実施していない理由としてあてはまるものをお答えください。

【(22)で「実施していない」と回答した事業所への質問です。】

医療的ケア児者への相談支援を実施していない理由として、「事業所の相談員数が不足しているから」のみの回答となっていることから、相談支援事業所の人員確保が課題となっていることが分かります。



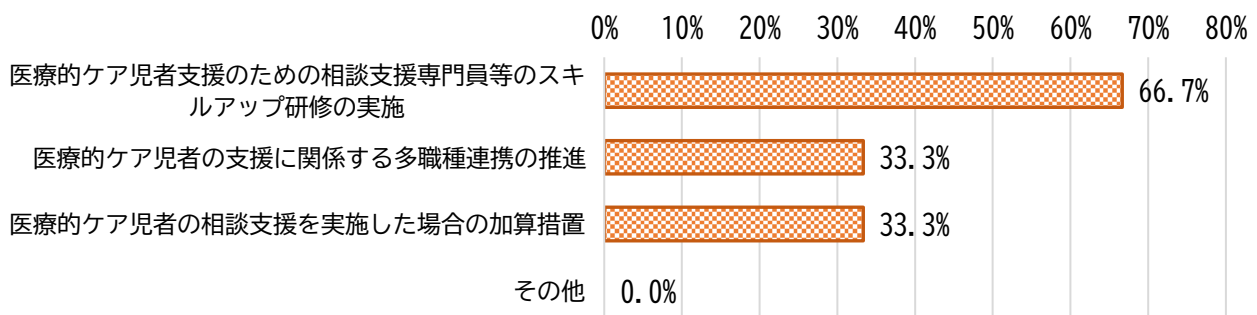
【その他の内容】

- ・ 回答無し。

(29) 医療的ケア児者の相談支援を実施するために必要だと思う施策は何ですか。

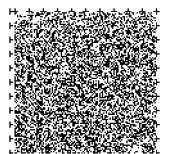
【(22)で「実施していない」と回答した事業所への質問です。】

医療的ケア児者の相談支援を実施するために必要なこととして、「医療的ケア児者支援のための相談支援専門員等のスキルアップ研修の実施」が最も回答数が多くなっています。



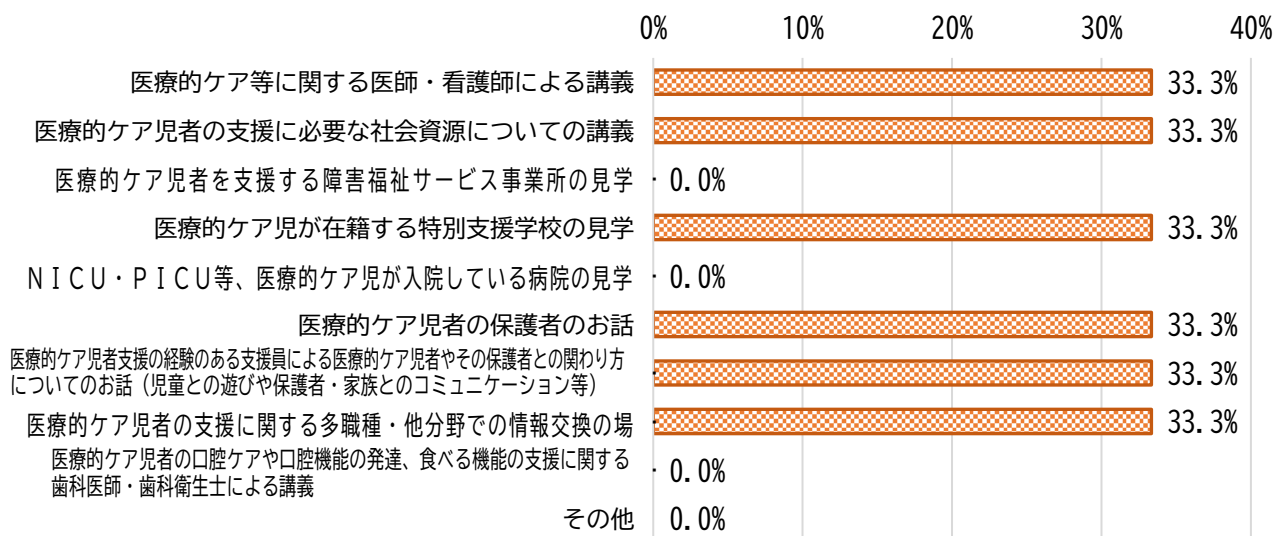
【その他の内容】

- ・ 回答無し。



(30) 医療的ケア児者の計画相談の実施を推進するに当たって、どのような研修が必要だと思いますか。また、どのようなことを学びたいですか。

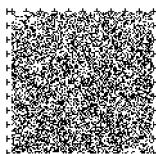
必要な研修として、「医療的ケア等に関する医師・看護師による講義」、「医療的ケア児者の支援に必要な社会資源についての講義」、「医療的ケア児者が在籍する特別支援学校の見学」、「医療的ケア児者の保護者のお話」、「医療的ケア児者支援の経験のある支援員による医療的ケア児者やその保護者との関わり方についてのお話（児童との遊びや保護者・家族とのコミュニケーション等）」、「医療的ケア児者の支援に関する多職種・他分野での情報交換の場」が挙げられています。



- ※ 「Neonatal Intensive Care Unit」の略で、新生児集中治療室のこと。医療スタッフが24時間体制で、早産等で呼吸や循環状態がままならず、全身管理が必要な赤ちゃんの心拍数や血圧、酸素飽和度などをモニタリングしながら、人工呼吸管理や輸液管理といった高度な治療を提供できる場所。
- ※ 「Pediatric Intensive Care Unit」の略で、小児集中治療室のこと。心臓病をはじめとする難病疾患を持つ小児患者や、救急搬送された重篤な小児患者が収容される場所。

【その他の内容】

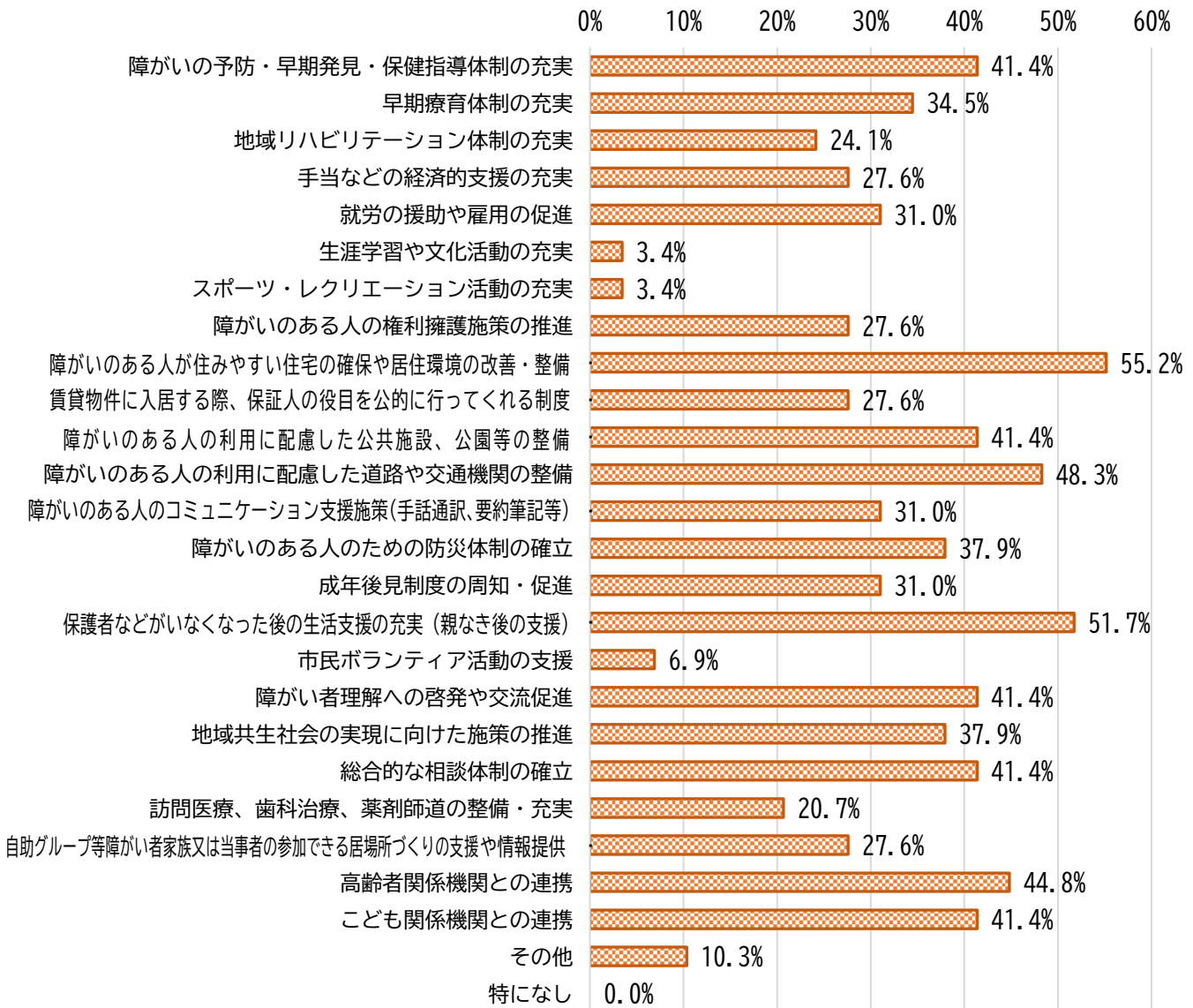
- ・ 回答無し。



9 市への要望等について

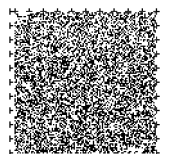
(31) 今後の障害福祉サービス施策の充実に向けて、どのようなことが必要だと思いますか。

今後の障害福祉サービス施策の充実に向けて、「障がいのある人が住みやすい住宅の確保や居住環境の改善・整備」、「保護者などがなくなった後の生活支援の充実（親なき後の支援）」について、半数以上の事業所が必要であると回答しています。



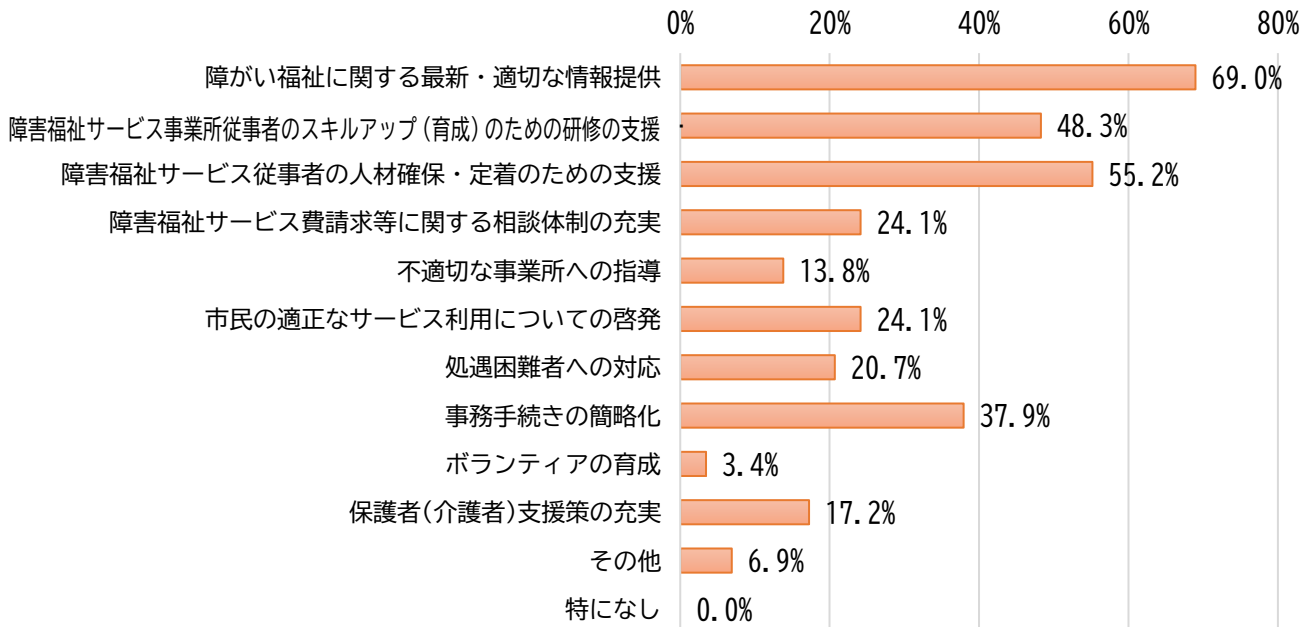
【その他の内容】

- ・ well-being の充実
- ・ 地域共生（地域連携）社会の実現に向けたハブ的役割の確立
- ・ 一時的であっても入居が可能な入所施設の充実（強度行動障がいのある人の行き先がないため、受入先が欲しい）



(32) 貴事業所として市に対して望むことはどのようなことですか。

事業所が市に望むこととして、「障がい福祉に関する最新・適切な情報提供」や「障害福祉サービス従事者の人材確保・定着のための支援」について、半数以上の事業所が必要であると回答しています。

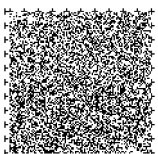


【その他の内容】

- ・ 事業所からの相談機能の整備（コミュニケーション窓口としての役割）
- ・ 児童発達支援の利用申請が「障がい者支援課」であることへの心的なハードルが高いので、申請窓口を子どもの支援に関する窓口にする等の対応ができると使いやすいのではないかと思う。
- ・ サービス支給に関して、非定型の柔軟な決定

【ヒアリングでの意見】

- ・ ボランティアの育成として、精神障がいのある人のためのゴミ出しなど、障害福祉サービスの隙間を埋めるための取組が重要である。
- ・ 各種補助金の申請手続きの簡略化
- ・ 利用者が障害福祉サービスの仕組み自体を知らないことが多い。
- ・ 利用者に対し、言葉使いがきつい事業所がある。
- ・ 福祉に従事するための最初の基礎的な研修（障がいの理解など）の実施
- ・ 現場ですぐに使える技術を身に付けられる研修
- ・ 虐待防止や法改正などの情報提供としての研修
- ・ 早期のセーフティネットがあると良い。
- ・ 利用者がどこを頼っていよいか分からないことがある。

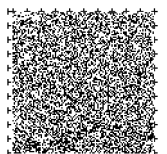


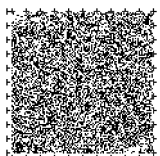
<自由記載欄>

- ・障がい者支援課の皆様には、日頃から細かな点に関しての相談にも応じていただいているので感謝しています。
- ・利用ニーズの細分・高度化、支援難度、希望時間の集中、最賃上昇等、事業継続をしていくには課題が多いように感じます。
- ・啓蒙は双方向に必要なものと感じることも多いです。
- ・利用者の工賃向上に向けた取組として、各事業所や野田市などと連携して、内職業者への単価向上の要請など事業所での作業単価アップを図っていきたい。
- ・障がい者支援課や子ども家庭総合支援課、子どもの発達相談室と連絡を取り合うことがあるが、どの窓口でも丁寧に対応していただいております、事業所からも問合せしやすいので、大変有り難く感じています。
- ・当法人は相談支援事業所や生活介護事業所、自立生活援助事業所も運営していますが、居宅介護事業所にのみアンケート依頼が来ていました。全事業所に調査をしても良いと感じました。
- ・各自立支援協議会や部会で課題を見える化して、議論してもらいたいです。よろしくお願いたします。

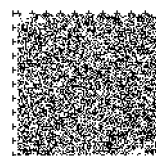
【ヒアリングでの意見】

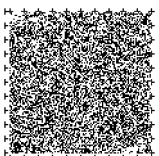
- ・情報インフラが整っていない、どこに連絡してよいか分からないため、マッチングする機能が欲しい。
- ・一般就労を目指す場合に、どの会社にアプローチすれば良いのか分からない。
- ・事業所から企業への引継ぎがしっかりできる会社が分からない。
- ・障がいを持つ子の親がコミュニケーションを取れる場の設置
- ・サービスが充実したら利用者も増えると思うので、社会資源が充実すると良い。
- ・ヘルパー事業所の数は増えたが、ヘルパーの人数は少ない。
- ・虐待とならなくても不安になる家庭がある。(家庭環境が不安な児童が多い)
- ・親にも障がいがある場合、療育の継続など難しい点がある。
- ・高齢のヘルパーが多いため、人材関係の周知をする際は、高齢者にも届く情報発信が必要である。
- ・特別支援学校の教員の事業所訪問や、事業所職員の学校見学など、特別支援学校と事業所が情報共有をし、支援を共通化した方が良い。
- ・他のサービス事業所の状況を知る機会としての交流の場
- ・介護保険と同様、申請時まで遡っての有効期間の設定
- ・日中一時支援事業の報酬単価の改正
- ・移動支援の利用可能範囲の拡大
- ・利用者に移動支援や行動援護などの余暇活動があることの周知





第3章 計画の基本的な考え方





第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

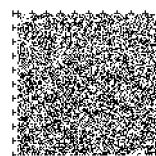
～健康スポーツ文化都市～

障がいの有無にかかわらず、

市民誰もが相互に人格・個性を尊重し支えあう共生社会を構築し、

元気で明るい家庭を築ける野田市を目指します

- 障がい施策は、障がいの有無にかかわらず、かけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じていきます。
- このような社会の実現に向けて、障がいのある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体と捉え、障がいのある人が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるように支援するとともに、障がいのある人の活動を制限し社会への参加を制約している社会的障壁を除去するため、障がい施策の基本的な方向を定めます。



2 計画の基本原則

第3次野田市障がい者基本計画の検証を踏まえ、本計画の基本理念を具体的に実現するために、次に掲げる三つの基本原則の下に施策を推進します。

基本原則1 地域社会における共生等

全ての障がいのある人が、障がいのない人と平等に、基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提に、次に掲げる機会の適切な確保・拡大を図ることを旨として障がい施策を実施します。

- 社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会の確保
- 障がいのある人の地域生活への移行を促進するための基盤整備を進め、地域社会において他の人々と共生することを妨げられず、どこで誰と生活するかについて選択する機会の確保
- 言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段について選択する機会の確保
- 情報の取得又は利用のための手段について選択する機会の拡大

基本原則2 差別・虐待の禁止

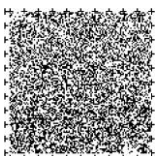
障がいに基づくあらゆる差別行為の禁止や合理的配慮の提供が確保されるための適切な措置を採ることが求められていることについて、障害者差別解消法においてこうした趣旨が具体化されていることに鑑み、実効性の確保に努めます。

令和6年4月1日に施行される障害者差別解消法改正法では、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置が強化されるため、相談体制の整備を始めとした様々な対応に努めます。

虐待防止条例に基づき、社会全体で児童、高齢者、障がいのある人に対する虐待の防止に取り組みます。

基本原則3 「心のバリアフリー」の理解促進の取組

ユニバーサルデザイン2020行動計画に基づき、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり支えあう「心のバリアフリー」の理解促進に継続して取り組みます。



3 計画の基本方針

第3次野田市障がい者基本計画に引き続き、障がいのある人に関わる施策を推進します。

基本方針1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

障がいを理由とする差別の解消を進めるため、地域の社会資源である事業所と連携を図りつつ、「障害者差別解消法」の浸透に向けた広報、啓発活動を展開し、障害者差別解消法の実効性のある施行を図ります。

また、「障害者虐待防止法」の適正な運用を通じて、障がいのある人への虐待を防止するとともに、障がいのある人の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実などに取り組むことにより、障がいのある人の権利擁護のための取組を着実に推進します。

さらに、虐待防止条例に基づき、社会全体で児童、高齢者、障がいのある人に対する虐待の防止に取り組めます。

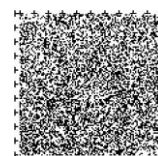
基本方針2 安全・安心な生活環境の整備

障がいのある人が、地域で安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、住環境の整備、障がいのある人が移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設などの普及促進、障がいのある人に配慮したまちづくりを推進し、障がいを理由とする社会的障壁を除去し、アクセシビリティの向上を推進します。

基本方針3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づき、障がいのある人が、円滑に意思表示やコミュニケーションができるように、意思疎通支援を担う人材の育成・確保を行います。また、補聴援助システムなどの機器を確保して意思疎通支援事業の充実を図ります。

また、野田市手話言語条例及び野田市障がいのある人の円滑な意思疎通に関する条例に基づき、具体的な支援方法等の環境整備を進めます。



基本方針4 防災、防犯などの推進

障がいのある人が地域社会において安全に安心して生活を送ることができるように、災害に強い地域づくりを推進しつつ、災害発生時には障がい特性に配慮した情報保障や避難支援を推進し、福祉避難所・福祉避難スペース¹を含めた避難所の確保に向けた取組を推進します。

また、障がいのある人を、犯罪被害や消費者被害から守るために、犯罪対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。

基本方針5 行政などにおける配慮の充実

障がいのある人が、その権利を円滑に行使できるように、野田市手話言語条例及び野田市障がいのある人の円滑な意思疎通に関する条例に基づき、行政機関の窓口、選挙などにおいて、必要な環境の整備、障がい特性に応じた合理的配慮の提供を行います。

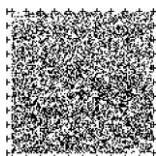
また、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供を行います。

基本方針6 保健・医療の推進

障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、可能な限り、地域で支援を行います。

また、入院中の精神に障がいのある人の早期退院、地域移行を推進し、社会的入院の解消を推進します。

さらに、障がいのある人が、身近な地域で医療やリハビリテーションを受けられるように、地域医療体制などと連携を図ります。



1 一般の避難所の中に、介護や医療相談等を受けることができる空間を確保することを想定します。専門性の高いサービスは必要としないものの、避難所では避難生活に困難が生じる要配慮者が避難する場所になります。

基本方針7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

障がいのある人の望む暮らしを実現できるよう、自ら意思を決定すること及び意思を表明することが困難な障がいのある人に対し、本人の自己決定が尊重される相談支援が受けられる体制を構築し、障がいのある人の地域移行及び地域定着を推進します。

障がいのある人が、グループホームなどを利用し、地域の実情に即した支援を受けながら、障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ります。

基本方針8 教育の振興

障がいの有無によって分け隔てられることがない共生社会の実現に向けて、可能な限り、共に教育を受けることができる仕組みを整備し、また、障がいに対する理解を深める取組を推進します。さらに、障がいのある人が、その一生を通じて、自分の可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として、豊かな生活が送れるように、共生社会の実現を目指します。

基本方針9 雇用・就業、経済的自立の支援

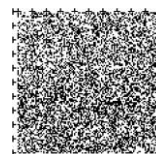
障がいのある人が、地域で質の高い自立した生活を営むには、就労が重要であるとの考えの下、働く意欲のある障がいのある人が、その適正に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の担い手の育成などを図ります。

あわせて、雇用・就業の促進に関する施策と、福祉施策との適切な組合せを検証します。

基本方針10 文化芸術活動・スポーツなどの振興

障がいのある人の文化、芸術及びスポーツ活動への参加を通じて、障がいのある人の生活を豊かにするとともに、市民の障がいのある人への理解と知識を深めて、障がいのある人の自立と社会参加の促進を促します。

また、共生社会の実現に向け、障がいの有無にかかわらず誰もがスポーツに親しむ機会を作るとともに、障がいのある人のスポーツの普及に努めます。

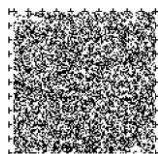


4 計画の施策体系

計画の基本理念、基本原則及び基本方針を以下の施策体系のとおりまとめ、施策・事業等を推進します。

■計画の施策体系

基本理念	基本原則	基本方針
<p>「野田市健康スポーツ文化都市」 障がいのある無にかかわらず、市民誰もが相互に人格・個性を尊重し支えあう共生社会を構築し、 元気で明るい家庭を築ける野田市を目指します</p>	地域社会における共生等	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
		安全・安心な生活環境の整備
		防災、防犯などの推進
		保健・医療の推進
		自立した生活の支援・意思決定支援の推進
		雇用・就業、経済的自立の支援
	差別・虐待の禁止	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
	「心のバリアフリー」の理解促進の取組	行政などにおける配慮の充実
		教育の振興
		文化芸術活動・スポーツなどの振興



5 健康スポーツ文化都市

(1) 健康スポーツ文化都市について

野田市が目指す「夢のある住みよいまち」、「元気で明るい家庭を築けるまち」の実現には、市民の皆様が「健康」であることが前提です。「健康」は、わたしたち野田市民すべての願いであり、まちの活力の源です。

また、昨今の社会情勢や生活環境の変化に伴い、これから必要となるものが人間力、言い換えれば、社会を力強く生きていくための総合的な力を身につけていく必要があります。

そこで、日々の生活を健康に過ごし、子どもから大人まで、障がいのある人もない人も、スポーツや文化活動を通じて人間力の向上を図り、これを人づくり、まちづくりにつなげていこうと、令和5年4月1日に「健康スポーツ文化都市」を宣言しました。

(2) 本計画における取組について

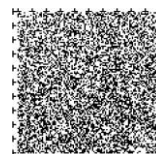
本計画では、これまでの基本理念、基本原則及び基本方針を踏襲しつつ、「健康スポーツ文化都市宣言」に基づき、「夢のある住みよいまち」、「元気で明るい家庭を築けるまち」を目指し、障がい福祉施策を推進していきます。

健康スポーツ文化都市宣言

令和5年4月1日

健康は、わたしたち野田市民すべての願いであり、まちの活力の源です。生涯にわたり豊かに生き生きと健やかな生活を送るため、心身ともに健康を維持します。更に、先人が培ってきた歴史や文化、豊かな自然に誇りを持ち、障がいのある人もない人も、子どもから大人まで、すべての人々がスポーツや文化活動を通じて、人と人との交流を深め、豊かな心とからだを育み、「夢のある住みよいまち」、「元気で明るい家庭を築けるまち」を目指し、ここに『健康スポーツ文化都市』を宣言します。

- 1 健康への関心を持ち、スポーツに親しみ、豊かな心とからだをつくります。
- 1 郷土の歴史や伝統を学び、恵まれた文化や豊かな自然に誇りを持ち、次世代に繋いでいきます。
- 1 健康を維持し、スポーツや文化活動を通じて、人間力の向上を図り、人づくり、まちづくりに繋げ、明るく生き生きとした地域の輪を広げます。



6 本計画と持続可能な開発目標（SDGs）とのつながり

(1) 持続可能な開発目標（SDGs）とは

^{エスディージーズ}
SDGsは、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。平成27（2015）年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。令和12（2030）年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットで構成されます。

17のゴールは、①貧困や飢餓、教育などいまだに解決を見ない社会面の開発アジェンダ、②エネルギーや資源の有効活用、働き方の改善、不平等の解消などすべての国が持続可能な形で経済成長を目指す経済アジェンダ、そして③地球環境や気候変動など地球規模で取り組むべき環境アジェンダといった世界が直面する課題を網羅的に示しています。SDGsは、これら社会、経済、環境の3側面から捉えることのできる17のゴールを、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。

持続可能な開発目標（SDGs）は、国際社会における目標ですが、国内において「誰一人取り残さない」社会を実現するには、地方自治体の取組が不可欠です。

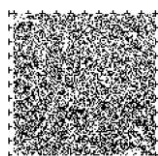
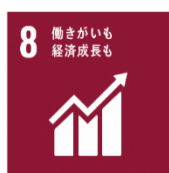
本計画における基本理念、基本原則及び基本方針を推進することが、SDGsの目標へとつながっていきます。

基本理念

基本原則

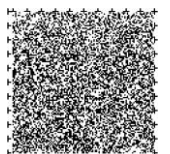
基本方針

SDGsの目標



(2) 本計画とのつながり

基本方針	SDGs
差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	
安全・安心な生活環境の整備	 
情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	
防災、防犯などの推進	
行政などにおける配慮の充実	 
保健・医療の推進	
自立した生活の支援・意思決定支援の推進	  
教育の振興	 
雇用・就業、経済的自立の支援	  
文化芸術活動・スポーツなどの振興	 



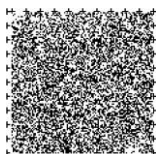
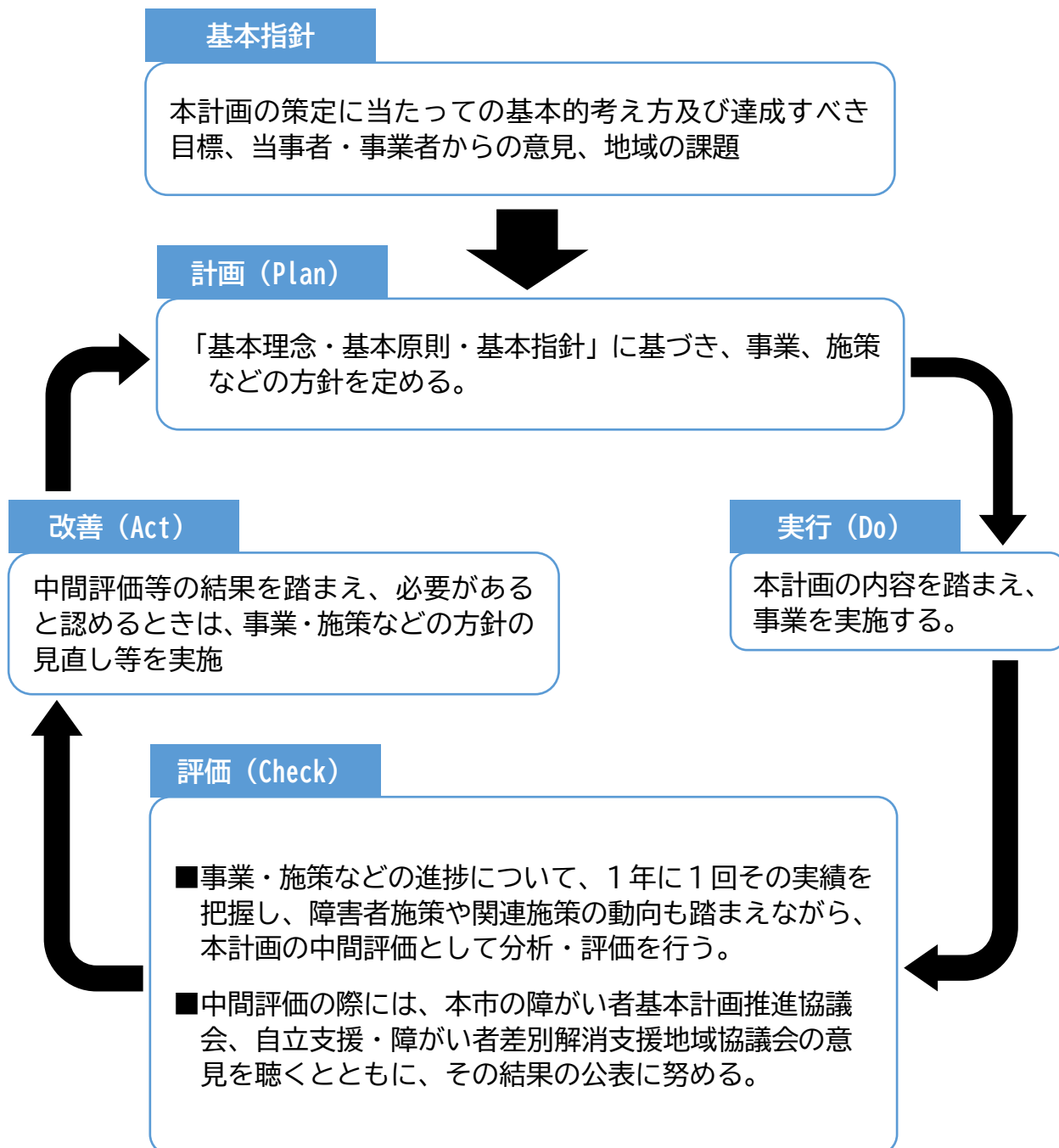
7 計画の推進体制（PDCAサイクル）

(1) 本計画におけるPDCAサイクル

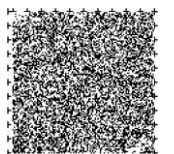
本計画では、障がい者基本計画に定めた重点施策等の取組を実施していきます。

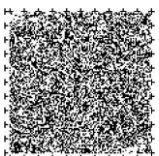
これらの取組は、PDCAサイクルのプロセスに基づき、野田市障がい者基本計画推進協議会において、計画の進捗管理を実施いたします。

【本計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ】



第4章 各分野における施策の基本的な方向性





第4章 各分野における施策の基本的な方向性

1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

10 人や国の不平等をなくそう



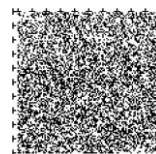
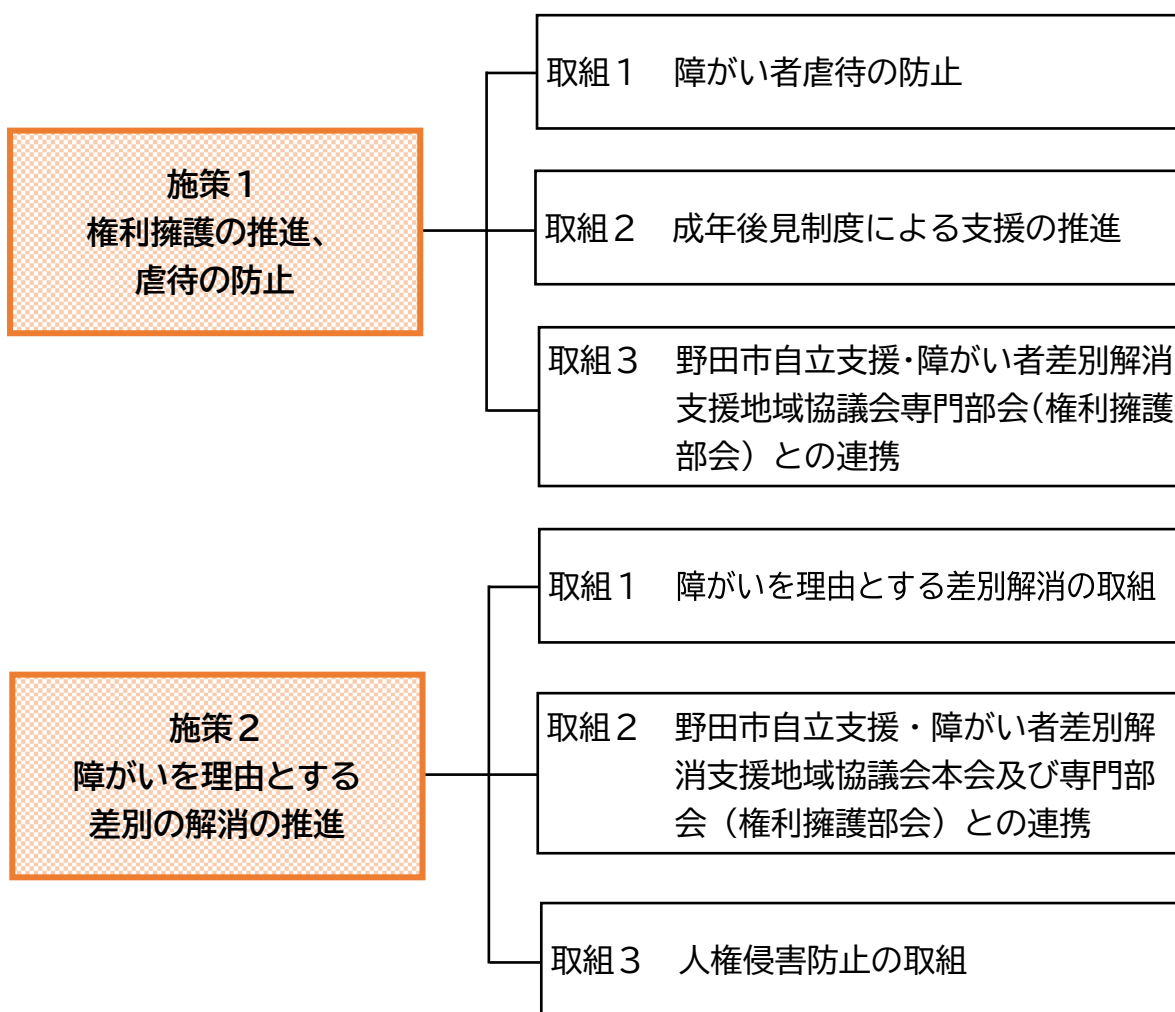
基本方針

障がい者を理由とする差別の解消を進めるため、地域の社会資源である事業所と連携を図りつつ、「障害者差別解消法」の浸透に向けた広報、啓発活動を展開し、障害者差別解消法の実効性のある施行を図ります。

また、「障害者虐待防止法」の適正な運用や野田市虐待防止条例に基づき、各々の責務及び安全で安心な生活を守るとともに、虐待のない社会を確立し、元気で明るい家庭を築けるまちを実現します。

さらに、虐待防止条例に基づき、社会全体で児童、高齢者、障がいのある人に対する虐待の防止に取り組みます。

施策の体系



現状と課題

■ 障がい者虐待の防止

障がい者支援課に障害者虐待防止法第 32 条に基づく「野田市障がい者虐待防止センター」を設置し、障がいのある人に対する虐待について、通報の受付、事実確認、支援方針の決定などを行っています。障がい者虐待防止の取組をより着実に推進するため、迅速かつ障がい種別、性別等に応じた柔軟な対応が可能な体制の整備を図る必要があります。

虐待は障がいのある人に対する人権侵害であり、障がいのある人の自立や社会参加を進めるためにも虐待を防止することが非常に重要となることから、市報やホームページなどを利用し、市民、福祉施設従事者、民間事業者に対して障害者虐待防止法の啓発、周知を行っています。より効果的な周知方法について検討する必要があります。

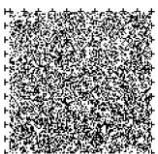
社会全体で児童、高齢者、障がいのある人に対する虐待を防止するため、令和 5 年度に虐待防止条例を制定しました。

■ 成年後見制度による支援の推進

当事者団体等からの意見として、親亡き後の対応として成年後見制度利用の啓発活動の充実が必要であるとの意見がありました。

成年後見制度に関して、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が十分でない人が成年後見制度を利用しやすくするため、成年後見制度の市長申立て及び報酬の助成を行っています。また、野田市成年後見支援センター（野田市社会福祉協議会）において、成年後見制度に関する相談や普及啓発活動、法人後見事業、日常生活自立支援事業を実施しています。相談、利用者数は増加傾向にあり、今後も障がいのある人の権利擁護のために継続的な支援が必要であるため、職員体制の強化と専門性の向上が課題です。

その他、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会（権利擁護部会）を開催し、成年後見制度の利用状況、制度の周知について議論を重ねています。限られた時間で広範な課題を効果的に検討するため、効率的な運営が必要です。



- **野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会（権利擁護部会）との連携**
野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会（権利擁護部会）を開催し、虐待・差別の事例検討、より良い支援の在り方、虐待防止研修の実施について議論を重ねています。限られた時間で広範な課題を効果的に検討するため、効率的な運営が必要です。

施策の方針

- 障がいを理由とした差別や虐待を未然に防止し、障がいのある人の社会参加を促進します。
- 野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会と連携し、障がいのある人の権利擁護の推進、虐待の防止に努めます。
- 障がいのある人が適切に資産管理や意思決定等ができるよう成年後見制度の利用の支援を行います。

具体的な取組

取組1 障がい者虐待の防止

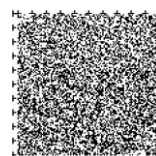
野田市障がい者虐待防止センターにて、障がいのある人に対する虐待について、通報の受付、事実確認、支援方針の決定などを行います。

市報やホームページなどを利用し、虐待防止の啓発を継続するとともに、他の媒体を利用した効果的な啓発方法を検討します。

虐待防止条例に基づき、社会全体で児童、高齢者、障がいのある人に対する虐待の防止に取り組めます。

【主な取組】

野田市障がい者虐待防止センターの設置	(障がい者支援課)
虐待防止の啓発	(障がい者支援課)
虐待防止条例の制定	(子ども家庭総合支援課・高齢者支援課・障がい者支援課)



取組2 成年後見制度による支援の推進

障がいのある人が適切に資産管理や意思決定等ができるよう「成年後見制度利用支援事業」を周知し活用を図ります。また、成年後見支援センターにおいて、成年後見制度に関する相談や普及啓発活動、法人後見事業、日常生活自立支援事業を引き続き実施します。

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会（権利擁護部会）を開催し、成年後見制度の課題や周知方法について検討します。

【主な取組】

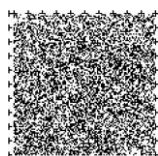
野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会（権利擁護部会）	（障がい者支援課）
成年後見制度利用支援事業	（高齢者支援課・障がい者支援課）
成年後見制度に関する相談、普及啓発	（高齢者支援課・障がい者支援課・野田市社会福祉協議会）
法人後見事業	（野田市社会福祉協議会）
日常生活自立支援事業	（野田市社会福祉協議会）

取組3 野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会（権利擁護部会）との連携

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会（権利擁護部会）と連携し、障がい者虐待の防止、障がいを理由とする差別解消の推進、周知や啓発に取り組みます。

【主な取組】

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会（権利擁護部会）	（障がい者支援課）
-------------------------------------	-----------



現状と課題

■ 障がいを理由とする差別解消の取組

障がい者支援課内に相談窓口を設置し、不当な差別的取扱い及び合理的配慮の提供に関する相談を行っています。障がいを理由とする差別解消の取組をより着実に推進するため、迅速かつ障がい種別、性別等に応じた柔軟な対応が可能な体制の整備を図る必要があります。

また、ホームページなどを利用し、市民、福祉施設従事者、民間事業者に対して障害者差別解消法の啓発、周知を行っています。継続的な障がい者差別解消法の周知・啓発が必要です。

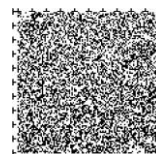
当事者団体等からの意見として、障がいのある人に対する理解不足から生じる差別・偏見や無意識の差別となるマイクロアグレッションについて、社会全体で考える機会を増やす努力が必要であるとの意見がありました。

■ 野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会本会及び専門部会（権利擁護部会）との連携

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会本会及び専門部会（権利擁護部会）を開催し、障がいのある人からの相談や当該相談事例を踏まえた障がい理由とする差別を解消するための取組に努めました。限られた時間で広範な課題を効果的に検討するため、効率的な運営が必要です。

■ 人権侵害防止の取組

人権の侵害、日常生活上の悩みや困りごとなどの相談について、市役所（原則毎月27日）、いちいのホール（原則毎月第3木曜日）を会場に、午前10時から午後3時まで人権相談を実施しています。また、講演会や子どもじんけん映画会、市報での人権に関する啓発等により、あらゆる人々がそれぞれの認識や理解に応じて人権意識を高めていけるよう努めています。なお、人権相談については、市報やホームページ等でお知らせしているものの、相談件数が少ないため、今後、周知等に工夫が必要です。また、啓発事業について、講演会や子どもじんけん映画会等、市報やホームページ等でお知らせしたことで多くの方の参加を得られましたが、更なる集客を目指すため、引き続き、啓発に努めます。



施策の方針

- 引き続き、不当な差別的取扱い及び合理的配慮の提供に関する取組を継続して実施し、障がい者を理由とする差別の解消に努めます。
- 野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会と連携し、障がい者を理由とする差別解消の推進、周知や啓発に取り組み、障がい特性の理解に努めます。
- 人権擁護委員と連携することで差別解消の推進を図るため、人権相談や啓発事業等の周知、啓発に努めます。

具体的な取組

取組1 障がい者を理由とする差別解消の取組

障がい者支援課にて、障がい者を理由とした不当な差別的取扱い及び合理的配慮の提供に関する相談支援を行います。

市報やホームページなどを利用し、障害者差別解消法の啓発を継続するとともに、他の媒体を利用した効果的な啓発方法を検討します。

【主な取組】

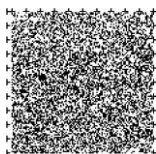
障害者差別解消法に基づく相談受付機関の設置	(障がい者支援課)
障害者差別解消法の啓発・周知	(障がい者支援課)

取組2 野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会本会及び専門部会（権利擁護部会）との連携

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会（権利擁護部会）と連携し、障がい者を理由とする差別解消の推進、周知や啓発に取り組み、障がい特性の理解に努めるとともに、限られた時間で広範な課題を効果的に検討するため、効率的な運営に努めます。

【主な取組】

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会本会及び専門部会（権利擁護部会）
(障がい者支援課)



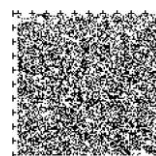
取組3 人権侵害防止の取組

人権擁護委員と連携することで差別解消の推進を図るため、引き続き人権の侵害、日常生活上の悩みや困りごとなどの人権相談や講演会や子どもじんけん映画会、市報での人権に関する啓発事業等を実施するとともに、参加者を増やすために周知、啓発に努めます。

【主な取組】

差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

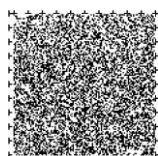
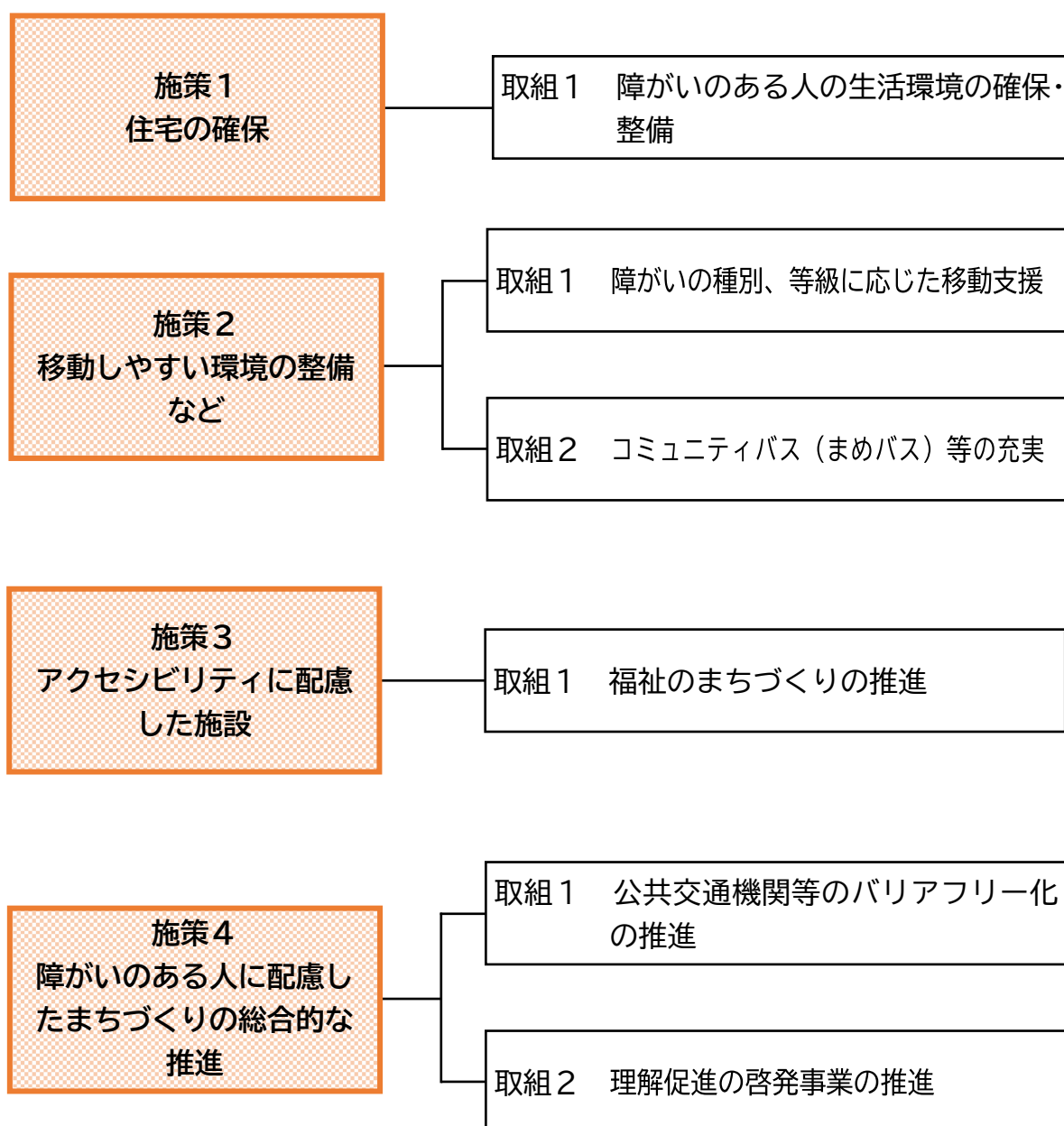
(人権・男女共同参画推進課)



基本方針

障がいのある人が、地域で安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、住環境の整備、障がいのある人が移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設などの普及促進、障がいのある人に配慮したまちづくりを推進し、障がいを理由とする社会的障壁を除去し、アクセシビリティの向上を推進します。

施策の体系



現状と課題

■ 障がいのある人の生活環境の確保・整備

障がい者等グループホーム運営費補助金交付事業、障がい者グループホーム等入居者家賃助成金支給事業を実施し、一人一人が各々にあった支援を受けながら自立した暮らしを目指せる生活の場としてグループホームに居住するための支援を実施しています。利用者やグループホームの新規開設が年々増加傾向にあることから、近年、障害福祉サービスの実績や経験が余りない事業者の参入、障がい特性や障がい程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念されます。

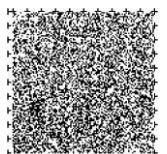
障がいのある人の生活環境向上のため、日常生活用具（居宅生活動作補助用具）の給付による住宅改修（バリアフリー化）を実施しています。障がいのある人の日常生活の便宜を図るため、支援を継続していく必要があります。

ひとり親家庭等世帯、配偶者からの暴力による被害女性世帯、高齢者世帯や心身障がい者世帯で、家賃等の支払ができるにもかかわらず、「条件の合う住宅を探すのが困難」、「連帯保証人がいない」、「入居後の生活が不安」などの理由で、民間賃貸住宅への入居が困難な世帯へ、入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を支援しています。障がいのある人への支援を継続していく必要があります。

高齢者及び障がいのある人が居住する住宅内の家具に家具転倒防止器具を取り付けることにより、地震により生ずる被害から高齢者等の生命及び財産を守り、高齢者等の福祉の増進を図ることを目的として、家具転倒防止器具取付事業を実施しています。障がいのある人の日常生活の便宜を図るため、支援を継続していく必要があります。

施策の方針

- 障がいのある人が、地域で生活するために、グループホーム運営費補助、障がい者グループホーム等入居者家賃補助を引き続き実施します。
- 日常生活用具（居宅生活動作補助用具）の給付による住宅改修（バリアフリー化）を引き続き支援します。
- 引き続き、安定した住環境整備の推進に努めます。



具体的な取組

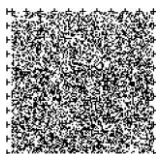
取組1 障がいのある人の生活環境の確保・整備

障がいのある人がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障がい者等グループホーム運営費補助金交付事業、障がい者グループホーム等入居者家賃助成金支給事業及び日常生活用具（居宅生活動作補助用具）の給付による住宅改修（バリアフリー化）を引き続き実施します。また、利用者がグループホームにおいて適切な支援を受けることができるよう、グループホーム等支援ワーカーと連携して支援の質の確保に努めるほか、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会において、日中サービス支援型共同生活援助事業所に対する評価を行います。

その他、安心した住環境整備のため、家具転倒防止器具取付事業を引き続き実施するとともに、住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業を実施し、障がいのある人の入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の支援を継続していきます。

【主な取組】

障がい者等グループホーム運営費補助金交付事業	(障がい者支援課)
障がい者グループホーム等入居者家賃助成金支給事業	(障がい者支援課)
日常生活用具給付等事業	(障がい者支援課)
家具転倒防止器具取付事業	(高齢者支援課・障がい者支援課)
住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業	(営繕課)



現状と課題

■ 障がいの種別、等級に応じた移動支援

当事者団体等からの意見として、様々な障がい特性に応じた移動支援の更なる充実について意見が上がっています。そのため、様々な障がいの種別や等級、障がいのある人の状況などに応じた移動手段を把握し、支援を実施しています。

また、視覚障がいのある人の外出に同行し、移動に必要な情報提供を行うとともに、外出時に必要な援助（同行援護事業）を実施しています。

その他、移動支援事業として、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のため、外出時にヘルパーを派遣し、必要な移動の介助及び外出に伴って必要となる介護を提供しています。

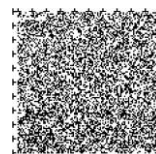
■ コミュニティバス（まめバス）等の充実

コミュニティバス等対策審議会において、基礎調査の結果から見えた課題等を踏まえて、ルート、ダイヤ、運行にかかる経費等について審議し、運行計画の作成を進めています。

デイサービス送迎車両を空き時間に活用する運行や病院送迎バスの定期ルートに合わせた混乗による運行の可能性について調整しています。

市内を運行する教習所送迎車両を活用し、小山自治会、木間ヶ瀬地区の内野堤根自治会、上納谷自治会、×切自治会及び出洲自治会の区域内を対象とした移動支援事業の実証実験を継続実施しています。なお、令和4年12月からは小山地区、木間ヶ瀬地区の両地区において定時定路線運行から予約制運行を開始しています。予約制運行については、予約に手間がかかることや、病院の利用者が多く、事前に予約の時間（特に帰り）を決めにくいことから、当初の定時定路線運行より利用者が伸びないことが課題となっています。

単独ではタクシー等の公共交通機関を利用できない身体障がい者や要介護状態の高齢者が外出するための移動手段である福祉有償運送事業を実施するNPO法人等について、その運送区域や対価等が具体的に定められているかを福祉有償運送運営協議会において協議し、適正な運営を推進しています。



施策の方針

- ▶ 様々な障がいの種別や等級、障がいのある人の状況などに応じた移動手段を把握し、支援に努めます。
- ▶ 市民の足として利用しやすいコミュニティバスとして、交通不便地域対策の面から、コミュニティバス以外の代替交通も含め、将来にわたって持続可能な地域公共交通について検討します。
- ▶ 引き続き、適正な福祉有償運送事業を確保するため、福祉有償運送運営協議会において協議します。

具体的な取組

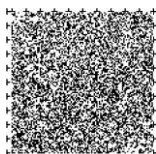
取組1 障がいの種別、等級に応じた移動支援

様々な障がいの種別や等級、障がいのある人の状況などに応じた移動手段を提供するため、福祉タクシーの運賃助成、自立更生のため自動車運転免許を取得した場合の費用の助成及び身体障がいのある人が、就労、通院、通学に使用する自動車について、自ら運転するために必要な改造を行った場合の費用の助成、移動支援事業を実施します。

また、視覚障がいのある人の外出に同行し、移動に必要な情報提供を行うとともに、外出時に必要な援助を行う同行援護事業を実施します。

【主な取組】

野田市福祉タクシー	(障がい者支援課・高齢者支援課)
自動車運転免許取得費の助成	(障がい者支援課)
自動車改造費の助成	(障がい者支援課)
移動支援事業	(障がい者支援課)
同行援護事業	(野田市社会福祉協議会)



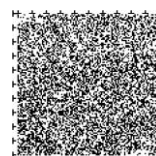
取組2 コミュニティバス（まめバス）等の充実

現行のまめバスの運行計画を市民が利用しやすい運行計画として令和6年度に改正するため、コミュニティバス等対策審議会で協議を継続し、その協議結果を踏まえて運行事業者と調整していきます。

引き続き、単独ではタクシー等の公共交通機関を利用できない身体障がい者や要介護状態の高齢者が外出するための移動手段である福祉有償運送事業を実施するNPO法人等について、その運送区域や対価等が具体的に定められているかを福祉有償運送運営協議会において協議し、適正な運営を推進していきます。

【主な取組】

野田市コミュニティバス運行事業	(企画調整課)
事業所送迎バスを活用した移動支援事業	(企画調整課)
福祉有償運送事業	(高齢者支援課・障がい者支援課)



現状と課題

■ 福祉のまちづくりの推進

公共施設のバリアフリー改修（トイレ洋式化、スロープや手すりの設置など）について、要望に応じて優先順位を設定し、実施しています。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく「野田市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」及び「野田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」を基準とした道路や都市公園などを整備しています。

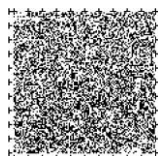
街路樹の根上がりにより歩道が凸凹でバリアフリーになっていないところは改善が必要であり、根上がりの補修については、道路管理者とも調整し、順次補修していく必要があります。

公園入口と道路との段差を解消するため、条例等の基準に則した、園路スロープの設置スペースが確保できず、改修整備が実施できておりません。

通路、施設内の段差を解消するに当たり、スロープなどの設置スペースが確保できないため、整備が難しい場合があります。

施策の方針

- ▶ 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下「交通バリアフリー法」という。）に基づく野田市移動円滑化基本構想に従い、誰もが安心して移動し社会参加の促進につながるバリアフリー化を推進します。
- ▶ 引き続き、障がいのある人や高齢者など、誰もが快適に利用できるよう道路や都市公園などを整備します。



具体的な取組

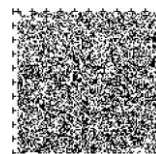
取組1 福祉のまちづくりの推進

スロープに対応した多目的トイレの設置や、トイレ洋式化、スロープや手すりの設置など公共施設のバリアフリー改修について、優先順位を設定して実施します。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく野田市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例及び野田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を基準とした道路や都市公園などを整備し、引き続き、障がいのある人や高齢者など、誰もが快適に利用できるように進めます。

【主な取組】

福祉のまちづくり	(生活支援課)
都市公園等のバリアフリー化	(みどりと水のまちづくり課)



現状と課題

■ 公共交通機関等のバリアフリー化の推進

重点整備地区の愛宕駅周辺地区は、愛宕駅西口広場の工事が進行中で、令和5年度に完成予定です。愛宕駅西側では音響式信号機の設置を要望しています。また、愛宕駅東口広場は令和8年度に完成予定です。

野田市駅西地区は、駅前線整備と物件補償を実施し、野田市駅南側道路改良に伴い押しボタン式信号機の設置を要望します。また、令和5年度の駅舎完成に合わせ駅の完全バリアフリー化を目指し、整備を進めています。

音響式信号機等設置の要望のあった交差点について、野田警察署へ市から要望しています。

■ 理解促進の啓発事業の推進

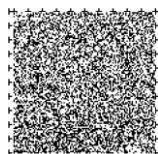
障がいに対する偏見をなくし、全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける考え方である「心のバリアフリー」について、市報等を利用して広く周知、啓発しています。バリアへの理解を深めたら実践する、というのが大きなポイントになることから、具体的な実践方法を含めた周知が必要となります。

12月上旬に「こころの作品展」と題し、市民の障がいのある人への理解と認識を深めるとともに、障がいのある人の社会活動への積極的な参加を促進することを目的に、障がいのある人の作成した絵、詩、俳句、手作り作品等を展示しています。毎年参加事業者が同じ顔触れとなっているため、参加事業者を広く募り、より多くの作品を展示していく必要があります。

当事者団体、支援者団体等による地域における自発的な活動に対して補助金を交付し、心のバリアフリーの推進及び共生社会の実現を図っています。

施策の方針

- 重点整備地区の愛宕駅西口駅前広場、東口駅前広場及び準重点整備地区の野田市駅西口駅前広場の整備は、交通バリアフリー法に基づき作成した野田市移動円滑化基本構想に沿って、駅、駅前広場、道路、信号機等の一体的なバリアフリー化を推進します。
- 愛宕駅及び野田市駅のバリアフリー化は、交通バリアフリー法により原則、令和2年度までの移動円滑化基準への適合整備の方針に基づき、千葉県施行の連続立体交差事業の整備により図られることから、事業の早期完成を促進します。



- 引き続き、音響式信号機等設置要望のあった交差点については、野田警察署へ市から要望します。
- 引き続き、心のバリアフリーを推進し、全ての人が平等に参加できる社会や環境となるよう努めます。

具体的な取組

取組1 公共交通機関等のバリアフリー化の推進

障がいのある人の社会的障壁の除去を進めるため、重点整備地区の愛宕駅西口駅前広場、東口駅前広場及び準重点整備地区の野田市駅西口駅前広場の整備について、野田市移動円滑化基本構想に沿ってバリアフリー化を推進します。また、視覚障がいや色覚障がいのある人の移動上の安全性を確保するため、音声式信号機やユニバーサルカラー信号機、横断歩道等の設置要望のあった交差点については、野田警察署へ市から要望します。

【関連する取組】

愛宕駅西口駅前広場整備事業及び愛宕駅東口駅前広場整備事業

(愛宕駅周辺地区市街地整備事務所)

野田市駅西土地地区画整理事業

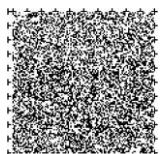
(都市整備課)

東武野田線(野田市)連続立体交差事業

(都市整備課)

安全・安心な生活環境の整備

(市民生活課)



取組2 理解促進の啓発事業の推進

市報やホームページなどを利用し、「心のバリアフリー」の啓発を継続するとともに、他の媒体を利用した効果的な啓発方法を検討します。

こころの作品展事業を通じて、市民の障がいのある人への理解と認識を深めるとともに、障がいのある人の社会活動への積極的な参加を促進していきます。

自発的活動支援事業補助金により、当事者団体、支援者団体等による地域における自発的な活動を支援していきます。

【主な取組】

理解促進・啓発事業

(障がい者支援課)

こころの作品展事業

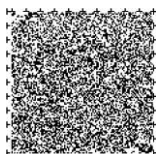
(障がい者支援課)

自発的活動支援事業

(障がい者支援課)



(こころの作品展の風景)

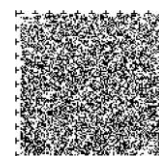
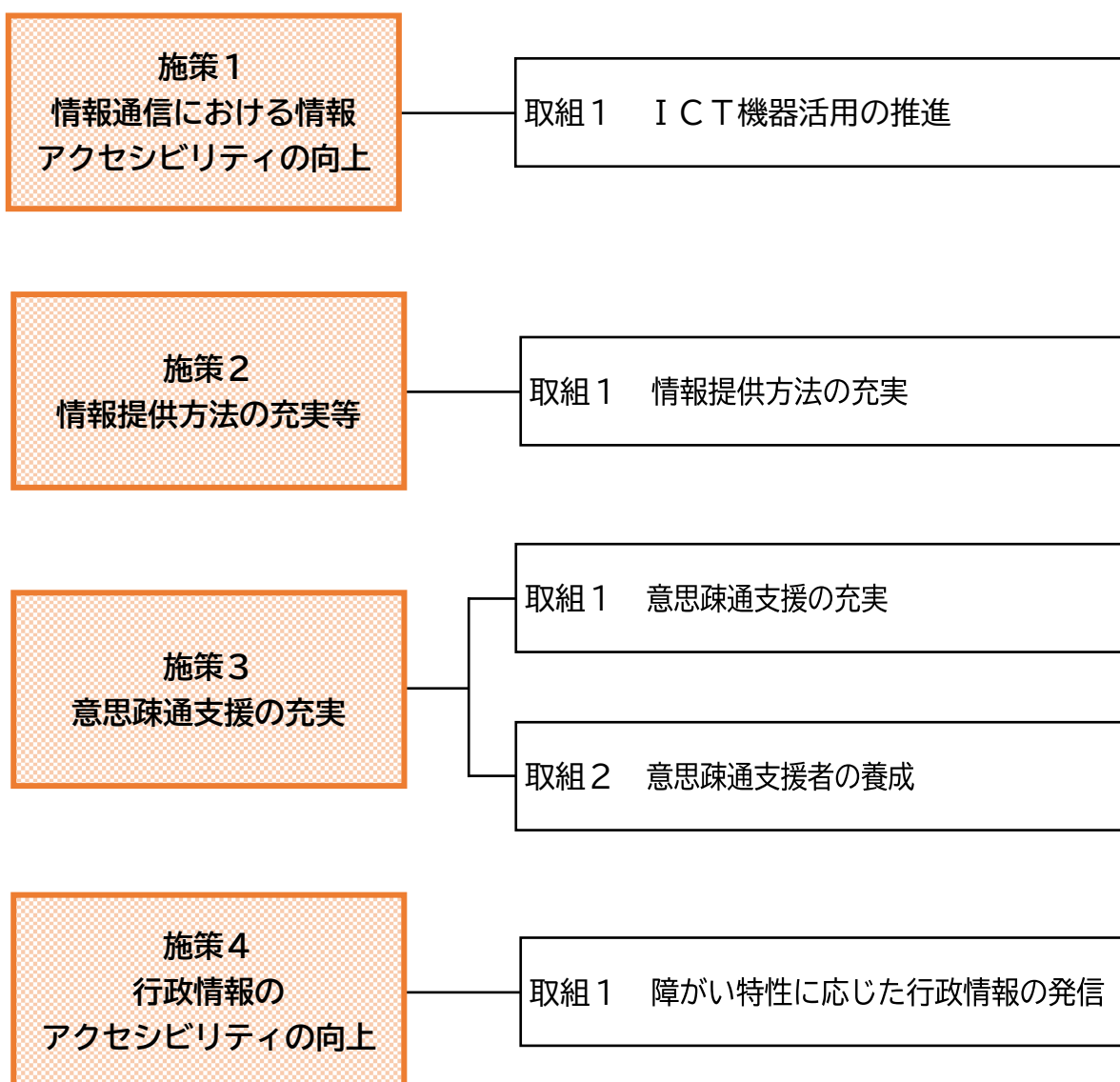


基本方針

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づき、障がいのある人が、円滑に意思表示やコミュニケーションができるように、意思疎通支援を担う人材の育成・人材の確保を行います。また、補聴援助システムなどの機器を確保して意思疎通支援事業の充実を図ります。

また、野田市手話言語条例及び野田市障がいのある人の円滑な意思疎通に関する条例に基づき、具体的な支援方法等の環境整備を進めます。

施策の体系



現状と課題

■ ICT機器活用の推進

障がいのある人のICT活用を推進するため、日常生活用具として情報・通信支援用具の給付を実施しています。障がいのある人のニーズは時代とともに変化するため、常に給付対象種目を見直していく必要があります。

当事者団体等からの意見として、「まめメール」やSNSを活用し、一層の情報アクセシビリティの向上を図る必要があるとの意見がありました。

施策の方針

➤ 引き続き、障がいのある人のICT機器活用を推進します。

具体的な取組

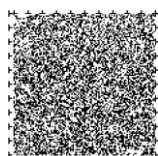
取組1 ICT機器活用の推進

日常生活用具として情報・通信支援用具の給付を実施していくとともに、障がいのある人のニーズや情報通信機器の情報を収集し、必要に応じて給付対象種目を見直していきます。

【主な取組】

日常生活用具給付等事業

(障がい者支援課)



現状と課題

■ 情報提供方法の充実

視覚障がいのある人への対応として、パンフレット、選挙運動用ポスター掲示場（令和2年度より）に音声コード（Uni-Voice）を導入し、情報通信機器を通して、必要な情報を得られるように進めました。

福祉部で実施する講演会や説明会などで、音声文字変換機器を設置しています。

日々進化する情報通信機器の情報を収集していく必要があります。

施策の方針

➤ 引き続き、更なる情報提供方法の改善に向けて検討します。

具体的な取組

取組1 情報提供方法の充実

日々進化する情報通信機器の情報を収集し、更なる情報提供方法の充実に努めます。

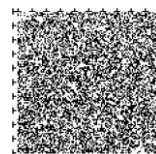
【主な取組】

音声コード（Uni-Voice）の導入
音声文字変換機器

（障がい者支援課・選挙管理委員会事務局）
（障がい者支援課）



（音声文字変換機器設置の様子）



現状と課題

■ 意思疎通支援の充実

令和2年度に野田市手話言語条例、令和3年度に野田市障がいのある人の円滑な意思疎通に関する条例を制定し、手話啓発パンフレット・動画の作成、意思疎通支援者養成に係る講座の受講費用の助成、遠隔手話サービスの導入など、条例に基づき具体的な支援方法等の環境整備を進めています。

日常生活、学校、病院、講演会及び説明会などで意思疎通支援を必要とする障がいのある人の特性に合わせて、手話通訳者及び要約筆記者を派遣しています。また、福祉部で実施する講演会や説明会などで、ヒアリンググループを設置しています。障がいのある人への情報保障のため、意思疎通支援者派遣事業の周知及び利用促進に努める必要があります。

障がい者支援課窓口や選挙の際の各投票所にコミュニケーション支援ボードを配置しています。庁内にコミュニケーション支援ボードの配置が広がっていないことが課題となっています。

市の窓口では、遠隔手話サービスを導入しています。遠隔手話サービスについては、利用実績がほとんどないことが課題となっています。

Net119緊急通報システムの周知をし、聴覚や言語に障がいのある人が円滑に消防への通報を行えるよう努めています。

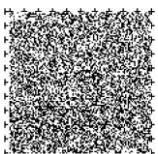
■ 意思疎通支援者の養成

手話通訳者養成講座、要約筆記者養成講座及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会について、教材費や交通費を助成しています。申請者が少なく、意思疎通支援の新たな担い手不足が課題となっています。

また、手話奉仕員養成講座を開催しています。講座開催の曜日や時間帯を変更し、受講生の増加に努めていく必要があります。

施策の方針

- 意思疎通支援の充実のため、各施策の取組を推進・充実させます。
- 日常生活用具給付等事業において、情報通信機器の在り方を検討します。
- 各講座の受講者が増えるよう、開催及び助成金事業の周知を行い、意思疎通支援の新たな担い手の確保に努めます。



- 意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的に、引き続き手話奉仕員養成講座（前期・後期）を実施します。

具体的な取組

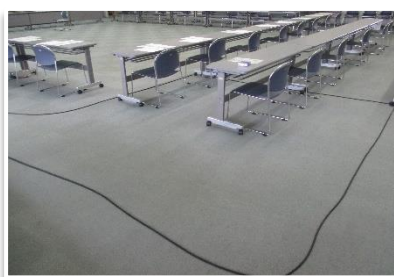
取組1 意思疎通支援の充実

意思疎通支援者派遣事業の周知及び利用促進に努めます。また、障がいのある人の意見を取り入れながら意思疎通支援のしやすい環境の整備に努めます。

また、意思疎通支援の充実を図るため、コミュニケーション支援ボードの改良及び普及に努めるほか、遠隔手話サービスの周知・活用を促進します。

【主な取組】

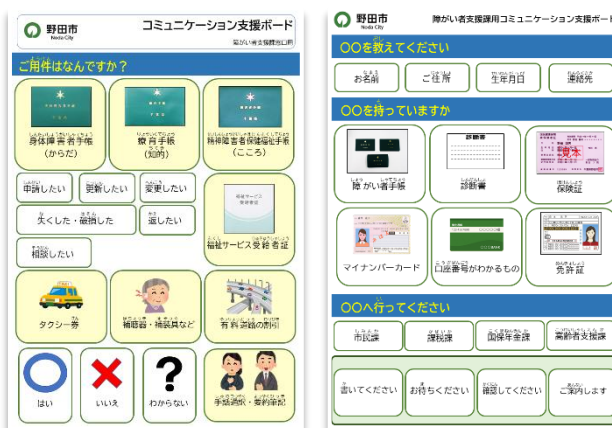
野田市手話言語条例に基づく取組	(障がい者支援課)
野田市障がいのある人の円滑な意思疎通に関する条例に基づく取組	(障がい者支援課)
意思疎通支援者派遣事業	(障がい者支援課)
講演会や説明会などでのヒアリンググループの設置	(障がい者支援課)
コミュニケーション支援ボードの改良及び普及	(障がい者支援課)
遠隔手話サービス	(障がい者支援課)
日常生活用具給付等事業	(障がい者支援課)
Net119緊急通報システム	(障がい者支援課)



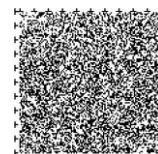
(ヒアリンググループ設置風景)



(遠隔手話サービス利用風景)



(コミュニケーション支援ボード)



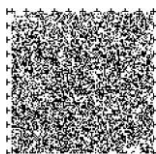
取組2 意思疎通支援者の養成

意思疎通支援の新たな担い手を確保するため、手話通訳者養成講座、要約筆記者養成講座及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会の教材費及び交通費の助成を継続して実施します。また、各講座の参加者が増えるよう、周知活動を行います。

手話奉仕員養成講座及び聞こえのサポーター養成講座についても継続して実施していきます。

【主な取組】

手話通訳者養成講座受講料等助成金	(障がい者支援課)
要約筆記者養成講座受講料等助成金	(障がい者支援課)
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修受講料助成金	(障がい者支援課)
手話奉仕員養成講座の開催	(障がい者支援課・野田市社会福祉協議会)
聞こえのサポーター養成講座の開催	(障がい者支援課)



現状と課題

■ 障がい特性に応じた行政情報の発信

市報の点訳及び音訳並びに発行業務を野田市社会福祉協議会に委託し、視覚障がいのある人に配布しています。点訳及び音訳した市報の配布希望者について、さらなる周知を図り、必要な人へ支援が行き届くよう努めます。

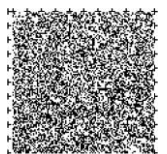
また、生涯学習センター情報活用コーナーに設置している視覚障がいのある人が使用可能なパソコンの利用促進を図るとともに、視覚障がいのある当事者を講師に招き、視覚障がいのある人のためのパソコン講座を開催しています。生涯学習センター情報活用コーナーを利用する視覚障がいのある人及び支援グループが少数にとどまっているため、利用の周知を図り、視覚障がいのある人に対応する機器利用の促進を図る必要があります。

さらに、障がいのある人が出席する会議の会議資料は、誰にでも読みやすいユニバーサルデザインフォントを使用しているほか、障がいの特性に応じて拡大資料を提供しています。また、障がいのある人が出席する会議において、ヒアリンググループ及び音声変換機器を設置しています。ユニバーサルデザインフォントの使用や会議資料への音声コード(Uni-Voice)の使用を更に促進していく必要があります。

当事者団体等からの意見として、障がい特性に配慮した情報の発信をする必要があるとの意見がありました。

施策の方針

- 点字・声の広報等発行事業の周知など事業の充実に努めます。
- 引き続き、生涯学習センター情報活用コーナーでの視覚障がいのある人のICT活用を促進するための事業を継続するとともに、関係機関と連携し機器活用の周知をより一層図ります。
- 音声コード(Uni-Voice)の導入を更に促進するなど、障がいのある人にも分かりやすい行政情報の提供を推進します。



具体的な取組

取組1 障がい特性に応じた行政情報の発信

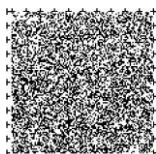
障がいを理由に必要な行政の情報が得られないことがないように、継続して市報の点訳及び音訳の実施や視覚障がいのある人が使用可能なパソコンの利用促進を図り、行政情報のアクセシビリティを向上させます。また、ユニバーサルデザインフォントやユニバーサルカラーデザイン、音声コード (Uni-Voice) の使用を促進し、障がいのある人に対して分かりやすい行政情報の提供に努めます。

音声コード (Uni-Voice) の使用の促進の取組として、共用封筒への音声コード (Uni-Voice) を導入します。

また、令和6年度からの選挙について、個別的に音声コード (Uni-Voice) 入りの封筒に入場整理券を封入し送付する対応を図ります。

【主な取組】

点字・声の広報等発行事業	(障がい者支援課)
障がい特性に配慮した行政情報の発信	(障がい者支援課)
視覚障がいのある人へのパソコンの利用促進	(生涯学習課)
封筒への音声コード (Uni-Voice) の導入	(障がい者支援課・管財課・選挙管理委員会事務局)

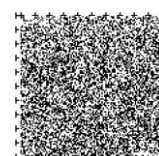
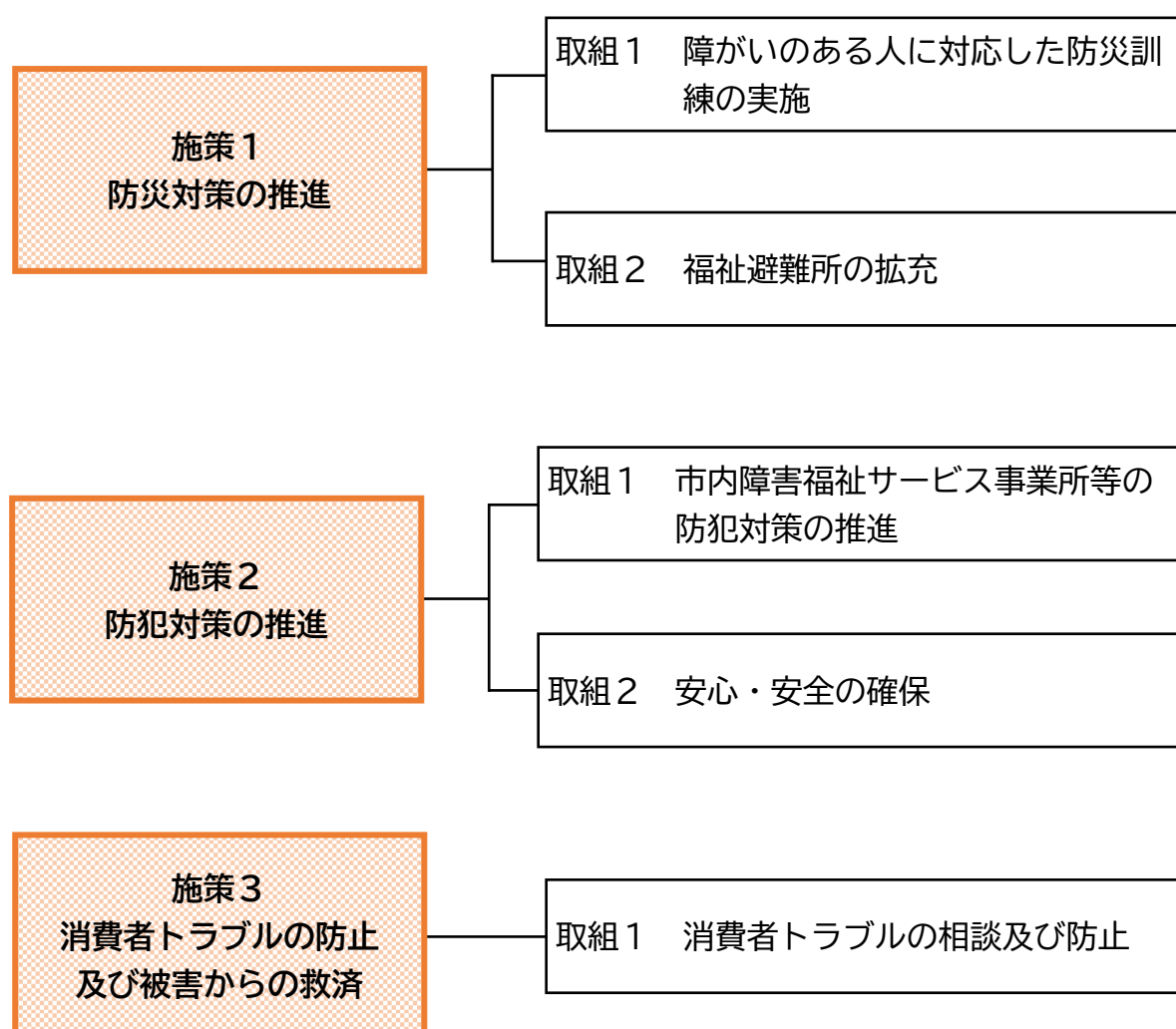


基本方針

障がいのある人が地域社会において安全に安心して生活を送ることができるように、災害に強い地域づくりを推進しつつ、災害発生時には障がい特性に配慮した情報保障や避難支援を推進し、福祉避難所・福祉避難スペースを含めた避難所の確保に向けた取組を推進します。

また、障がいのある人を、犯罪被害や消費者被害から守るために、犯罪対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。

施策の体系



現状と課題

■ 障がいのある人に対応した防災訓練の実施

「野田市総合防災訓練」の中で、障がい特性を理解していただくとともに障がいのある人や高齢者などの弱者に対応した防災施策を行えるように検討します。また、障がい特性を理解していただくための展示ブースを実施しています。障がいのある人も交えた実践的な訓練等の活動を行う必要があります。

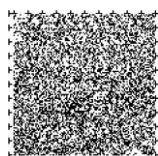
当事者団体等からの意見として、避難時の障がいのある人の受入態勢が整っていないため、総合防災訓練や避難所開設訓練への障がいのある人の参加が必要であるとの意見がありました。

■ 福祉避難所の拡充

福祉避難所は、平成25年10月9日にくすのき苑、野田芽吹学園及び千葉県立野田特別支援学校の3施設と福祉避難所の協定を締結しています。現在、新たな福祉避難所の指定を目指し、福祉避難所となる候補施設の選定及び協定書案の作成を行っていますが、協定及び福祉避難所の運営方法等について、施設側との協議が進んでいません。

施策の方針

- ▶ 自主防災組織の活動の中でも、障がいのある避難行動要支援者に配慮した防災訓練を実施してもらうため、市としては避難行動要支援者の更新や提供を行うとともに、訓練方法の参考事例等の作成を検討します。
- ▶ 今後開催される「野田市総合防災訓練」において、障がいの特性を理解していただくとともに、障がいのある人や高齢者などに対応した防災施策を行えるように検討します。なお、障がい者支援課で障がい特性を理解していただくために、引き続き、展示ブースの出展を進めていきます。
- ▶ 防災安全課、障がい者支援課及び高齢者支援課が連携し、運営方針等を明確化し、候補施設との協定締結に向けた協議を重ねていくことで、災害時にも開設し運用が可能な福祉避難所の拡充を進めます。



具体的な取組

取組1 障がいのある人に対応した防災訓練の実施

自主防災組織の活動の中で、障がいのある避難行動要支援者も交えた防災訓練等を実施してもらうため、避難行動要支援者名簿の更新や提供を行うとともに、訓練方法の参考事例等の作成を検討します。

【主な取組】

野田市総合防災訓練

(防災安全課・高齢者支援課・障がい者支援課)

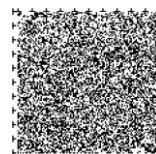
取組2 福祉避難所の拡充

候補施設との協定締結に向けた協議を重ねていくことで、災害時にも開設し運用が可能な福祉避難所の充実を目指します。

【主な取組】

福祉避難所の拡充

(防災安全課・高齢者支援課・障がい者支援課)



現状と課題

■ 市内障害福祉サービス事業所等の防犯対策の推進

指定管理施設（野田市立あおい空、野田市心身障がい者福祉作業所、野田市立あすなろ職業指導所、野田市関宿心身障がい者福祉作業所、野田市立こだま学園、野田市立あさひ育成園）及びこぶし園においては、警備会社に委託して警備を徹底するとともに、短期入所を実施している野田市立あおい空では、警備会社による建物内の夜間巡回を実施しています。また、野田市立あすなろ職業指導所において、利用者が作ったパン等を一般販売し、地域の人との交流を深めています。今後、社会福祉施設において、地域の人と交流を深めることで開かれた施設を目指し、防犯意識の醸成を図る必要があります。

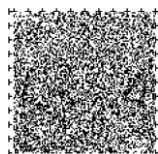
■ 安心・安全の確保

北部地区に設置した「まめぼん」とともに青色回転灯搭載の防犯パトロール車両によるパトロールを行い犯罪の抑止に努めるとともに、社会福祉施設などにおいて不審者情報などがあった際には、パトロールを強化しました。北部地区に設置した「まめぼん」を活用した防犯広報活動が課題となっています。

また、防犯カメラについて、地区のバランスを考慮しながら、これまでに161台を設置・運用しています。鋼管柱を建てることから、設置箇所が制限されてしまうことが課題となっています。

施策の方針

- 指定管理施設における防犯に係る取組を継続するとともに、社会福祉施設において、地域の人と交流を深めることで開かれた施設となるよう働きかけます。
- 北部地区に設置した「まめぼん」とともに青色回転灯搭載の防犯パトロール車両によるパトロール車両2台による市内全域のパトロールや広報を行い、不審者情報などがあったときには、パトロールを強化し、犯罪抑止に努めます。
- 地区のバランスを考慮しながら、防犯カメラを新設・更新します。



具体的な取組

取組1 市内障害福祉サービス事業所等の防犯対策の推進

障がいのある人が安心して生活できるよう、引き続き指定管理施設の警備を徹底します。また、関係機関や地域住民等と連携し安全確保体制の構築を図るため、社会福祉施設において、地域の人と交流を深めることで開かれた施設を目指し、防犯意識の醸成を目指します。

【主な取組】

市内障害福祉サービス事業所等の防犯対策 (障がい者支援課・こぶし園)

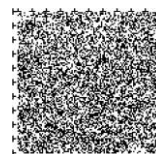
取組2 安心・安全の確保

犯罪の抑止のため、引き続き北部地区に設置した「まめぼん」とともに青色回転灯搭載の防犯パトロール車両によるパトロールを行います。また、不審者情報などがあった際のパトロールを強化します。

また、地区のバランスを考慮しながら、防犯カメラを新設・更新していきます。

【主な取組】

パトロールの強化 (市民生活課)
障がいがある人の安心・安全の確保 (市民生活課)



現状と課題

■ 消費者トラブルの相談及び防止

消費生活センターで消費者トラブルの相談を受けています。また、消費者トラブルの防止のために、消費生活出前講座、学校での消費者教育講座、消費生活セミナーなどの各種講座のほか、消費生活展などのイベント、毎月15日号の市報での「相談室の窓」によるコラムやまめメールなどを通じ、消費者トラブルの防止のための啓発を図っています。

消費生活トラブルの防止のための啓発は常時行っていますが、障がいのある人に対する消費生活出前講座の開催実績がなく、直接消

費者トラブルの防止を呼びかける機会を作ることが課題となっています。

当事者団体等からの意見として、障がいのある人が消費者トラブルに巻き込まれる具体的事例を共有して注意喚起をするとともに、相談窓口の周知が必要であるとの意見がありました。

施策の方針

- 消費生活センターで消費者トラブルの相談を受け付けます。
- 消費者トラブル防止のための啓発を図ります。

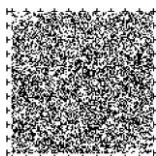
具体的な取組

取組1 消費者トラブルの相談及び防止

消費者トラブルの防止及び障がいのある人の消費者としての利益の擁護・増進に資するよう、引き続き消費生活センターで消費者トラブルの相談を受け付けるとともに、消費生活出前講座、学校での消費者教育講座、消費生活セミナーなどの各種講座のほか、消費生活展などのイベント、毎月15日号の市報での「相談室の窓」によるコラムやまめメールなどを通じ、消費者トラブルの防止のための啓発を図ります。

【主な取組】

障がいのある人の消費者トラブルの相談及び防止	(市民生活課)
消費生活出前講座	(市民生活課)

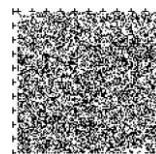
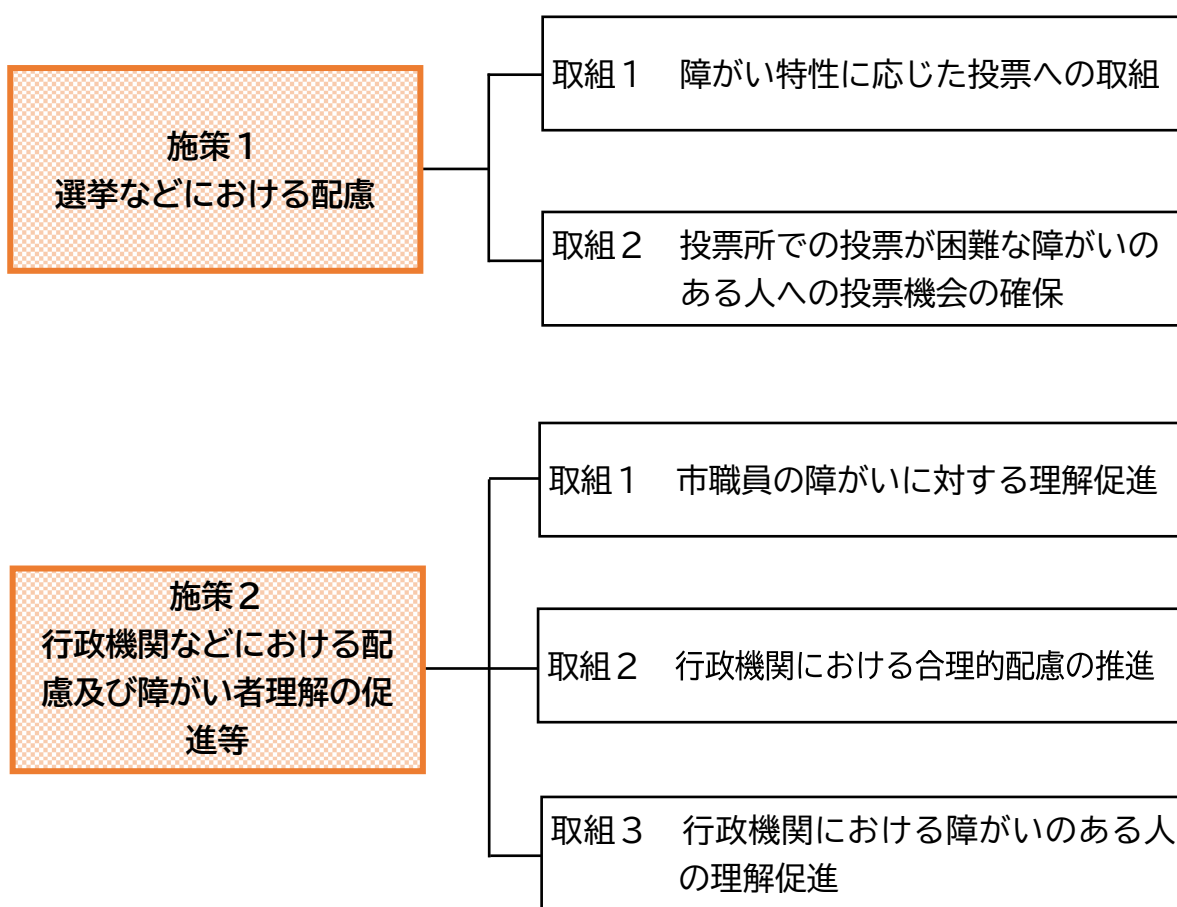


基本方針

障がいのある人が、その権利を円滑に行使できるように、行政機関の窓口、選挙などにおいて、必要な環境の整備及び障がい特性に応じた合理的配慮の提供を行います。

また、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供を行います。

施策の体系



現状と課題

■ 障がい特性に応じた投票への取組

市内の各投票所出入口の段差解消、土足化への対応及び全投票所に車椅子用記載台、点字器を設置するなど、投票所のバリアフリー化や障がいのある人への環境整備を実施しました。投票所のバリアフリー化や障がいのある人への投票環境の整備、公共施設以外の自治会館等を投票所としている箇所の変更を含めた検討が必要です。

また、代理投票制度を各種選挙時に市報やホームページなどで周知しており、担当職員を育成し代理投票の適切な実施に努めています。

さらに、令和3年度執行の選挙より、コミュニケーション支援ボードを導入し、障がいのある人との意思疎通の一助としています。障がいのある人が自らの意志に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の周知が課題です。また、代理投票等の円滑な実施のため、新たなコミュニケーションツールの検討が必要です。

当事者団体等からの意見として、市職員の知識とスキル向上、代理投票などを推進・周知、様々な支援ツールの利用等により全ての障がいのある人がさらに安心して投票できる投票所を整備してほしいとの意見がありました。

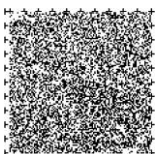
■ 投票所での投票が困難な障がいのある人への投票機会の確保

県選挙管理委員会の指定を受けた病院、施設などに入院又は入所中の方はその施設において投票が可能であること及び郵便を利用した投票方法を周知し、制度の適切な利用を促進することにより、選挙機会の確保に努めています。

指定病院などにおける不在者投票、郵便などによる不在者投票の周知及び投票所での投票が困難な障がいのある人の投票機会の確保のための情報提供方法が課題となっています。

施策の方針

- 障がいの有無に関わらず自らの意思に基づき円滑に投票できるよう努めます。



具体的な取組

取組1 障がい特性に応じた投票への取組

障がいのある人が自らの意志に基づき円滑に投票できるよう、障がいのある人などに配慮した投票設備の拡充及びバリアフリー化などの投票環境の向上、代理投票の適切な実施の取組を促進します。

【主な取組】

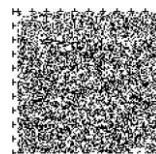
選挙における配慮 (選挙管理委員会事務局)

取組2 投票所での投票が困難な障がいのある人への投票機会の確保

指定病院などにおける不在者投票、郵便などによる不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がいのある人の投票機会を確保します。

【主な取組】

選挙における配慮 (選挙管理委員会事務局)



現状と課題

■ 市職員の障がいに対する理解促進

新規採用職員研修（4月1日採用等）、主事級職員研修、課長級職員研修において、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する野田市職員対応要領について」の研修時間を設け、職員に周知を図っています。

新規採用職員研修（4月1日採用）において、野田市手をつなぐ親の会による研修を実施しています。

障がい福祉関係職員が、様々な研修に参加できるよう、各種研修の情報収集や周知に努めているほか、こぶし園では、園内で各種研修を実施しています。

人事課と障がい者支援課が連携し、職員による障がいを理由とする差別の相談窓口を設け、組織として対応し、具体的な相談等についての事例の蓄積に努めました。

当事者団体等からの意見として、市職員に障がいのある人に対する理解を深めるための研修を実施する必要があるとの意見がありました。

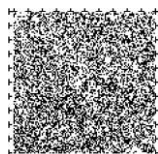
■ 行政機関における合理的配慮の推進

行政機関における合理的配慮を推進するため、市職員の手話奉仕員養成講座等の各講座の受講者数の増加に努めています。手話奉仕員養成講座について周知を行い、受講者を増加させる必要があります。

福祉専門職については必要に応じて採用し、障がい者支援課等への配置を進めています。

■ 行政機関における障がいのある人の理解促進

毎年4月2日の世界自閉症啓発デー及び4月2日から8日までの発達障害啓発週間については、社会全体で自閉症をはじめとする発達障がいの啓発に取り組む機会と捉え、全国で啓発活動が行われています。市では、令和元年度から福祉部職員、令和2年度から全ての職員がブルーリボンを着用する啓発活動を行っています。



施策の方針

- 引き続き、市職員に対する研修等を実施し、市職員の障がいに対する理解を促進させるとともに、行政機関の合理的配慮への取組を充実させます。
- 引き続き、必要に応じて福祉専門職を採用し、行政機関の合理的配慮の充実に努めます。
- 引き続き、ブルーリボン着用の取組を実施し、障がいのある人の理解促進に努めます。

具体的な取組

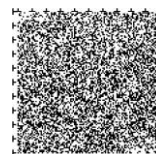
取組1 市職員の障がいに対する理解促進

市職員の障がいに対する理解を促進するため、引き続き、新規採用職員研修（4月1日採用等）、主事級職員研修、課長級職員研修において、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する野田市職員対応要領について」の研修を実施するとともに、新規採用職員研修（4月1日採用）において、野田市手をつなぐ親の会の方より研修を実施します。手話入門研修や障がい者支援課職員に対する実習研修については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況に応じ、実施を検討します。

また、職員による障がいを理由とする差別の相談について、具体的な相談、対応などの事例を蓄積し、職員に対する障がい特性の理解促進のために周知を図ります。

【主な取組】

職員研修の実施	(人事課)
相談支援事業	(障がい者支援課・人事課)



取組2 行政機関における合理的配慮の推進

行政機関の合理的配慮を推進するため、手話奉仕員養成講座等の各講座について、市職員の受講者の増加に努めます。また、各種研修の情報収集に努め、市職員の受講を促進させるとともに、こぶし園内研修の充実や外部研修への参加促進に努めます。

新規採用職員研修（4月1日採用等）、主事級職員研修、課長級職員研修において、「障がい理由とする差別の解消の推進に関する野田市職員対応要領について」の研修時間を設け、周知を図るとともに、市職員を対象とした手話入門研修を実施します。

引き続き、福祉専門職の職員を確保し、必要に応じて障がい者支援課などへの配置を進めます。

【主な取組】

手話奉仕員養成講座の受講	(人事課)
障がい福祉関係職員の研修受講	(人事課)
人材育成事業	(こぶし園)
職員研修の実施	(人事課)
福祉専門職の配置	(行政管理課)
職員採用	(人事課)

取組3 行政機関における障がいのある人の理解促進

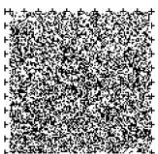
引き続き、ブルーリボンの着用の取組を実施するとともに、この取組を周知し、障がいのある人の理解を促進するよう努めます。

【主な取組】

ブルーリボンの着用	(障がい者支援課)
-----------	-----------



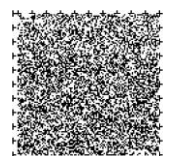
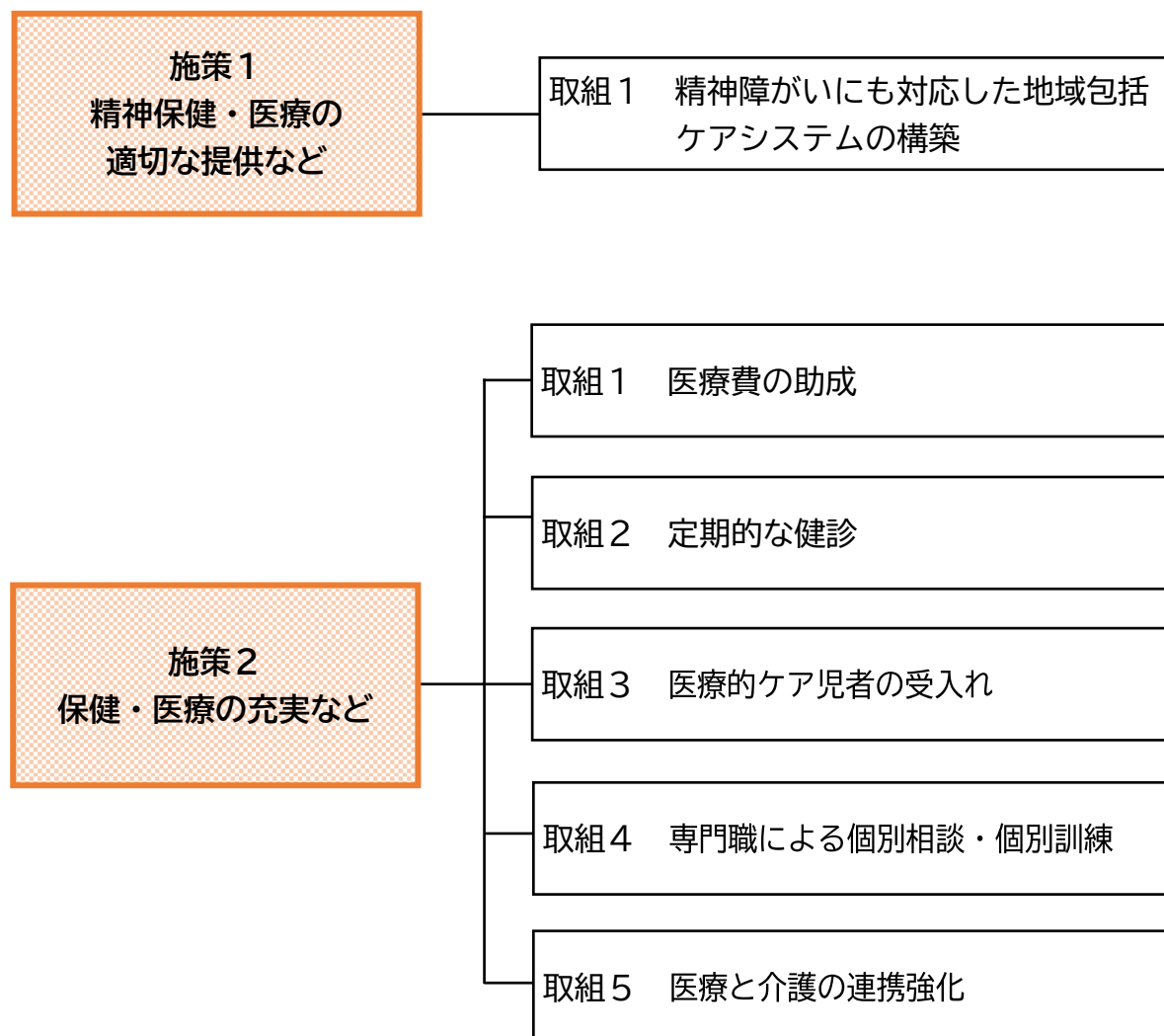
(ブルーリボンの着用の様子)



基本方針

障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、可能な限り、地域で支援を行います。また、入院中の精神に障がいのある人の早期退院、地域移行を推進し、社会的入院の解消を推進します。さらに、障がいのある人が、身近な地域で医療やリハビリテーションを受けられるように、地域医療体制などと連携を図ります。

施策の体系



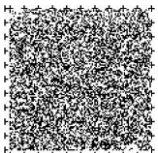
施策3
障がいの原因となる
疾病などの予防・治療

取組1 障がい等の早期発見と早期の発達
支援

取組2 生活習慣病の予防

施策4
保健・医療を支える人材の
育成・確保

取組1 保健・医療を支える人材の育成の
支援



現状と課題

■ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議を実施しています。市、保健所、医療機関、基幹相談支援センター、中核地域生活支援センター、地域活動支援センター、相談支援センターなどが協働して、地域のマンパワーや社会資源などの実情に合ったシステムの構築を目指していく必要があります。

施策の方針

- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

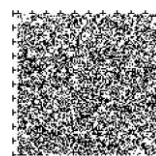
具体的な取組

取組1 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

野田圏域の地域包括ケアシステム構築事業について千葉県から委託を受けた江戸川病院、市、保健所、医療機関、基幹相談支援センター、中核地域生活支援センター、地域活動支援センター、相談支援センターが協働し、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

【主な取組】

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場（障がい者支援課）



現状と課題

■ 医療費の助成

障がいのある人の医療費のうち、自己負担の一部又は全額について助成をする重度心身障がい者医療費助成を実施しています。

精神障がいのある人に対し、医療費（入院療養費）の自己負担の一部を助成する精神障がい者入院医療費助成を実施しています。

自立支援医療（精神疾患の治療のため、通院に係る医療費の自己負担が原則1割負担となる精神通院医療、身体障害者手帳を所持する18歳以上の人で対象の疾病治療に対する医療費を軽減する更正医療、身体障がいのある又は現存する疾患を放置すると障がいを残すと認められ、確実な治療効果が期待できる18歳未満の人の医療費を軽減する育成医療）を実施しています。

障がいのある人が必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、助成制度を継続していく必要があります。

■ 定期的な健診

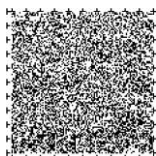
地域活動支援センターなどに巡回歯科診療車（ビーバー号）による歯科健診、歯科保健指導を実施しています（千葉県が、一般社団法人千葉県歯科医師会に委託しています）。

■ 医療的ケア児者の受入れ

指定管理施設（野田市立あおい空及び野田市立あさひ育成園）において、看護師による医療的ケアへの対応を実施しています。医療的ケア児者の受入れ可能な事業所が少ないため、対応できる専門職員の確保が必要です。

在宅で生活する医療的ケアを必要とする重度の身体障がいのある人が保護者の入院等の緊急・一時的に入所できる障害福祉サービス事業所（短期入所施設）が市内になく、万一の事態が生じた場合の対応が課題となっていることから、市内の医療機関の地域包括ケア病棟でのレスパイト¹目的の入院制度を活用した事業を開始しています。事業開始以来、新型コロナウイルス感染症の影響により、対応医療機関は増えていません。

令和2年度から、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会（医療的ケア児者支援部会）を設置し、市内の医療的ケア児者の実態把握や、地域の課題の解決に向けて議論を行っています。



¹ 在宅で介護をする家族などの介護者を、介護から解放して休息させることを目的とするもの。（「レスパイトケア」や「レスパイト入院」など）

■ 専門職による個別相談・個別訓練

日常生活の不安や保護者の不安を軽減することを目的として、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士が必要に応じて個別相談、乳幼児健診時の相談、野田市立あさひ育成園での作業療法士による個別訓練を実施しています。

専門職が継続的に個別相談を行うには限度がありますが、近隣につなげる医療機関や専門職のいる児童発達支援事業所が少ないことが課題となっています。

■ 医療と介護の連携強化

医療と介護の連携の取組について、現在、医師会が運用している医療介護連携システムを、医療・介護関係者間の速やかな情報共有を実施できるよう、市が主体となって運用する予定です。

施策の方針

- 引き続き、医療費の助成や定期的な健診を実施し、障がいのある人の健康保持、増進に努めます。
- 引き続き、医療的ケア児者への支援に努めます。
- 引き続き、日常生活の不安や保護者の不安を軽減させるため、専門職による支援を継続します。

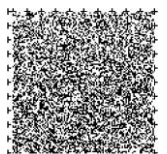
具体的な取組

取組1 医療費の助成

引き続き医療費の助成を実施し、障がいのある人の医療費の負担軽減に努めます。

【主な取組】

重度心身障がい者医療費助成	(障がい者支援課)
精神障がい者入院医療費助成	(障がい者支援課)
自立支援医療	(障がい者支援課)



取組2 定期的な健診

引き続き事業を実施し、障がいのある人の健康保持、増進に努めます。

【主な取組】

巡回歯科診療車（ビーバー号）（障がい者支援課）

取組3 医療的ケア児者の受入れ

引き続き、指定管理施設（野田市立あおい空及び野田市立あさひ育成園）における医療的ケア児者の受入れを実施するほか、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会（医療的ケア児者支援部会）において市内の医療的ケア児者の実態把握や、地域の課題の解決に向けて議論します。

また、順次医療機関と協定を締結し、医療的ケアを必要とする重度の身体障がいのある人が緊急・一時的に入所できる環境の整備を進めていきます。

【主な取組】

野田市立あおい空（障がい者支援課）

野田市立あさひ育成園（保健センター）

野田市医療的ケアを必要とする在宅重度身体障がい者一時入院支援事業
（障がい者支援課）

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会（医療的ケア児者支援部会）
（障がい者支援課）

取組4 専門職による個別相談・個別訓練

日常生活の不安や保護者の不安を軽減することを目的として、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が必要に応じて個別相談、乳幼児健診時の相談、野田市立あさひ育成園での作業療法士による個別訓練を実施します。

【主な取組】

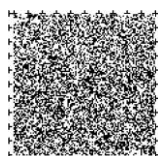
個別相談・個別訓練（保健センター）

取組5 医療と介護の連携強化

引き続き、医療と介護の連携強化に努めます。

【主な取組】

医療と介護の連携（高齢者支援課）



現状と課題

■ 障がい等の早期発見と早期の発達支援

療育支援会議を開催し、福祉サービス受給者証の必要性を検討し、当該受給者証発行に関わる意見書を作成しています。また、個別ケースに対する具体的な支援や方針について関係機関（障がい者支援課、子ども保育課、指導課、子ども家庭総合支援課、保健センター等）の担当者で行っています。

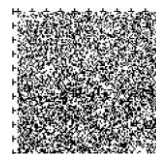
医療機関につながるまでに時間がかかることがあることや、保護者の医療への抵抗感があるため、子どもの発達相談室での意見書の発行が必要となります。意見書発行後も、保護者の受容を促していく支援が必要です。

受診者のニーズに合わせ、臨床心理士や管理栄養士、歯科衛生士など専門職による、各種相談を実施しています。また、1歳6か月児及び3歳児健康診査においては、発達に課題がある児に対して、早期に相談、支援につながるよう努めています。

積極的に育児状況の把握に努め、ニーズに合わせた支援を継続していく必要があります。また、発達に課題のある児や育児に不安のある家族を関係機関と連携をとりながら切れ目なく支援を実施していく必要があります。

妊娠中から継続した保健指導に努め、妊婦健康診査の受診勧奨を行い、必要に応じ関係機関と連携し、妊娠、出産、育児へとつながる切れ目ない支援を目指しています。新生児訪問や3か月児健康相談の際には、乳児健康診査の受診勧奨を行っており、医師による診察の機会を逃さないよう促しています。

妊婦や保護者のニーズに合わせた支援を継続していく必要があります。状況に応じて関係機関との連携を行い、妊娠、出産、育児へとつながる切れ目のない支援を行っていく必要があります。



■ 生活習慣病の予防

生活習慣病が原因となる障がいを予防するため、健康診査（特定健康診査、後期高齢者健康診査等）や特定保健指導、各種教室（ウォーキング教室、骨コツ教室）を実施し、自身で健康の維持ができるように市民の健康増進を図っています。また、骨密度測定や健康・栄養に関する相談は保健センターで随時実施し、不安や疑問の軽減に努めています。

各健康診査は個人通知や未受診者への受診勧奨等を実施していますが、受診率が横ばいの状態にあることから、受診率の向上を図る必要があります。また、生活習慣病の予防には、若い世代から健康に対する意識付けが必要ですが、教室等への参加率は低い年代であるため、正しい知識の啓発方法の検討が必要です。

施策の方針

- 関係機関と連携しながら、個別ケースに対する支援や方針を検討します。
- 引き続き、障がいの原因となる疾病などの予防と早期発見に努めます。
- 引き続き、生活習慣病の予防に取り組みます。

具体的な取組

取組1 障がい等の早期発見と早期の発達支援

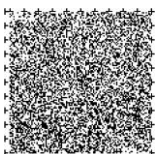
引き続き、療育支援会議にて、福祉サービス受給者証の必要性を検討し、当該受給者証発行に関わる意見書を作成します。また、個別ケースに対する具体的な支援や方針について関係機関の担当者と検討します。

障がいの原因となる疾病などの予防と早期発見を一層進めるために、新生児から高齢期に至る健康保持・増進のため、各種健診の充実を図り、施策を推進します。

妊産婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するため妊婦健康診査、乳児健康診査の助成及び受診の勧奨を行います。また、妊娠中から継続した保健指導に努め、必要に応じ関係機関と連携し、支援していきます。

【主な取組】

療育支援会議	(保健センター)
3か月児健康相談	(保健センター)
1歳6か月児健康診査	(保健センター)
3歳児健康診査	(保健センター)
妊婦健康診査	(保健センター)
乳児健康診査	(保健センター)

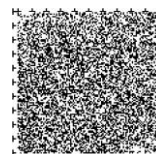


取組2 生活習慣病の予防

生活習慣病が原因となる障がいを予防するため、健康診査（特定健康診査、後期高齢者健康診査等）や特定保健指導、各種教室（ウォーキング教室、骨コツ教室）を実施し、自身で健康の維持ができるように市民の健康増進を図っていきます。また、骨密度測定や健康・栄養に関する相談は各保健センターで随時実施し、不安や疑問の軽減に努めます。

【主な取組】

健康診査（特定健康診査、後期高齢者健康診査等）	（保健センター）
特定保健指導	（保健センター）
ウォーキング教室	（保健センター）
骨コツ教室（旧骨太教室）	（保健センター）



現状と課題

■ 保健・医療を支える人材の育成の支援

喀痰吸引等研修を実施できる千葉県の指定医療機関の研修に参加できるよう、指定医療機関と委託契約を締結し、受講の支援を行っていました。喀痰吸引ができる事業所職員を増やす必要があるため、引き続き、喀痰吸引等研修の受講支援を継続して実施する必要があります。

施策の方針

- 障害福祉サービス事業所職員の質の向上を図るため、喀痰吸引研修の受講支援を継続して実施します。

具体的な取組

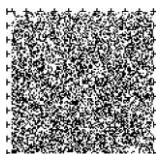
取組1 保健・医療を支える人材の育成の支援

障がいのある人の重度化及び高齢化に伴い、それを支える専門的人材の確保・養成のため、引き続き、喀痰吸引等研修の受講支援を継続して実施します。

【主な取組】

喀痰吸引等研修受講支援事業

(障がい者支援課)

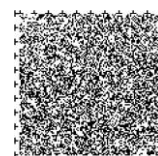
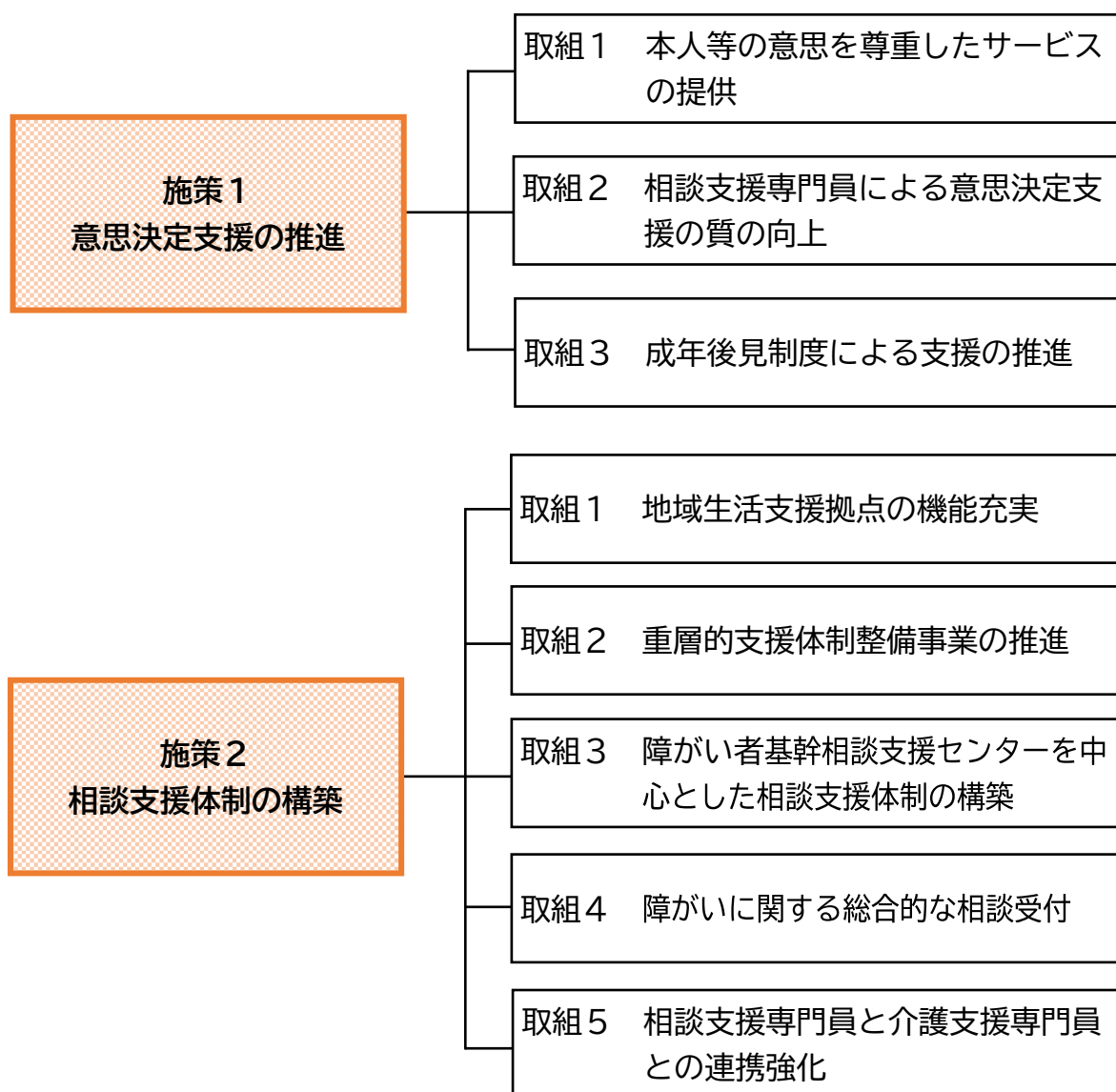


基本方針

障がいのある人の望む暮らしを実現できるよう、自ら意思を決定すること及び意思を表明することが困難な障がいのある人に対し、本人の自己決定を尊重される相談支援が受けられる体制を構築し、障がいのある人の地域移行及び地域定着を推進します。

障がいのある人が、グループホームなどを利用し、地域の実情に即した支援を受けながら、障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ります。

施策の体系



施策3
地域移行支援、在宅サービスなどの充実

取組1 地域移行の支援

施策4
障がいのある子どもに対する支援の充実

取組1 家庭や家族への支援

取組2 ことばの発達支援

取組3 子育て支援の拠点整備

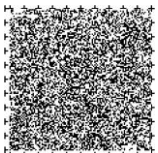
取組4 幼児教育におけるインクルーシブ教育の推進

施策5
障害福祉サービスの質の向上など

取組1 障害福祉サービスの質の向上

施策6
障がい福祉を支える人材の育成・確保

取組1 障がい福祉を支える人材の確保・定着の支援



現状と課題

■ 本人等の意思を尊重したサービスの提供

国が作成した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」に基づき、利用者の意思を尊重した障害福祉サービスを提供しています。

また、利用者本人や家族の意思を尊重し、個別の事情に配慮して障害福祉サービスの支給決定を行っています。

さらに、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会（相談支援部会）及び相談支援専門員連絡会において、個別ケースのより良い支援の在り方について検討しています。

本人の意思を尊重し、真に必要なサービスとその量との整合性をとりながらサービスの提供を推進する必要があります。

■ 相談支援専門員による意思決定支援の質の向上

野田市障がい者基幹相談支援センターを中心に、相談支援専門員連絡会が毎月開催されています。相談支援専門員連絡会では、各相談支援事業所間の連携強化、情報共有、よりよい支援の在り方等について議論しており、意思決定支援を含む相談支援専門員の技術向上を図っています。

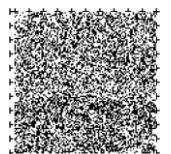
野田市相談支援事業委託業務において、相談支援専門員の技術向上を目的に各種研修の受講を推奨しています。

障害福祉サービス利用者の増加に伴い、相談支援専門員が受け持つケースも増加しているため、相談支援の質の低下が懸念されます。

■ 成年後見制度による支援の推進（1－施策1：再掲）

身近に申し立てる親族がいらないなど様々な理由により成年後見制度を利用できない人を支援するため、市長申立てによる成年後見制度を実施しています。また、成年後見支援センターにおいて、成年後見制度に関する相談や普及啓発活動、法人後見事業、日常生活自立支援事業を実施しています。

相談、利用者数は増加傾向にあり、今後も障がいのある人の権利擁護のために継続的な支援が必要であるため、職員体制の強化と専門性の向上が課題です。



施策の方針

- 障がいのある人の意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等が行われることを推進します。
- 引き続き、相談支援専門員による意思決定支援の質の向上を図ります。
- 障がいのある人が適切に資産管理や意思決定等ができるよう成年後見制度の利用の支援、周知をし活用を図ります。

具体的な取組

取組1 本人等の意思を尊重したサービスの提供

引き続き、利用者本人や家族の意思を尊重し、個別の事情に配慮して障害福祉サービスの支給決定を行います。また、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインにのっとり、利用者の意思を尊重した障害福祉サービスを提供します。さらに、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会（相談支援部会）及び相談支援専門員連絡会において、個別ケースのより良い支援の在り方について検討します。

【主な取組】

本人の意思を尊重したサービスの提供

(障がい者支援課)

取組2 相談支援専門員による意思決定支援の質の向上

引き続き、相談支援専門員連絡会を開催し、意思決定支援を含む相談支援専門員の技術向上を図ります。

引き続き、野田市相談支援事業委託業務において、相談支援専門員の技術向上を目的に各種研修の受講を推進します。

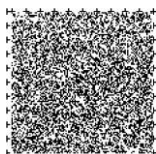
【主な取組】

相談支援専門員連絡会

(障がい者支援課)

野田市相談支援事業委託業務

(障がい者支援課)

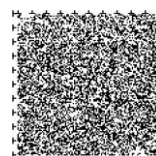


取組3 成年後見制度による支援の推進（1－施策1：再掲）

障がいのある人が適切に資産管理や意思決定等ができるよう「成年後見制度利用支援事業」を周知し活用を図ります。また、成年後見支援センターにおいて、成年後見制度に関する相談や普及啓発活動、法人後見事業、日常生活自立支援事業を引き続き実施します。

【主な取組】

成年後見制度利用支援事業	(障がい者支援課)
成年後見制度に関する相談、普及啓発	(野田市社会福祉協議会)
法人後見事業	(野田市社会福祉協議会)
日常生活自立支援事業	(野田市社会福祉協議会)



現状と課題

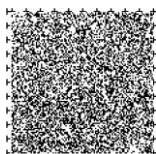
■ 地域生活支援拠点の機能充実

令和2年度から、地域生活支援拠点を整備し、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりを行っています。中核となる施設として基幹相談支援センターを設置し、24時間対応可能な相談支援体制を整備するとともに、緊急時の短期入所の受入れを行っています。地域生活支援拠点の中核として基幹相談支援センターを設置しています。また、地域生活支援拠点内の施設において、体験・機会の場の提供及び緊急短期入所の受入れを行っています。障がい者支援課、基幹相談支援センター及び相談支援事業所の連携を強化する必要があります。

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会（地域生活支援拠点等運営会議）において、地域生活支援拠点の運営状況の検証を行っています。障がいのある人が安心して地域で暮らしていくことができる支援体制の強化のため、地域生活支援拠点の機能充実を図る必要があります。

■ 重層的支援体制整備事業の推進

既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、「属性を問わない支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するため、支援機関との調整、既存の社会参加では対応できないはざ間のニーズを抱える人に対する他者との交流の場の提供、支援対象者と地域住民との交流を図る地域づくりに取り組みました。各支援機関をつなぐ役割を担い、また、支援を必要としながらも、いずれの制度にもつながっていない方を的確に把握し、取りこぼすことなく支援に結びつける多機関協働事業を充実させることが重要です。



■ 障がい者基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の構築

令和2年度より、野田市障がい者基幹相談支援センターを設置し、24時間対応可能な相談支援体制を整備するとともに、同センターを中心とした市内の相談支援体制を構築しています。

毎月実施される野田市相談支援専門員連絡会を通し、事業所との連携を図っています。

市内の指定特定相談支援事業所に相談支援業務を委託し、基幹相談支援センターを中心とした相談機能の強化と質の向上を図っています。障がい者支援課、基幹相談支援センター及び相談支援事業所の連携を強化する必要があります。

障がいのある人への支援体制の整備を図り、障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関との連絡調整を目的として、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会本会及び専門部会を開催しています。複合的な要因で相談が複雑化しており、引き続き野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会本会及び専門部会において協議し、地域の課題の解決に向けて取り組むことが必要です。

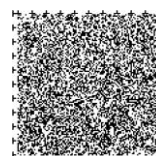
■ 障がいに関する総合的な相談受付

障がい者支援課や市が委嘱する障がい者相談員による相談受付及び当事者・関係者相談を実施し、福祉サービスに関する情報提供、各種支援制度に関する助言、専門機関の紹介、悩みごとの受付等を行っています。様々な相談受付体制があることを周知し、気軽に相談できる体制づくりが必要です。

■ 相談支援専門員と介護支援専門員との連携強化

相談ケースの状況に応じ、相談支援専門員と介護支援専門員（ケアマネジャー）が必要な情報を共有し、連携した対応が求められるため、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会（相談支援部会）に高齢者支援課地域包括支援センター職員が参加しています。相談支援専門員と介護支援専門員が必要な情報の共有ができるよう、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会（相談支援部会）において、連携の強化の方法を検討する必要があります。

当事者団体等からの意見として、障害福祉サービスや介護保険サービスの給付に関する課題を、対象者全員が共通理解できるようにするために、相談支援専門員と介護支援専門員（ケアマネジャー）のさらなる連携が必要であるとの意見がありました。



施策の方針

- 引き続き、地域生活支援拠点の充実を図り、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成及び地域の体制づくりの五つの機能の充実を図ります。
- 引き続き、重層的支援体制整備事業を推進し、地域共生社会の実現を目指します。
- 地域の相談支援体制の更なる強化のため、野田市障がい者基幹相談支援センターの更なる充実を図ります。
- 引き続き、気軽に相談できる体制づくりに努めます。
- 障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行時や、両サービスを併用する際に本人の意思を尊重し、必要な支援等が行われるよう、相談支援専門員と介護支援専門員（ケアマネジャー）との連携を強化します。

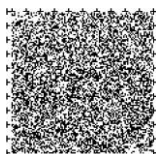
具体的な取組

取組1 地域生活支援拠点の機能充実

障がい者支援課、野田市障がい者基幹相談支援センター及び相談支援事業所の連携を強化し、地域の相談支援体制の強化を図るとともに、市内の指定特定相談支援事業所に相談支援業務を委託し、基幹相談支援センターを中心とした相談機能の強化と質の向上を図ります。さらに、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会（地域生活支援拠点等運営会議）において、地域生活支援拠点の検証を実施し、地域生活支援事業の機能充実を図ります。

【主な取組】

地域生活支援拠点事業	(障がい者支援課)
野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会（地域生活支援拠点等運営会議）	(障がい者支援課)
基幹相談支援センター	(障がい者支援課)



取組2 重層的支援体制整備事業の推進

複雑化・複合化した支援ニーズや、制度の狭間にあるために支援に繋がっていないケース等について、相談内容に関わらず包括的に受け止める体制づくりを進めます。

地域住民や地域の多様な主体が、「支え手」「受け手」という関係を超え、人と人、人と資源が、世代や分野を超えて繋がり地域を共に創っていく地域共生社会の実現を目指します。

【主な取組】

重層的支援体制整備事業	(生活支援課)
-------------	---------

取組3 障がい者基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の構築

障がい者基幹相談支援センターを中心とした、地域の相談支援体制の強化を図ります。

また、引き続き、障がいのある人への支援体制の整備を図り、障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関との連絡調整を目的として、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会本会及び専門部会を開催します。

【主な取組】

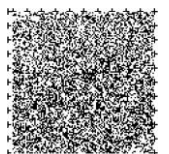
野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会本会及び専門部会（相談支援部会）	(障がい者支援課)
相談支援事業	(障がい者支援課)

取組4 障がいに関する総合的な相談受付

引き続き、障がい者支援課、市が委嘱する障がい者相談員による相談受付及び当事者・関係者相談を実施し、気軽に相談できる体制づくりに努めます。

【主な取組】

障がい者支援課への相談	(障がい者支援課)
障がい者相談員	(障がい者支援課)
当事者・関係者相談	(障がい者支援課)



取組5 相談支援専門員と介護支援専門員との連携強化

引き続き、相談ケースの状況に応じ、相談支援専門員と介護支援専門員（ケアマネジャー）が必要な情報を共有し、連携していきます。

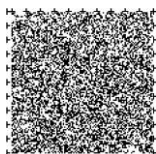
相談支援専門員と介護支援専門員（ケアマネジャー）が必要な情報の共有ができるよう、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会（相談支援部会）において、連携の強化の方法を検討します。

令和4年度より高齢者支援課内に基幹型地域包括支援センターを設置し、支援体制の強化を図り、引き続き、ケースの状況に応じ、各地域包括支援センター、相談支援専門員及び介護支援専門員（ケアマネジャー）が必要な情報を共有し、連携していきます。

相談支援専門員と介護支援専門員（ケアマネジャー）が支援に必要な情報を共有できるよう、互いに連携の強化を図ります。

【主な取組】

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会本会及び専門部会（相談支援部会）
（障がい者支援課）



現状と課題

■ 地域移行の支援

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会（医療的ケア児者支援部会）が中心となり、常時介護を必要とする障がいのある人が、自ら選択する地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援体制の充実を図っています。現在、市内の医療的ケアに対応できる福祉サービスの社会資源が少ないことが課題となっています。また、障害福祉サービス事業所等へのアンケート調査の結果、市内の障害福祉サービス事業所のうち、医療的ケア児者に対する支援を実施していると回答したのは4.2%と著しく低かったため、医療的ケア児者への支援について検討していく必要があります。

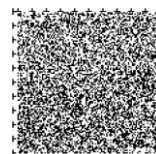
居住の場の一つであるグループホームについて、障がいのある人の地域移行を支援するため、入居者の家賃補助を実施しています。また、地域移行支援及び自立訓練の支給決定を行っているほか、個々の障がいのある人のニーズと実態に応じて、地域移行するための適切な支援を実施しました。

地域生活支援拠点内の施設において、体験・機会の場の提供及び緊急短期入所の受け入れを行っています。

障害福祉サービスの充実と人材の確保、育成が必要であるとの意見がありました。

施策の方針

- 医療的ケアの支援の充実を図ります。
- 引き続き、障がいのある人の地域移行を支援します。



具体的な取組

取組1 地域移行の支援

医療的ケアを必要とする人の実態や事業所に必要な環境を把握し、利用しやすい環境の構築を図り、常時介護を必要とする障がいのある人が、自ら選択する地域で生活できるよう努めます。

また、関係機関と連携し、地域移行支援やグループホームなどの障害福祉サービスの適正な利用を推進し、障がいのある人の地域での生活を支援します。

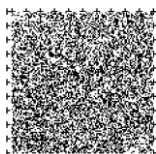
さらに、地域生活支援拠点内の施設において、体験・機会の場の提供及び緊急短期入所の受け入れを行っていきます。

【主な取組】

障がい者グループホーム等入居者家賃助成金支給事業	(障がい者支援課)
地域生活支援拠点事業	(障がい者支援課)

【関連する取組】

- ・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会(医療的ケア児者支援部会)
(障がい者支援課)



現状と課題

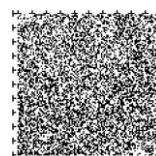
■ 家庭や家族への支援

適切な療育支援が受けられるよう情報提供等を受け、随時窓口の対応を実施しています。

「発達・療育」に関する専門的な相談が中心となることに加え、ことば相談室、野田市立こだま学園及び野田市立あさひ育成園を子ども支援室へ移管させることから、子ども支援室の名称を子どもの発達相談室としました。子どもの発達相談室では、臨床心理士による個別相談を実施し、子どもの発達に関する課題や療育の必要性について専門職にて支援方針会議を実施し、子どもの発達に関する課題について保護者の理解や受容を促し、適切な支援や療育につながります。また必要に応じて関係機関と連携しています。

子育てサロンやつどいの広場、子ども館を利用している児童の保護者からの相談に応じ、障がいの（疑いの）ある子どもについては、専門的な支援のために障害児通所事業所や相談支援専門員の利用につながるよう、障がい者支援課、児童家庭課及び子どもの発達相談室が連携しています。利用者の増加を図るために子育てサロン、つどいの広場、子ども館の施設を周知するとともに、実施している相談事業についても周知する必要があります。

障がいのある子どもについて、ライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい移行期においても一貫した支援ができるよう、家族や関係機関が共に関わることのできる情報伝達ツールとして、本人に関する様々な情報や支援内容を記録したり、関係機関の支援計画を一冊にまとめたライフサポートファイルの導入、活用を始めました。ライフサポートファイルを導入して間もないため、障がいのある子どもの保護者に対しての周知やその活用方法を普及させる必要があります。



■ ことばの発達支援

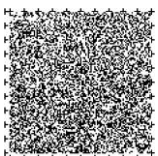
ことば相談室では、ことばや発達に課題がある未就学の子どもに対し、言語評価を行い、支援方針会議にて、個別の言語訓練が必要と判断された人に対して個別の訓練を実施しています。現在、言語評価や保護者対応は子どもの発達相談室の言語聴覚士が対応し、個別訓練は、指導員が言語聴覚士と訓練内容・指導方法を相談しながら行っています。

今後の課題は、指導員間の療育経験の違いや知識の幅に差が見られるため、研修やケース会議を通して指導員の技術の向上を図り、個別訓練の質を高めることが必要であると考えています。

また、子育てサロンやつどいの広場、子ども館を利用している児童の保護者からのことばに関する相談に応じ、言語発達障がいの（疑いの）ある子どもについては、専門的な支援のために障がい者支援課、児童家庭課、子どもの発達相談室が連携しています。利用者の増加を図るために子育てサロン、つどいの広場、子ども館の施設を周知するとともに、実施している相談事業についても周知する必要があります。

■ 子育て支援の拠点整備

子育ての支援の拠点として、子育て全般の相談や保育サービスの情報提供、子育てサークルの育成や支援を行っています。悩みを抱える利用者へ広く周知を行っていきます。



■ 幼児教育におけるインクルーシブ教育の推進

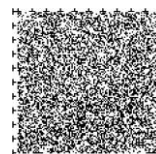
教育上の支援を要する園児を受け入れている私立幼稚園に対し補助を実施しています。また、指定管理保育所、私立保育園、認定こども園において発達上の支援を要する園児がいるクラスについては、園からの申請後、加配職員の認定を行うなど、インクルーシブ教育推進のための支援の充実を図っています。発達上の支援を要すると思われる園児が近年増加していますが、子ども一人一人が多様であることを前提に、市全体でインクルーシブ教育を推進する必要があります。

訪問指導の希望のあった保育所や幼稚園等に臨床心理士や作業療法士等の専門職が訪問し、生活場面を観察することで、保育環境や、発達面の見立てを行います。その後、施設職員に対して子どもの気になる行動への対応方法について助言や指導を実施しています。希望がない施設も多く見られるため、今後も周知を図る必要があります。

令和4年10月にオープンした「のだしこども館 supported by kikkoman」は、全ての子どもたちの健全育成の拠点となる場所であり、市が目指す「障がいのある人もない人も、誰もが自然に共に幸せに生きていける市でありたい」という意思を体現する場として、「インクルーシブの理念」を取り入れた施設として、野田市初のインクルーシブ遊具を整備しています。

施策の方針

- 引き続き、児童の発達に関する相談を実施する中で、発達に関する課題や療育の必要性の検討、保護者の理解や受容を促すとともに、関係各課と連携しながら必要な療育支援を促します。
- 引き続き、ことばや発達に課題のある子どもへの支援を行います。
- 引き続き、子育て支援の拠点を充実させ、子育て世代同士の交流しやすい環境の充実に努めます。
- 引き続き、保育所や幼稚園へ訪問し、臨床心理士や作業療法士等による専門的な助言や指導を実施します。



具体的な取組

取組1 家庭や家族への支援

専門的な療育を求める障がいの（疑いの）ある子どもが、適正な支援につながるよう、療育支援に伴う障害児通所サービスの適切な利用を図ります。

子どもの発達相談室では、発達に心配のある0歳から18歳までの子どもの支援を行います。臨床心理士による個別相談を実施し、子どもの発達に関する課題や療育の必要性について、保護者の理解や受容を促し、適切な支援や医療、療育につなげます。さらに、ことば相談室や野田市立あさひ育成園、野田市立こだま学園と密に連携を取りながら支援を実施します。

子育てサロンやつどいの広場及び子ども館での事業の実施について広く周知を行い、遊びを通じて信頼を深め、悩みや変化に臨機応変に対応し、相談内容に応じ関係機関につなげます。

障がいのある子どもについて、ライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい移行期においても一貫した支援ができるよう、関係機関とも連携し、ライフサポートファイルの普及と活用を推進します。

【主な取組】

障がい児通所サービスの適正な利用促進

のびのび相談（心理士との発達相談）

のびのび教室（親子教室）

障がいの（疑いのある）子どもに対する相談支援の充実

ライフサポートファイルの活用

（障がい者支援課）

（保健センター）

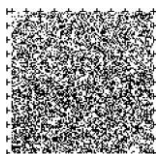
（保健センター）

（児童家庭課）

（障がい者支援課）



（ライフサポートファイル）



取組2 ことばの発達支援

未就学児について、言語障がい、発音の不明瞭、吃音等による表現の困難さに対して、言語相談を実施し、支援方針会議を経て、必要に応じて訓練を実施します。発達に関わる専門職とも連携し、より良い支援につなげます。

子育てサロンやつどいの広場及び子ども館での事業の実施について広く周知を行い、遊びを通じて信頼を深め、悩みや変化に臨機応変に対応し、相談内容に応じ関係機関につなげます。

【主な取組】

ことば相談室(個別訓練)	(保健センター)
言語障がいの(疑いのある)子どもに対する支援の充実	(児童家庭課)

取組3 子育て支援の拠点整備

育児不安の解消や発達面からの支援を行うため、子育て支援センターにおいては、親子教室や出前保育、育児相談などの充実、また、子育て支援センターを中心に関係機関との連携を図ります。

【主な取組】

地域子育て支援拠点事業	(子ども保育課)
-------------	----------

取組4 幼児教育におけるインクルーシブ教育の推進

発達上の支援を要すると思われる園児が近年増加している状況を受け、子ども一人一人が多様であることを前提に、市全体でインクルーシブ環境を整備していきます。

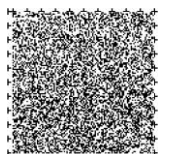
教育上の支援を要する園児を受け入れている私立幼稚園に対し、継続して補助を実施します。

指定管理保育所、私立保育園、認定こども園において引き続き加配職員の認定など、インクルーシブ教育の推進のための支援の充実を図っていきます。

保育所や幼稚園へ定期的に訪問することで、保育における関わり方や環境設定について、専門的な助言、指導を実施します。

【主な取組】

インクルーシブ環境整備の取組	(児童家庭課)
私立幼稚園要配慮幼児等教育支援事業	(子ども保育課)
私立保育所等障がい児等保育事業	(子ども保育課)
訪問指導	(保健センター)



現状と課題

■ 障害福祉サービス等の質の向上

研修について、市内障害福祉サービス事業所等に周知し、受講を促しています。

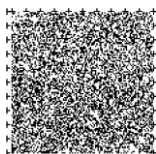
障害福祉サービス事業所、障害児通所事業所、相談支援事業所などによる不適切な請求や支援が疑われる場合など必要に応じて立入検査を実施し、適切なサービスの提供に努めています。

また、障害福祉サービス事業所や障害児通所事業所、相談支援事業所等を利用する人に対し、利用している事業所に対する苦情等の窓口として、千葉県社会福祉協議会が設置している「千葉県運営適正化委員会（福祉サービス利用者サポートセンター）」の周知を市ホームページで図っています。

野田市愛のともしび基金を活用して、指定管理施設の改修工事を実施しています。また、令和3年度に強度行動障がいのある人が安心して生活できるように共同生活援助（グループホーム）の建設費用に対して、1億円の寄附がありました。令和4年度に当該寄附を原資とし、設主、運営者である社会福祉法人は一とふるへ寄附金と同額を補助しました。本寄附によって建てられた「東安根本ホーム」は、令和5年4月1日より事業を開始しています。継続して、野田市愛のともしび基金とその用途について、広く周知する必要があります。

施策の方針

- 障害福祉サービス及び相談支援が円滑に実施されるよう、市内の障害福祉サービス事業所の質の向上を図ります。
- 野田市愛のともしび基金を周知します。



具体的な取組

取組1 障害福祉サービス等の質の向上

千葉県等が実施する研修を必要に応じ相談支援事業所等へ周知し、相談支援専門員の確保に努めるとともに、相談支援事業所などの支援機関の技量の向上を図ります。

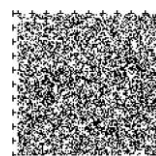
障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所、相談支援事業所などが適正に運用されているか指導や助言等を実施するとともに、必要に応じて立入検査を実施し、適正なサービスの提供に努めます。

障害福祉サービス利用者やその家族が、事業者や施設に直接苦情を言いにくい場合や、どこに苦情を言ったらよいのかわからない場合の相談窓口として、引き続き千葉県社会福祉協議会が設置している「千葉県運営適正化委員会（福祉サービス利用者サポートセンター）」の周知を図ります。

引き続き、愛のともしび基金への寄附を募り、指定管理施設の改修工事等の原資として活用していきます。

【主な取組】

研修の周知・支援	(障がい者支援課)
事業所への指導の実施	(障がい者支援課)
苦情相談窓口の周知	(障がい者支援課)
野田市愛のともしび基金	(障がい者支援課)



現状と課題

■ 障がい福祉を支える人材の確保・定着の支援

現在、障害福祉サービスに対する需要の増大・多様化が見込まれ、また、利用者本位の質の高い障害福祉サービスの提供が求められることから、サービス提供の根幹である福祉人材の養成・確保の提供が極めて重要となっています。市が実施した障害福祉サービス事業所調査の結果から、約60%の事業所において障害福祉サービスの担い手が不足しているという回答となりました。また、当事者団体等からの意見として、障がいと介護に関する合同説明会の実施など、具体的な策を講じて障がい福祉の人材の育成、教育及び確保に取り組むべきであるとの意見がありました。そのため、障害福祉サービスを安定的に提供するため、不足している障害福祉サービスの担い手を確保するための取組を新たに開始する必要があります。

グループホームの運営の安定及び人材確保に資するため、障がい者等グループホーム運営費補助金を支給しました。

施策の方針

- ▶ 障害福祉サービスを安定的に提供するため、不足している障害福祉サービスの担い手を確保するための取組を新たに開始します。
- ▶ 引き続き、グループホーム運営費補助金の支給を継続します。

具体的な取組

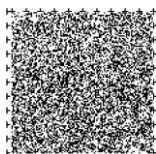
取組1 障がい福祉を支える人材の確保・定着の支援

障害福祉サービスの担い手を確保するための新たな取組として、「障害福祉サービス職員合同就職相談会」を実施し、障害福祉サービスの担い手確保に努めます。

また、千葉県が策定した千葉県福祉人材確保・定着推進方針の下、福祉的就労の定着及び底上げを図ります。

【主な取組】

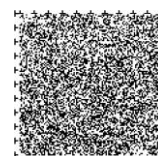
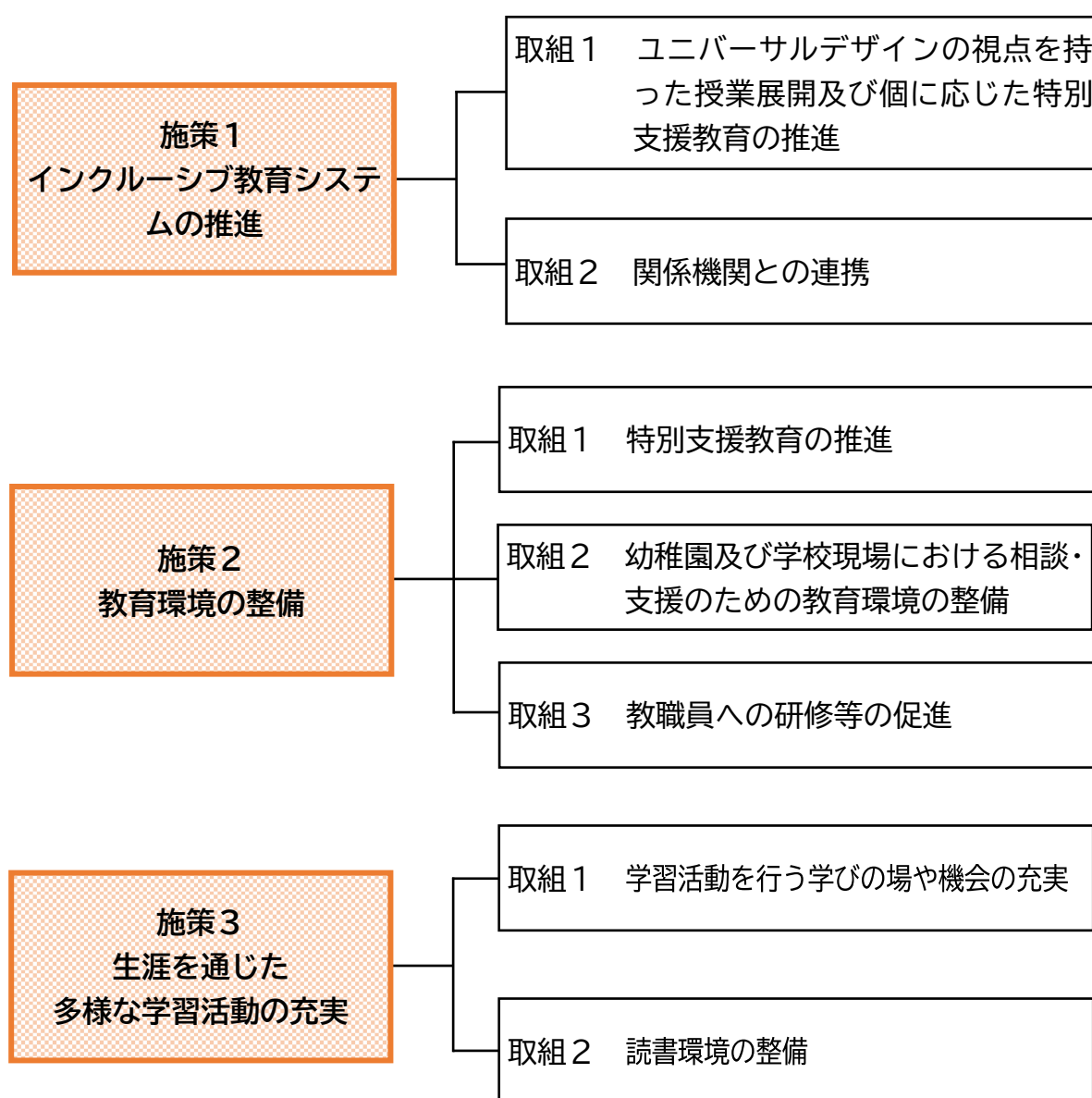
障害福祉サービス職員合同就職相談会	(障がい者支援課)
障がい者等グループホーム運営費補助金	(障がい者支援課)



基本方針

障がいの有無によって分け隔てられることがない共生社会の実現に向けて、可能な限り、共に教育を受けることができる仕組みを整備し、また、障がいに対する理解を深める取組を推進します。さらに、障がいのある人が、その一生を通じて自分の可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな生活が送れるように、共生社会の実現を目指します。

施策の体系



現状と課題

■ ユニバーサルデザインの視点を持った授業展開及び個に応じた特別支援教育の推進

「のだ教育推進プロジェクト〔学校版〕」の重点項目「確かな学力」の向上の項目に、「ユニバーサルデザインの視点を持った授業展開」、「個に応じた特別支援教育の推進」を掲げ、取り組みました。また、幼稚園及び学校に、特別支援教育についての更なる周知を図り、上記の事業内容を具体化して、幼児、児童及び生徒へより良い支援ができるように、幼稚園及び学校と連携を図りました。現在、通常学級においても、ユニバーサルデザインの視点を持った授業の展開が必要ですが、学校間で差があります。

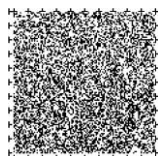
■ 関係機関との連携

「切れ目のない支援体制づくり、多様な学びの場の提供」の充実を目指し、特別な教育的ニーズに応じた丁寧な就学相談や教育相談を行いました。通常学級において、個別の支援が必要なケースについては、実際の学びの場において専門家チームや特別支援アドバイザー、ひばり教育相談の相談員による支援を頂き、ケースに応じた細かな支援を継続しました。現在、子どもや保護者のニーズにより、自主的に就学相談の申請を行う方が増えています。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策を図りながら、特別支援学級と通常学級や、小・中学校と特別支援学校との交流及び共同学習の場や行事等は、現場の先生方と丁寧に確認を取りながら進めました。

施策の方針

- 障がいの有無によって分け隔てられることがない共生社会の実現に向けて、可能な限り、共に教育を受けることができる仕組みを整備し、また、障がいに対する理解を深める取組を推進します



具体的な取組

取組1 ユニバーサルデザインの視点を持った授業展開及び個に応じた特別支援教育の推進

平成30年度「野田市学校教育指導の指針」の重点項目の2番目に「特別支援教育の推進」を掲げています。幼稚園及び学校に、特別支援教育についての更なる周知を図り、上記の事業内容を具体化して、児童生徒にとってより良い支援、幼稚園・学校生活につながるよう努めていきます。

また、令和4年度から、小・中学校とも「主体的・対話的な深い学びを目指す授業の展開」が本格化したため、子どもたちへの動機付けや必要感のある学び合いの場の用意、ICT機器の効果的な活用など、創意工夫を行うよう更に働きかけます。

【主な取組】

特別支援教育の推進等	(指導課)
------------	-------

取組2 関係機関との連携

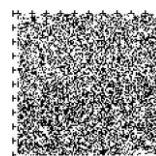
専門的な知識や関係機関との連携が重要であることから、連絡を密にし、円滑な支援ができるように進めていきます。

また、子どもや保護者のニーズにより、自主的に就学相談の申請を行う方が増えているため、丁寧に相談を重ねつつ、大勢の方々に対応できるように心掛けます。学校見学は、個別に行っているため、受入側の学校が数多く対応しています。

さらに、相談については、保護者の思いをよく酌み取りながら、就学先の検討だけでなく、就学先への接続、子ども理解や適切な支援方法やその在り方の共有等を考慮しながら、進めていきます。

【主な取組】

切れ目のない支援体制づくり	(指導課)
多様な学びの場の提供	(指導課)



現状と課題

■ 特別支援教育の推進

各小中学校でニーズの高まりがある特別支援教育の推進のため、研修の場の充実を図りました。研修については、業務改善の観点からオンラインによる研修や文書配付等にて対応しました。業務改善ということで、研修時間を増やせない状況や新型コロナウイルス感染症への配慮が必要ですが、若手教員も増えているので、校内研修等で理解を広げる必要があります。

■ 幼稚園及び学校現場における相談・支援のための教育環境の整備

特別な配慮を要する子どもたちへの支援の工夫などを更に呼び掛けていくとともに、個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成と活用を図りました。

新型コロナウイルス感染症の感染リスクに配慮しながら、相談や支援の場として、ひばり教育相談、適応指導学級、巡回教育相談、ひまわり相談、就学相談などの連携を充実させました。学校間あるいは子ども家庭総合支援課や子どもの発達相談室との連携、千葉県立野田特別支援学校による支援も引き続き依頼しました。

医療的ケアなど環境整備が必要なケースは、早期から就学相談を行い、就学に向けて必要な人的、環境的な整備の調整を図ることができました。

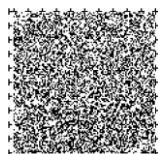
北部小学校、福田第一小学校、北部中学校に特別支援学級（自閉症・情緒学級）を新設し、教育環境を整備しました。

外部療育機関との情報交換を行い、就学相談に向けた連携を図ることで、児童生徒にとってより良い支援の場を検討することができました。

端末を授業で使用する場面が見られました。また、デジタルドリルを使用し、それぞれの習熟度に応じた学年の学習を行うことで、個別最適な学びとなるよう工夫しながら授業を行いました。

端末の活用方法をより多くの教職員が周知できるよう、情報共有の機会を設けるほか、使用目的や用途、どのような場面で活用できるか等、検討する必要があります。

学校施設のバリアフリー化に取り組みました。障がいのある子ども一人一人に応じたきめ細かい支援ができる学校施設にするため、トイレ改修、手すりの取付けやスロープなどの整備が必要とされます。



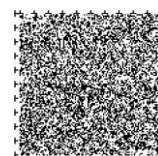
● 学校施設のバリアフリー化の状況

学校名称	バリアフリー化の状況
中央小学校	和便器を改修し洋便器 88 台設置、バリアフリースイートイレ新設手すり設置
福田第二小学校	和便器を改修し洋便器 12 台設置、バリアフリースイートイレ新設手すり設置
北部小学校	和便器を改修し洋便器 25 台設置、バリアフリースイートイレ新設手すり設置
二川小学校	和便器を改修し洋便器 40 台設置、手すり設置
みずき小学校	和便器を改修し洋便器 30 台設置、手すり設置
清水台小学校	和便器を改修し洋便器 42 台設置、バリアフリースイートイレ新設手すり設置
柳沢小学校	渡り廊下改修工事、和便器を改修し洋便器 21 台設置 バリアフリースイートイレ新設、手すり設置
東部小学校	和便器を改修し洋便器 50 台設置、バリアフリースイートイレ新設手すり設置
七光台小学校	和便器を改修し洋便器 48 台設置、バリアフリースイートイレ新設手すり設置
山崎小学校	和便器を改修し洋便器 42 台設置、バリアフリースイートイレ新設手すり設置
木間ヶ瀬小学校	女子トイレ他手すり等設置工事、校舎階段手すり設置工事
南部中学校	トイレ手すり取付け他工事

■ 教職員への研修等の促進

学校現場の実態把握に努め、個のニーズに合わせた授業が実施できるよう教師のレベルに応じた研修等を実施しました。また、次年度につながる環境整備や人材の育成などを検討していきます。

当事者団体等からの意見として、進学時や担任の教師が変わった際など、家庭や学校、相談員、関係機関間で円滑に児童の情報を提供できるよう、ライフサポートファイルの活用・周知や研修などを通じて共通理解を深める仕組みを作るべきであるとの意見がありました。



施策の方針

- 幼稚園及び学校現場や相談に見えた保護者の声をよく聴き、子どもにとってより良い支援につながる具体的な取組を進めます。
- 特別支援教育の推進のための研修の場の充実を図ります。
- 障がいのある幼児児童生徒及び学生に対する適切な支援ができる環境整備を推進します。

具体的な取組

取組1 特別支援教育の推進

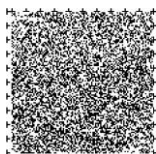
教育支援計画の作成については、個人情報に関する繊細な内容も確認するため、家庭と学校での誤解を生じないように進められるように働きかけます。通常学級に在籍する児童・生徒については、特に配慮が必要となります。また、作成はしたものの、中々活用されない場合もあるので、引継ぎや日頃の支援に活用するように伝えていきます。

保護者の同意を得て、必要な場面での関係機関との情報共有を行い、支援につなげます。

【主な取組】

学校教育環境の整備

(指導課)



取組2 幼稚園及び学校現場における相談・支援のための教育環境の整備

幼稚園・学校現場や相談に見えた保護者の声をよく聴き、子どもにとってより良い支援につながる具体的な取組を進めます。

学校施設については、障がいの有無にかかわらず様々な人々が利用する公的な施設であり、災害発生時における利用等の観点も踏まえつつ、施設のバリアフリー化やトイレの洋式化を推進するとともに、障がいのある子どもや医療的ケア児にとっても利用しやすい教育施設の場を確保できるよう推進していきます。

【主な取組】

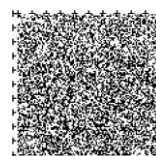
指導計画及び教育支援計画の作成・活用	(指導課)
学校施設のバリアフリー化	(教育総務課)
学校教育環境の整備	(学校教育課)

取組3 教職員への研修等の促進

経験のある教員の実践事例を他校に広げていくよう努めます。
オンラインによる研修や文書配布等も、引き続き対応します。

【主な取組】

特別支援教育の研修の場の充実	(指導課)
----------------	-------



現状と課題

■ 学習活動を行う学びの場や機会の充実

障がい者青年学級「わたぼうし」を開設し、毎月1回日曜日に、障がいのある青年の社会的自立を目指して、レクリエーション等を行っています。ボランティアが企画運営に参加し、共催で事業を実施しています。障がいのある青年のリーダーの育成が進んでいないため、引き続き、行事の計画や会員への連絡などの支援が必要です。

■ 読書環境の整備

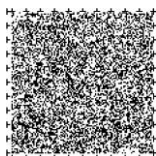
興風図書館においてハンディキャップサービスを実施しています。ハンディキャップサービスは、障がいのある人や長期間自宅で療養されている人など来館が困難な人に対し、宅送貸出しサービスを実施しているほか、視覚障がいのある人（身体障害者手帳の障害等級が1級又は2級が対象）に郵送貸出しサービスを実施しています。また、視覚障がいにより表現の認識が困難な人に対してデイジー図書（デジタル録音図書）や点字図書の貸出し、ボランティアによる対面朗読を実施しています。さらに、通常の活字の認識が困難な人に対し、LLブック¹や大活字本の貸出しを実施しています。

ハンディキャップサービスの周知として、興風図書館1階にハンディキャップサービスのコーナーを設置しているほか、リーフレット「ハンディキャップサービスのご案内」の作成、図書館ホームページでハンディキャップサービスを紹介しています。

PRしたサービスについて、対象者（当事者）の情報収集が難しいことがあります。

施策の方針

- 障がいのある人が教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう努めます。
- 障がいのある人も読書に気軽に親しむことができるよう、図書館サービスの充実に努めます。



1 日本語が得意でない人や、知的障がいのある人を始めとした一般的な情報提供では理解が難しい様々な方にとって読みやすいように難しい感じや長文ではなく、ふりがなや絵文字がついていて誰もが読書を楽しめるように工夫して作られた本のこと。

具体的な取組

取組1 学習活動を行う学びの場や機会の充実

地域における学校卒業後の学習機会の充実のため、引き続きボランティアと共催で事業を実施し、生涯学習を支援することで社会的自立を促進するとともに、障がい者青年学級終了後も自主的なサークル活動が行えるよう、リーダーの育成を図ります。

【主な取組】

障がい者青年学級「わたぼうし」 (生涯学習課 (公民館))

取組2 読書環境の整備

サービスの対象者(当事者)に限らず、その親族や知人も含めて、サービス内容についてPRに努めます。

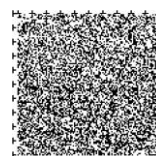
LLブックやマルチメディアデジター¹など身体以外の障がいに対応した資料の収集及び貸出しに努めます。

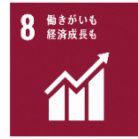
国立国会図書館の障がい者用資料検索「みなサーチ」(令和6年(2024年)1月開始)へ登録して、サービスの拡充を図ります。

【主な取組】

読書バリアフリーの推進 (興風図書館)
ハンディキャップサービス (興風図書館)

1 視覚障がいのある人のほか、加齢などにより文字が見えにくい人、発達障がいのある人など活字による読書が困難な人に対し、文字や音声、画像を同時に再生できるデジタル録音図書のこと。



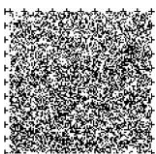
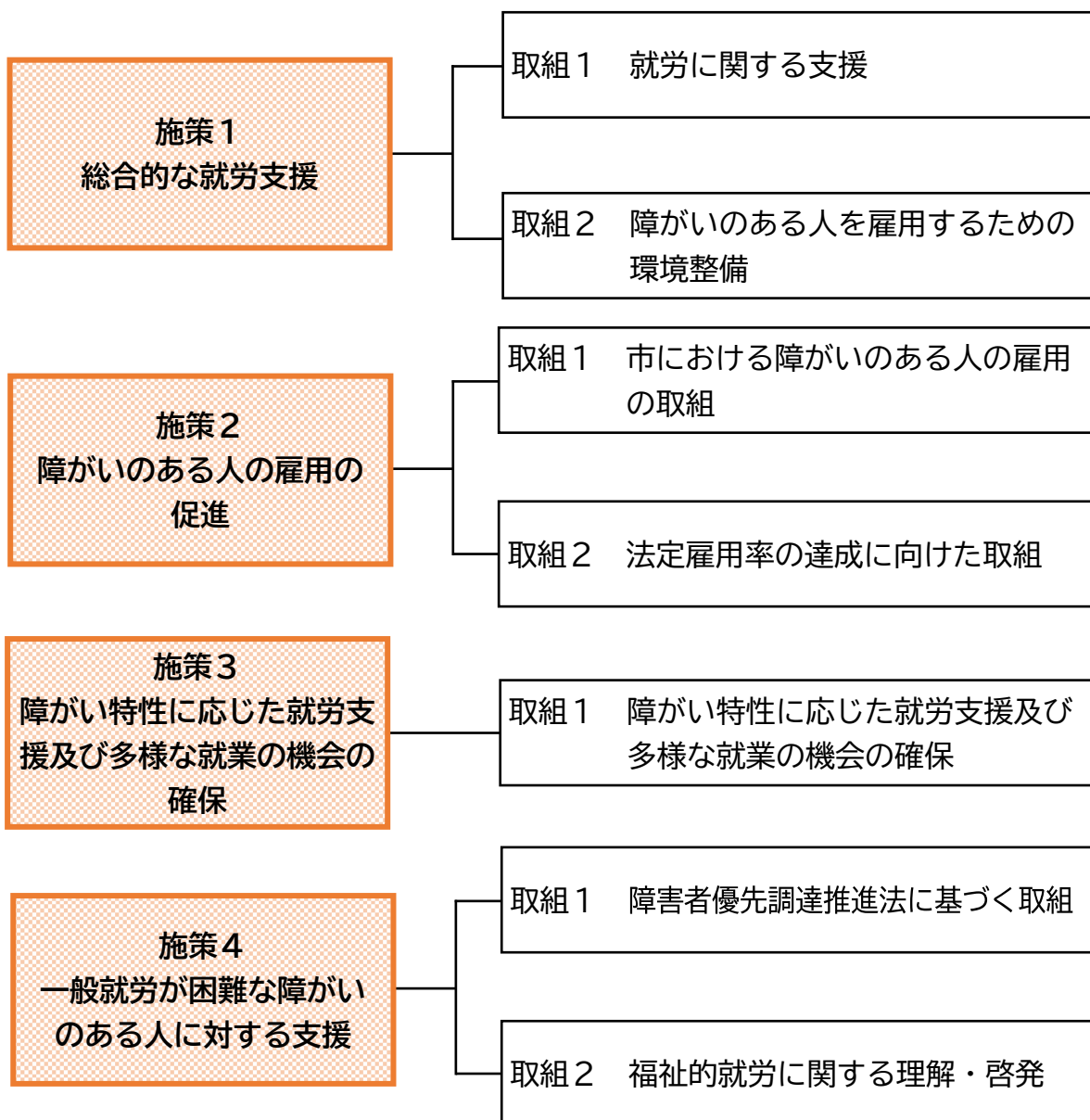


基本方針

障がいのある人が、地域で質の高い自立した生活を営むには、就労が重要であるとの考えの下、働く意欲のある障がいのある人が、その適正に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の担い手の育成などを図ります。

併せて、雇用・就業の促進に関する施策と、福祉施策との適切な組合せを検証します。

施策の体系



現状と課題

■ 就労に関する支援

障がいのある人からの就労に関する相談に応じ、障害福祉サービスによる支援が必要な人は、就労移行支援等の就労系サービスの利用につなげています。また、必要に応じパーソナルサポートセンターや障害者就業・生活支援センターは一とふると連携し、障がいの種別、程度に応じた細やかな就労支援を実施しています。相談に応じ、関係機関と連携を図る必要があります。

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会（就労支援部会）が中心となり、農福連携の取組を推進しています。千葉県が実施している農業者と障害福祉サービス事業所のマッチングを支援する「お試しノウフク」による農業者への補助金を活用し、市内の農業者の農作業を就労支援事業所利用者が担う事例を増やしています。障がいのある人の働きぶりが高く評価され、農業者からの直接雇用に至る事例も出てきています。千葉県の「お試しノウフク」での補助金は限られているため、県の補助金に頼らない野田市独自の取組も検討する必要があります。

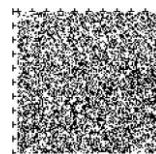
■ 障がいのある人を雇用するための環境整備

「障がい者職場実習奨励金支給事業」及び「野田市雇用促進奨励金交付事業」について、さらなる制度活用のため、ハローワーク、商工会議所、商工会、工業団地等を通じ周知に努めました。

引き続き、「障がい者職場実習奨励金支給事業」及び「野田市雇用促進奨励金交付事業」について、更なる制度活用のため、ハローワーク、商工会議所、商工会、工業団地等を通じ周知に努める必要があります。

施策の方針

- 働く意欲のある障がいのある人がその適正に応じて能力を十分に発揮できるよう、障がいのある人からの相談に応じて、就労に関する支援を実施します。
- 野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会（就労支援部会）が中心となり、農福連携の取組を推進します。
- 関係機関と連携して、周知強化による雇用促進奨励金及び障がい者職場実習奨励金の利用促進を図り、常用雇用の拡大に結び付くように努めます。



具体的な取組

取組1 就労に関する支援

働く意欲のある障がいのある人がその適正に応じて能力を十分に発揮できるよう、障がいのある人からの相談に応じて、就労に関する支援を実施します。

今後も多くの事例を積み重ね、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会（就労支援部会）による作業受託の見学会の開催など、市内障害福祉サービス事業者に対する農福連携への理解・参入を推進していきます。

【主な取組】

相談支援業務	(障がい者支援課)
農福連携の取組	(障がい者支援課・農政課)



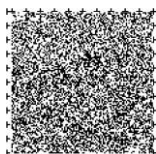
(農福連携の風景)

取組2 障がいのある人を雇用するための環境整備

「障がい者職場実習奨励金支給事業」及び「野田市雇用促進奨励金交付事業」について、更なる制度活用のため、ハローワーク、商工会議所、商工会、工業団地等を通じ、周知に努めます。

【主な取組】

野田市雇用促進奨励金交付事業	(商工労政課)
野田市障がい者職場実習奨励金支給事業	(商工労政課)



現状と課題

■ 市における障がいのある人の雇用の取組

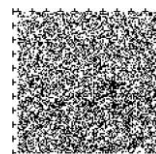
障がい者雇用室において、知的障がい及び精神障がいのある人を会計年度任用職員として任用しています。なお、障がい者雇用室では、社会福祉法人は一とふるのジョブトレーナーにより、障がいのある人への業務支援を実施しています。また、実施している業務内容については、郵便配送業務、洗車業務等を始め、各課からの依頼に基づき、入力業務や印刷物の印刷等を実施しています。障がいのある人の雇用の理解を進めるとともに、障がいのある人を各課に配置できる環境整備等を行う必要があります。

また、雇用の場における障がいのある人への差別を禁止し、募集や採用では障がいのある人となない人の均等な機会を確保し、採用後においては、障がいのある人となない人の均等な待遇や、障がいのある人の能力の有効な発揮の支障となる事業を改善する措置への取組及び支援を実施するため、障がい者就業・生活支援センターは一とふるが主催する意見交換会に出席し、情報収集や意見交換を実施しました。

さらに、野田市斎場内に設置している売店「セレ・ショップやすらぎ」に従事している精神障がいのある人の社会参加の促進を実施しています。また、「やすらぎチャレンジシート」を中心に支援内容を見直しています。「やすらぎチャレンジシート」により、精神障がいのある人の現状に合わせた支援を実施する必要があります。

■ 法定雇用率の達成に向けた取組

宅地開発事業や大規模小売店舗等出店の事前協議の際に、障がいのある人の雇用について配慮していただくよう事業者には要請するとともに、ハローワーク、商工会議所、商工会、工業団地等と協力し、障がいのある人の雇用を図っています。引き続き宅地開発事業や大規模小売店舗等出店の事前協議の際に、障がいのある人の雇用について配慮していただくよう事業者には要請するとともに、ハローワーク、商工会議所、商工会、工業団地等と協力し、障がい者雇用の促進を図る必要があります。



施策の方針

- 引き続き、市における障がいのある人の雇用の取組を推進し、働く意欲のある障がいのある人がその適正も応じて能力を十分に発揮できるよう努めます。
- 引き続き、法定雇用率の達成に向けた取組を推進します。

具体的な取組

取組1 市における障がいのある人の雇用の取組

現在は障がい者雇用室において会計年度任用職員が就業していますが、各課の障がい者雇用室に対する理解を進めるとともに、障がい者雇用室で任用している障がいのある人を各課に配置できる環境整備等を検討します。

改正障害者雇用促進法に基づく雇用の場における障がいのある人への差別の禁止や合理的配慮の提供義務について周知するとともに、取組の支援を行います。

野田市斎場内に設置している「セレシヨップ・やすらぎ」に従事している精神障がいのある人に対し、就労に向けた支援を継続して実施します。

【主な取組】

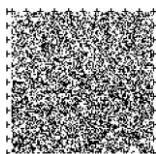
障がい者雇用の促進	(人事課)
障がいのある人の雇用に関する意見交換会	(障がい者支援課)
野田市斎場売店事業	(野田市社会福祉協議会)

取組2 法定雇用率の達成に向けた取組

法定雇用率の引上げに伴い、障がいのある人の雇用は進んでいますが、今後、令和6年4月、令和8年7月に段階的に引き上げられることから、引き続き宅地開発事業や大規模小売店舗等出店の事前協議の際に、障がいのある人の雇用について配慮していただくよう事業者に要請するとともに、各種関係団体との協力、チラシの配布や研修会等の実施により、雇用の促進を図ります。

【主な取組】

障がいのある人の雇用の推進	(商工労政課)
---------------	---------



現状と課題

■ 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会（就労支援部会）において、障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保について、意見交換を行いました。事業所間の取組を共有し、事業所の更なる活性化、健全化を図る必要があります。

また、障がいのある人が、就労移行支援事業などの障害福祉サービスを通じて、民間企業に就労し、就労定着することを支援するため、障がい者就業・生活支援センターは一とふるの意見交換会に参加し、障がいのある人の就労支援について意見交換しました。就労に向けて、どのような意見があるか常に情報収集に努めていく必要があるほか、障害福祉サービスの就労支援に関する新制度について注視します。

施策の方針

- 引き続き、多様な障がいの特性に応じた支援の充実・強化を図るため、必要な支援を継続して実施します。

具体的な取組

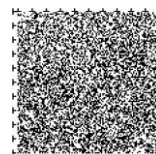
取組1 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

多様な障がいの特性に応じた支援の充実・強化を図るため、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会（就労支援部会）において、障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保について、意見交換を行います。

福祉施設を利用している障がいのある人が、就労移行支援・就労定着支援などの障害福祉サービスを通じて、民間企業等に就労し、定着することを支援します。

【主な取組】

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会（就労支援部会）との連携	（障がい者支援課）
就労支援系サービスの給付	（障がい者支援課）



現状と課題

■ 障害者優先調達推進法に基づく取組

障害者優先調達推進法に基づく「野田市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、目標設定額の増加を図りましたが、目標の7割程度しか達成できませんでした。市として目標を達成するため、事業や販売物品のパンフレットの見直しや全庁での物品購入の予算化に努める必要があります。障害者優先調達推進法の主旨の理解を求め、より多くの方に発注や雇用の理解を求める必要があります。

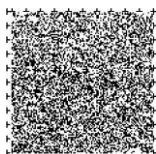
また、当事者団体等からの意見として、市の優先調達の取組を推進するべきであるとの意見がありました。

■ 福祉的就労に関する理解・啓発

障害者週間に合わせて、市役所1階ふれあいギャラリーにおいて、障害福祉サービス事業所で働く障がいのある人について周知、啓発しています。引き続き、障がいのある人の就労施設の活動紹介・作品展示会を開催し、事業所で働く障がいのある人を知ってもらう必要があります。

施策の方針

- 障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等から物品購入や役務の提供を行うように努めます。
- 引き続き、福祉的就労に関する理解・啓発に努めます。



具体的な取組

取組1 障害者優先調達推進法に基づく取組

障害者優先調達推進法に基づき「野田市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定するとともに目標額を定め、障がい者就労施設等からトイレットペーパー等の物品購入や役務の提供を行うように努めます。

【主な取組】

野田市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

(障がい者支援課)

取組2 福祉的就労に関する理解・啓発

障害者週間に合わせて、市役所1階ふれあいギャラリーにおいて、障害福祉サービス事業所で働く障がいのある人について周知、啓発していきます。また、障がいのある人の就労施設の活動紹介・作品展示会を開催していきます。

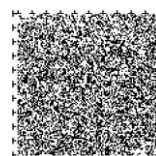
【主な取組】

障がい者就労支援施設等の活動紹介・作品展示会

(障がい者支援課)



(障がい者就労支援施設等の活動紹介・作品展示会の風景)



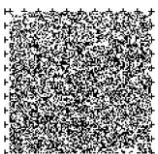
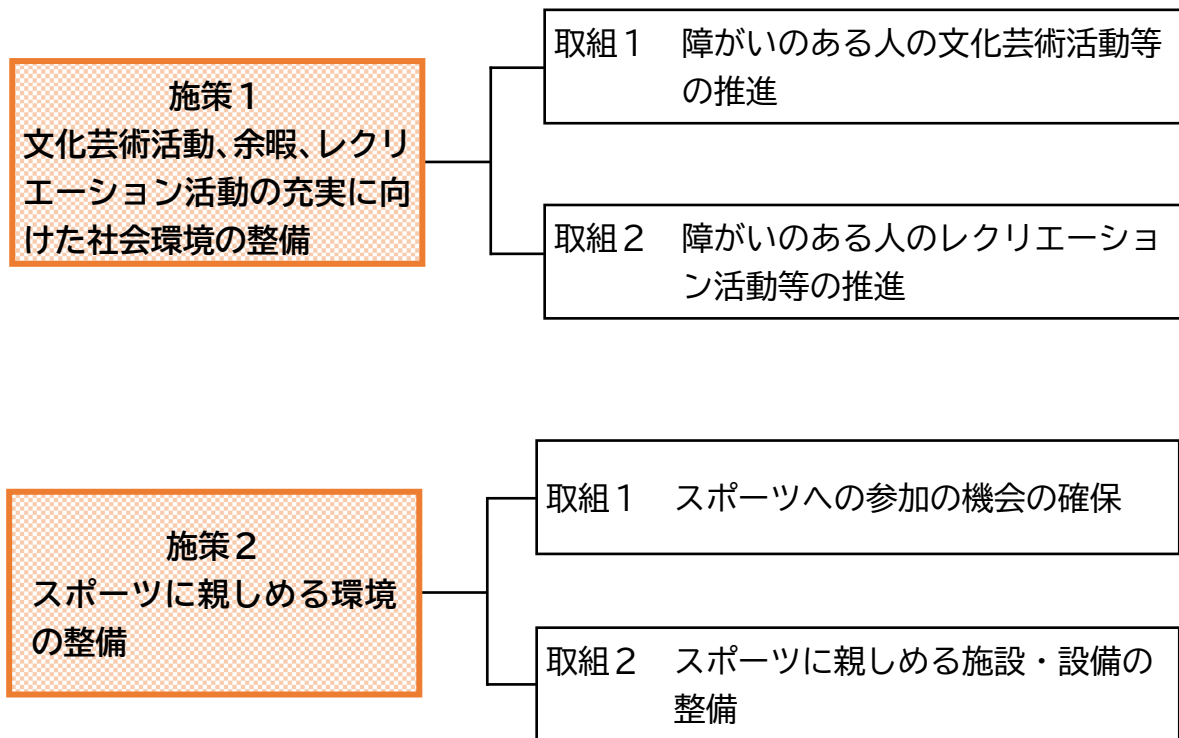


基本方針

障がいのある人の文化及び芸術活動への参加を通じて、障がいのある人の生活を豊かにするとともに、市民の障がいのある人への理解と知識を深めて、障がいのある人の自立と社会参加の促進を促します。

また、共生社会の実現に向け、障がいの有無にかかわらず誰もがスポーツに親しむ機会を作るとともに、障がいのある人のスポーツの普及に努めます。

施策の体系



現状と課題

■ 障がいのある人の文化芸術活動等の推進

障がいのある人もない人も地域の中で生活を送ることができ、可能な限り自立して社会参加できるよう、「サンスマイル」を支援したほか、「障がい者就労支援施設等の活動紹介・作品展示会」等を実施し、心のバリアフリーを推進しました。

心のバリアフリーを一層推進するため、障がいのある人の更なる参加を目指す必要があります。

■ 障がいのある人のレクリエーション活動等の推進（8－施策3：再掲）

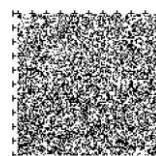
障がい者青年学級「わたぼうし」を開設し、毎月1回日曜日に、障がいのある青年の社会的自立を目指して、レクリエーション等を実施しています。

また、ボランティアに企画運営に参加していただき、共催で事業を実施しています。

障がいのある青年のリーダーの育成が進んでいないため、引き続き、行事の計画や会員への連絡などの支援が必要です。

施策の方針

- ▶ 今後も、安全に各種行事が開催できるように必要な支援を実施するとともに、障がいのある人の参加者数を増やすため更なる周知活動に努めます。
- ▶ 地域における学校卒業後の学習機会の充実のため、引き続きボランティアと共催で事業を実施し、生涯学習を支援することで社会的自立を促進するとともに、障がい者青年学級終了後も自主的なサークル活動が行えるよう、リーダーの育成を図ります。



具体的な取組

取組1 障がいのある人の文化芸術活動等の推進

障がいのある人の生活と社会を豊かにするとともに、市民の障がいへの理解と認識を深め、障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、「サンスマイル」への支援を継続するほか、「障がい者就労支援施設等の活動紹介・作品展示会」及び「こころの作品展」を実施します。

【主な取組】

サンスマイルへの支援	(障がい者支援課)
障がい者就労支援施設等の活動紹介・作品展示会	(障がい者支援課)
こころの作品展	(障がい者支援課)



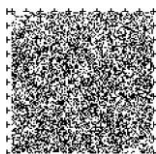
(サンスマイルの実施風景)

取組2 障がいのある人のレクリエーション活動等の推進

障がいのある青年の社会的自立と障がいのある青年のリーダー育成を目指して、レクリエーション等を実施します。

【主な取組】

障がい者青年学級「わたぼうし」	(生涯学習課 (公民館))
-----------------	---------------



現状と課題

■ スポーツへの参加の機会の確保

障がいのある人がスポーツに参加できるよう、「のだ市民活動ふれあいフェスティバル」で障がい者スポーツ体験会を実施するとともに、千葉県障害者スポーツ大会への参加支援を実施しました。また、「おひさまといっしょに」を後援し、障がいのある人のスポーツへの参加の機会の確保に努めました。

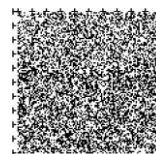
■ スポーツに親しめる施設・設備の整備

福田体育館の耐震補強等（大規模改修を含む）工事の実施に向け、令和4年度において、耐震補強等設計の業務委託を行い、令和5年度から6年度の2か年の継続事業により、耐震補強及びバリアフリー化を含めた大規模改修工事を行います。

令和5年4月から、総合公園体育館のトレーニングルームを障がい者スポーツを始めヨガやダンスなど多くのニュースポーツ等に利用できる多目的ルームとして変更し開設しました。障がいのある人を含め利用率の向上や、活用を促進する必要があります。

施策の方針

- 障がいのある人が様々なスポーツに参加できるよう、スポーツ大会等への参加の支援や機会の確保に努めます。
- 福田体育館の耐震補強のため、令和5年度から6年度の2か年の継続事業により、耐震補強及びバリアフリー化を含めた大規模改修工事を行い、令和5年度は、仮設工事及び解体工事を行います。
- 総合公園体育館の多目的ルームについて、障がいのある人含め利用率の向上や、活用を促進します。



具体的な取組

取組1 スポーツへの参加の機会の確保

障がいのある人がスポーツに参加できるよう、「のだ市民活動ふれあいフェスティバル」で障がい者スポーツ体験会を実施するとともに、千葉県障害者スポーツ大会への参加支援を実施します。

また、「おひさまといっしょに」を後援し、障がいのある人のスポーツへの参加の機会の確保に努めます。

【主な取組】

「おひさまといっしょに」への支援	(障がい者支援課)
千葉県障害者スポーツ大会への参加支援	(障がい者支援課)
障がい者スポーツ体験会	(障がい者支援課)



(障がい者スポーツ体験会実施風景)



(おひさまといっしょに実施風景)

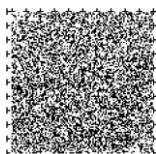
取組2 スポーツに親しめる施設・設備の整備

障がいのある人が地域でスポーツを親しめるよう、スポーツに親しめる施設・設備の整備を継続して実施します。

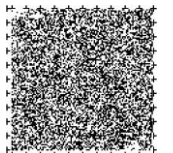
障がい者スポーツをはじめとしたニュースポーツなど、多くのスポーツが利用できる野田市総合公園の多目的ルームで障がいのある人にも安心してスポーツに参加できる機会を広げるとともに、多目的ルームについて周知することで、障がい者スポーツへの参加やスポーツを通じた社会参加を促進します。

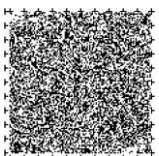
【主な取組】

福田体育館耐震補強等事業	(スポーツ推進課)
総合公園体育館多目的ルームの活用促進	(スポーツ推進課)



資料編

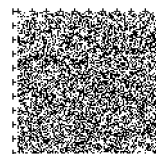




1 野田市障がい者基本計画推進協議会委員名簿

令和6年2月6日現在

氏名	任期	選出区分	備考
上木 昭	令和5年7月1日から 令和7年6月30日まで	障がい者団体を代表する者	
小倉 明美	令和5年7月1日から 令和7年6月30日まで	障がい者団体を代表する者	
加藤 満子	令和5年7月1日から 令和7年6月30日まで	障がい者団体を代表する者	
熊沢 英也	令和5年7月1日から 令和7年6月30日まで	障がい者団体を代表する者	
田代かさね	令和5年7月1日から 令和7年6月30日まで	障がい者団体を代表する者	
幡野喜志子	令和5年7月1日から 令和7年6月30日まで	障がい者団体を代表する者	
小林 幸男	令和5年7月1日から 令和7年6月30日まで	社会福祉法人野田市社会福祉協議会 を代表する者	会長
清本健二郎	令和5年7月1日から 令和7年6月30日まで	中核地域生活支援センターを代表す る者	
高峰 啓三	令和5年7月1日から 令和7年6月30日まで	障がい者支援事業所を代表する者	副会長
増田 雅樹	令和5年7月1日から 令和7年6月30日まで	障がい者支援事業所を代表する者	
松岡 巖	令和5年7月1日から 令和7年6月30日まで	障がい者支援事業所を代表する者	
谷口 勲	令和5年7月1日から 令和7年6月30日まで	一般社団法人野田市医師会を代表す る者	
高野 紗生	令和5年7月1日から 令和7年6月30日まで	精神保健医療福祉の知識を有する者	
小暮 正男	令和5年7月1日から 令和7年6月30日まで	民生委員児童委員を代表する者	
岩木 博之	令和5年10月5日から 令和7年6月30日まで	関係行政機関の職員	
香山 啓	令和5年7月1日から 令和7年6月30日まで	関係行政機関の職員	
猪越 裕	令和5年7月1日から 令和7年6月30日まで	関係教育機関の職員	
角田 敏雄	令和5年7月1日から 令和7年6月30日まで	関係教育機関の職員	
新谷真紀子	令和5年7月1日から 令和7年6月30日まで	公募に応じた市民	
星野 静江	令和5年7月1日から 令和7年6月30日まで	公募に応じた市民	



2 野田市障がい者基本計画推進協議会設置条例

平成11年3月26日

野田市条例第6号

注 平成18年9月から改正経過を注記した。

改正 平成13年12月28日条例第27号

平成18年9月29日条例第33号

平成22年9月30日条例第27号

(題名改称)

平成24年7月13日条例第18号

令和元年9月25日条例第13号

(設置)

第1条 本市は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の趣旨にのっとり、障がい者の基本計画に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障がい者の基本計画に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議するため、野田市障がい者基本計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(平22条例27・一部改正)

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、障がい者の基本計画に関する施策等に係る事項について調査審議し、答申する。

2 協議会は、必要に応じ、障がい者の基本計画に関する施策等に係る事項について調査し、市長に意見を述べることができる。

(平22条例27・一部改正)

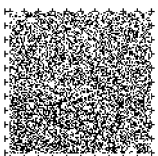
(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障がい者団体を代表する者
- (2) 社会福祉法人野田市社会福祉協議会を代表する者
- (3) 中核地域生活支援センターを代表する者
- (4) 障がい者支援事業所を代表する者
- (5) 一般社団法人野田市医師会を代表する者
- (6) 精神保健医療福祉の知識を有する者
- (7) 民生委員児童委員を代表する者
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) 関係教育機関の職員
- (10) 公募に応じた市民
- (11) その他市長が必要と認めた者

(平18条例33・平22条例27・平24条例18・令元条例13・一部改正)



(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(参考意見等の聴取)

第7条 協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務の所掌は、市長の定めるところによる。

(委任)

第9条 この条例の実施に関し、必要な事項は市長が定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年12月28日野田市条例第27号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月29日野田市条例第33号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(任期の特例)

5 この条例の施行に伴い新たに委嘱される野田市障害者基本計画推進協議会の委員の任期は、第14条の規定による改正後の野田市障害者基本計画推進協議会設置条例第4条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する委員の任期満了の日までとする。

附 則 (平成22年9月30日野田市条例第27号)

この条例は、平成22年11月1日から施行する。

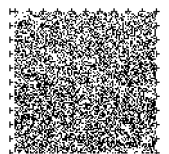
附 則 (平成24年7月13日野田市条例第18号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年8月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) から (7) まで 略

(8) 第4条、第5条、第17条及び第19条の規定 平成25年7月1日



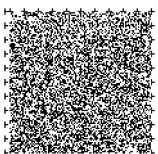
附 則（令和元年9月25日野田市条例第13号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例（野田市自転車等放置防止に関する条例を除く。次項において「旧各条例」という。）の規定に基づき附属機関の委員として委嘱又は任命されている者については、その任期中に限り、この条例による改正後のそれぞれの条例（野田市自転車等放置防止に関する条例を除く。次項において「新各条例」という。）の規定に基づき附属機関の委員として委嘱又は任命された者とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧各条例の規定に基づき附属機関の会長若しくは委員長又は副会長若しくは副委員長（以下「会長等」という。）として選任されている委員については、その任期中に限り、新各条例の規定に基づき附属機関の会長等として選任された委員とみなす。



第4次野田市障がい者基本計画

令和6年3月

発行 野田市
編集 野田市 福祉部 障がい者支援課
〒278-8550
千葉県野田市鶴奉7番地の1
TEL 04-7125-1111 FAX 04-7123-1095

本書には、携帯電話対応2次元バーコード「音声コード (Uni-Voice)」を添付しております。音声コード対応の携帯電話などで読み込むことで、音声コード内に収められた情報を音声で読み上げたり、テキストにて表示することができます。

